

令和5年度版
環境管理目標等資料集

秋田県大館市

令和5年4月1日

目 次
最新改定日 令和5年4月1日

目 次

規格の箇条番号	頁
5. 3 役割、責任及び権限	1
6. 1. 1 一般的事項（リスク及び機会）	3
6. 1. 2 令和5年度環境側面（著しい環境側面）	4
6. 1. 3 順守義務（環境関連法令等一覧：主管課・施設別）	21
（環境法令基準一覧）	38
6. 2. 1 環境目標（市全体及び部門別）	47
6. 2. 2 環境目標を達成するための取組みの計画策定	53
7. 2 力量	62
8. 1 運用の計画及び管理（運用管理対象実施項目）	65
8. 2 緊急事態への準備及び対応（緊急事態対応部署）	72
9. 1 監視、測定、分析及び評価	76
9. 1. 1 一般的事項（環境目標関連）	76
9. 1. 2 順守評価（法規制（順守）関連）	78
資料1：環境マネジメントシステム関係職員名簿	83
資料2：環境マネジメントシステム関係施設一覧	85

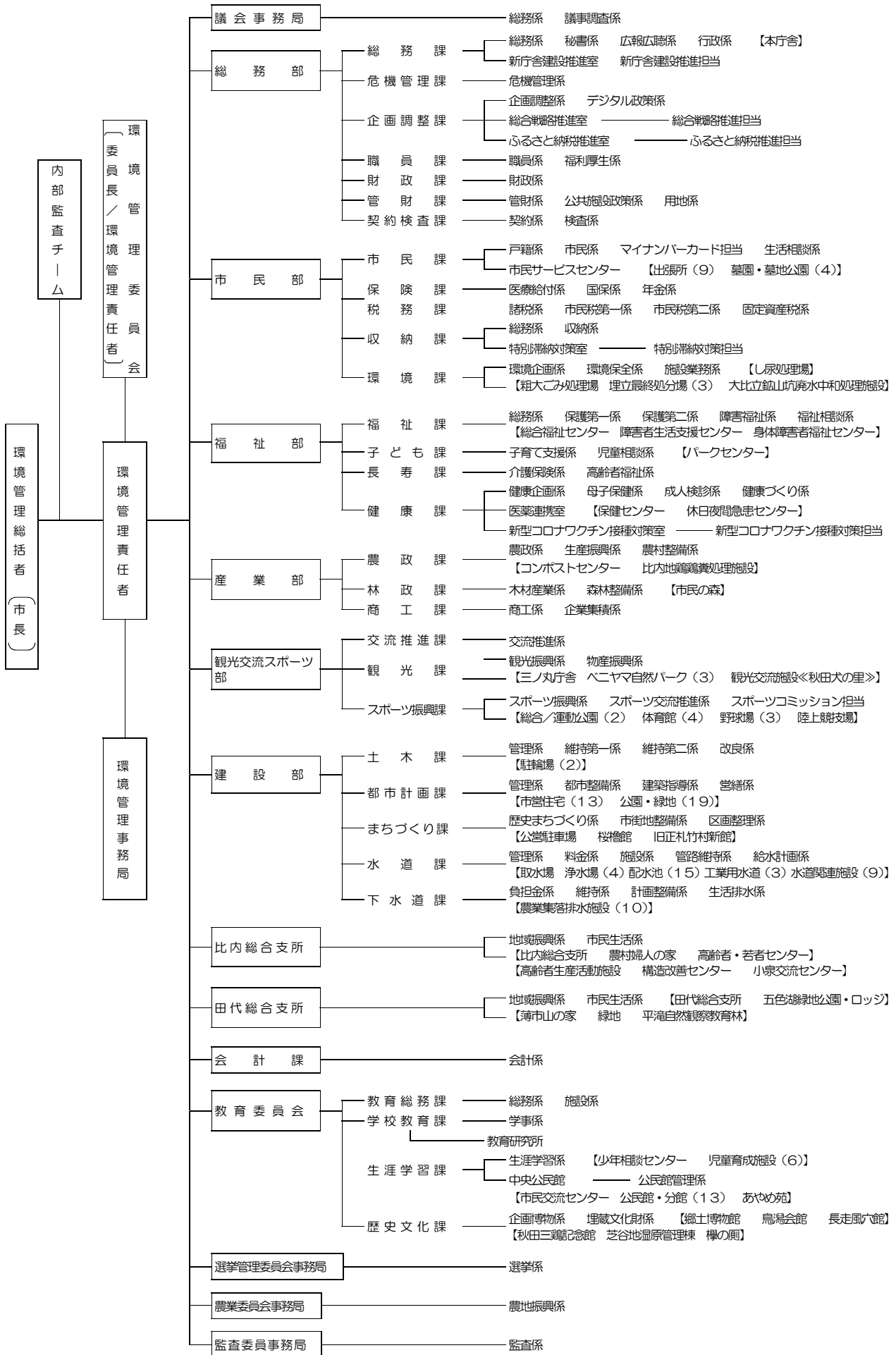
この資料集は、大館市の環境マネジメントシステムを運用するにあたり、当該年度に決定された「リスク及び機会」や「著しい環境側面」及び「順守事項」、「環境目標を達成するための取組みの計画策定」など、市全体並びに部門別に活動するための具体的な内容を記述したものです。ISO14001に適合する環境マネジメントシステムについて包括的に記述した「環境管理マニュアル」と併せ、市役所内外への説明や職員の教育・確認などに使用します。（初度編集日 平成30年4月1日）

5 リーダーシップ
最新改定日 令和5年4月1日

5.3 組織の役割、責任及び権限

今年度の環境マネジメントシステムを推進するための組織は「図1 大館市環境管理組織図」(P2)のとおりです。この組織は、環境管理マニュアル2ページ掲載の「2 適用範囲」に基づき決定されたものであり、課部局以外の適用施設の詳細は、資料2「環境マネジメントシステム関係施設一覧」(P85)のとおりです。

図1 大館市環境管理組織図 [令和5年4月1日現在]



6. 計画	1. リスク及び機会への取組み
	1 一般的事項
最新改定日	令和5年4月1日

6. 1. 1 一般的事項

市の課題、利害関係者のニーズ及び期待は「第2次新大館市総合計画」における課題と連動して決定しています。本市環境マネジメントシステムの意図した成果を達成するために、市役所内外に表明した環境方針に従い、環境の保全及び改善するための活動を推進し、望ましくない影響の低減や防止、継続的改善を達成することを確実にするため取組む必要があるとした「リスク及び機会」は下記「図2 大館市のリスク及び機会一覧」のとおりです。市では、決定した項目のリスク（潜在的かつ有害な影響、あるいは脅威があるもの）や機会（潜在的かつ有益な影響があるもの）を把握し、今後の取組みに反映するよう努めます。また、これらに変化がある場合、環境管理総括者に報告され、レビューされます。

<図2 大館市のリスク及び機会一覧>

市の課題、利害関係者のニーズ及び期待		外部課題	内部課題	利害関係者	順守義務	取組むリスク及び機会		環境方針
1	安心・安全に対する関心の高まり 【関連するSDGs】	○				市民の健康を増進する	リ①	2
						大規模災害発生への備え	リ②	2
						感染症対策と事業の継続強化	リ③	2
2	環境保全への取組み 【関連するSDGs】	○			○	森林育成（里山の整備）	リ④	1
						環境負荷の軽減を考慮した地域産業育成	リ⑤	1
3	人口減少と少子高齢化社会の進行 【関連するSDGs】	○				交流人口の拡大・移住者の招致	リ⑥	3
						少子化に伴う地域の衰退	リ⑦	3
						高齢化に伴う医療費の増大	リ⑧	3
						基幹産業の担い手減少	リ⑨	1
4	地球温暖化防止・循環型社会への取組み 【関連するSDGs】	○			○	カーボン・ニュートラルと地域課題の解決	リ⑩	3
						異常気象の常態化	リ⑪	3
5	持続可能なまちづくり 【関連するSDGs】	○	○	○		フードロスの削減	リ⑫	3
						先導的共生社会ホストタウンを実現するまちづくり	リ⑬	3
						新たな産業（雇用）の創出	リ⑭	3
						ESD（持続可能な開発のための教育）の充実	リ⑮	3

※「環境影響評価登録表（P4～）」には、今年度に取り組みがないものについても記載されています。

6. 計画 1. リスク及び機会への取組み
2 環境側面
令和5年4月1日現在

6. 1. 2 環境側面 《リスク及び機会より》

【令和5年度環境影響評価登録表】

No. 1

リスク及び機会	該当する事業 (環境側面)	課等	大気・水質・土壌	騒音・振動	悪臭	地盤沈下	廃棄物の増加・減少	資源・エネルギー	地球温暖化(気候変動)	自然環境・人の健康	多文化交流によるまちづくり	地域・人的資源の活用	予見できる緊急事態	法的規制(順守義務)	リスク及び機会に該当する事業の管理方法
															(空欄は環境目標として管理する項目)
健康増進	特定健診率の向上	保険課					○	○		○		○			課内管理
	健診(検診)受診の啓発(受診勧奨、制度周知)	健康課								○		○			課内管理
	心の健康づくり推進	健康課								○		○			課内管理
	食育の推進(減塩等普及啓発)	健康課								○		○			課内管理
	スポーツ事業の実施(市民のスポーツ参加率向上)	スポーツ振興課								○		○			
大規模災害の発生への備え	行政機能の大幅な低下の回避	総務課 比内総合支所 田代総合支所	●	●			●	●				○			課内管理
	空家等解体撤去への補助	危機管理課			○					○		○			
	災害協定の締結	危機管理課										○			他計画管理
	災害備蓄物資の購入	危機管理課								○					課内管理
	情報発信手段の整備	企画調整課								○					課内管理
	市有地・財産区保有林の管理	管財課				●	●			●					課内管理
	予防接種促進、感染症予防周知	健康課								○		○			
	森林環境の保全	林政課	○						○	○					課内管理
	手入れのされていない民有林の管理	林政課	○						○	○		○			他計画管理
	治山ダム整備	林政課	○					○	○	○					課内管理
	事業継続力強化支援計画推進	商工課										○			
	BCP策定状況の把握	商工課										○			課内管理
	橋梁の耐震化	土木課		○			○	○							
	橋梁長寿命化による環境改善			○			○	○				○			
	市道改良率の向上	土木課	○	○			○	○							
道路改良による走行性向上			○			○	○				○				
土砂災害警戒区域の周知	土木課										○				

●：環境に有害な影響 ○：環境に有益な影響

※本表は、リスク及び機会とそれに該当する事業(環境側面)、事務区分とそれに該当する環境側面とでそれぞれに作成すること。

※「予見できる緊急事態」には、非通常時の状況におけるものも含む。

6. 計画	1. リスク及び機会への取組み
2 環境側面	
令和5年4月1日現在	

【令和5年度環境影響評価登録表】

No.2

リスク及び機会	該当する事業 (環境側面)	課 等	大気・水質・土壌	騒音・振動	悪臭	地盤沈下	廃棄物の増加・減少	資源・エネルギー	地球温暖化 (気候変動)	自然環境・人の健康	多文化交流によるまちづくり	地域・人的資源の活用	予見できる緊急事態	法的規制(順守義務)	リスク及び機会に該当する事業の管理方法 (空欄は環境目標として管理する項目)
大規模災害の発生への備え	木造住宅耐震化支援	都市計画課										○			
	リフォーム補助金周知等	都市計画課								○		○			
	第2次緊急輸送道路の整備	まちづくり課	●	●				●				○			他計画管理
	歩道整備		●	●			●				○	○			
	水道施設の耐化率向上 (調査・改修・更新)	水道課	●	●			●	●		○					
	耐震管整備 (下水道普及率の向上)	下水道課		●		●				○					
	非構造部材の落下防止対策 (敷地内巡回、注意喚起等) (問い合わせ対応) (工事発注、完了確認)	教育総務課											○		
	●				●										
感染症対策と事業の継続強化	飛沫感染防止用アクリル板・非接触型体温測定装置の使用	総務課 比内総合支所 田代総合支所								○					課内管理
	廃棄物の発生						●								
	庁舎への抗ウイルスコーティング	総務課								○		○			
	業務継続計画の更新・周知	総務課										○			
	手指消毒液の調達・使用	総務課 比内総合支所 田代総合支所 監査委員事務局											○		
	感染防止用品の備蓄	環境課 交流推進課 水道課 歴史文化課 議会事務局									○		○		課内管理
感染症対策本部の設置	危機管理課						●							課内管理	
リモート環境の整備・拡充	企画調整課								○	○		○		課内管理	

●：環境に有害な影響 ○：環境に有益な影響

※本表は、リスク及び機会とそれに該当する事業（環境側面）、事務区分とそれに該当する環境側面とでそれぞれに作成すること。

※「予見できる緊急事態」には、非通常時の状況におけるものも含む。

6. 計画 1. リスク及び機会への取組み
2 環境側面
令和5年4月1日現在

【令和5年度環境影響評価登録表】

No.3

リスク及び機会	該当する事業 (環境側面)	課 等	大気・水質・土壌	騒音・振動	悪臭	地盤沈下	廃棄物の増加・減少	資源・エネルギー	地球温暖化 (気候変動)	自然環境・人の健康	多文化交流によるまちづくり	地域・人的資源の活用	予見できる緊急事態	法的規制(順守義務)	リスク及び機会に該当する事業の 管理方法 〔空欄は環境目標として管理する項目〕
感染症対策・事業継続強化	リモートワークの定着	職員課								○					
	休日窓口開庁による3密回避 (マスク着用の徹底)	市民課						●							課内管理
	委託業務の事業継続計画 策定の検証	環境課					●			●		●			他計画管理
	新型コロナワクチン接種 への対応	健康課								○		○			他計画管理
	スポーツの場の提供	スポーツ振興課								○					課内管理
	アフターコロナ後のイベ ント企画・開催	スポーツ振興課									○	○			課内管理
	水道事業継続計画の策定	水道課								○		○			課内管理
	勤務体制の見直し	交流推進課 水道課 議会事務局									●		●		他計画管理
	リモート環境の整備	交流推進課 水道課								○					課内管理 他計画管理
	タブレットの導入	議会事務局								○					課内管理
	建物の換気	歴史文化課								○					課内管理
	オンライン行事の開催	歴史文化課							○	○					課内管理
	リモートワーク実施・サテ ライトオフィス試行	歴史文化課 監査委員事務局							○	○		○			課内管理
	森林育成	公有林の造成(間伐、針 広混公林化、機械の使用)	林政課	○	●	●	●	●	○	○	○				
森林経営計画作成促進助成		林政課										○			他計画管理
森林作業道嵩上補助		林政課	○					○	○	○					課内管理
森林管理制度(環境保全) (出前講座、アドバイザー雇用) (機械類の使用)		林政課	○	●	●	●	●	○	○	○			○		課内管理

●：環境に有害な影響 ○：環境に有益な影響

※本表は、リスク及び機会とそれに該当する事業(環境側面)、事務区分とそれに該当する環境側面とでそれぞれに作成すること。

※「予見できる緊急事態」には、非通常時の状況におけるものも含む。

6. 計画	1. リスク及び機会への取組み
2 環境側面	
令和5年4月1日現在	

【令和5年度環境影響評価登録表】

No.4

リスク及び機会	該当する事業 (環境側面)	課 等	大気・水質・土壌	騒音・振動	悪臭	地盤沈下	廃棄物の増加・減少	資源・エネルギー	地球温暖化 (気候変動)	自然環境・人の健康	多文化交流によるまちづくり	地域・人的資源の活用	予見できる緊急事態	法的規制(順守義務)	リスク及び機会に該当する事業の 管理方法 (空欄は環境目標として管理する項目)
負 荷 軽 減	未利用バイオマスの有効活用 (廃棄物、化石燃料使用減) (ペレット焼却灰の利活用)	環境課	○				○	○	○						他計画管理
	耕作放棄地対策	農政課						○		○		○			課内管理
	有機農業普及支援	農政課						○		○		○			課内管理
	林業成長産業化の推進	林政課										○			他計画管理
交 流 人 口 拡 大 ・ 移 住 者 招 致	観光入込客数調査実施	観光課									○	○			課内管理
	修学旅行の受け入れ	観光課										●			
	体験者の受け入れ	観光課								○		○			●
	五色湖周辺施設整備	観光課										○			課内管理
	関係人口の拡大	交流推進課								○	○	○			
	移住イベント実施	交流推進課								○	○	○			●
	スポーツによる地域活性化	スポーツ振興課								○		○			
少 子 化 に 伴 う 地 域 衰 退	まちづくり活動支援、町内会等備品支援事業	企画調整課										○			
	結婚支援策	企画調整課										○			
	ハチ公スノーレンジャー登録	福祉課								○		○			課内管理
高 齢 化 に よ る 医 療 費 増 大	ジェネリック医薬品の啓蒙(医療費抑制対策)	保険課					●	●	●			○			課内管理
	頻回受診者への訪問、指導事業の受託契約締結	保険課					○			○		○			課内管理
基 幹 産 業 の 担 い 手 減 少	認定農業者の育成支援、担い手集積事業の利用呼びかけ	農政課										○			課内管理
	スマート農業への支援	農政課						○		○		○			課内管理
	農業6次産業支援	農政課										○			課内管理
	林業経営者の育成支援	林政課										○			課内管理

●：環境に有害な影響 ○：環境に有益な影響

※本表は、リスク及び機会とそれに該当する事業(環境側面)、事務区分とそれに該当する環境側面とでそれぞれに作成すること。

※「予見できる緊急事態」には、非通常時の状況におけるものも含む。

6. 計画	1. リスク及び機会への取組み
2 環境側面	
令和5年4月1日現在	

【令和5年度環境影響評価登録表】

No.5

リスク及び機会	該当する事業 (環境側面)	課 等	大気・水質・土壌	騒音・振動	悪臭	地盤沈下	廃棄物の増加・減少	資源・エネルギー	地球温暖化 (気候変動)	自然環境・人の健康	多文化交流によるまちづくり	地域・人的資源の活用	予見できる緊急事態	法的規制(順守義務)	リスク及び機会に該当する事業の 管理方法 〔空欄は環境目標として管理する項目〕
基幹	スマート林業・デジタル林業の推進	林政課	○					○	○	○		○			課内管理
カーボン・ニュートラルと地域課題の解決	再生可能エネルギー活用 (新庁舎への太陽光発電導入)	総務課						○	○			○			課内管理
	働き方改革(ノー残業デーの徹底)	職員課													課内管理
		水道課								○	○		○		
		議会事務局													
	防犯灯のLED化	市民課						○	○						課内管理
	新斎場建設事業	市民課						○	○						R6年度以降取組み予定
	二酸化炭素排出量算定・公表	環境課	●					●	●	●				○	
	中長期計画の見直し	環境課	○					○	○	○					
	エコプラン21の改定	環境課	○					○	○	○					
	温暖化対策実行計画 (区域施策編)の策定	環境課	○					○	○	○					
	公共施設管理計画との連携	環境課	○					○	○	○		○			他計画管理
	地元企業と連携した地域熱利用	環境課	○					○	○	○		○			課内管理
	一般ごみの排出量削減	環境課	○				○		○	○					他計画管理
	プラスチックごみ分別回収検討	環境課	○				○	○	○	○					課内管理
	老朽設備更新の情報収集	環境課						○	○			○			課内管理
	事業者、一般家庭への情報発信	環境課	○				○	○	○	○		○			課内管理
	電気自動車の導入 (補助事業の活用検討)	環境課	○					○	○	○					R6年度以降取組み予定
	民有林への助成制度実施	林政課	○					○	○	○		○			
	公共建築、備品等の木質化推進	林政課	○					○	○	○		○			他計画管理
	公共土木事業への木材利用推進	林政課	○					○	○	○		○			他計画管理
市内住宅、非住宅への利用推進	林政課	○					○	○	○		○			他計画管理	
ウッドチェンジ推進事業	林政課	○					○	○	○		○			他計画管理	
多面的利用の推進	林政課	○					○	○	○		○			他計画管理	
都市部連携による木材利用推進	林政課	○					○	○	○		○			他計画管理	

●：環境に有害な影響 ○：環境に有益な影響

※本表は、リスク及び機会とそれに該当する事業(環境側面)、事務区分とそれに該当する環境側面とでそれぞれに作成すること。

※「予見できる緊急事態」には、非通常時の状況におけるものも含む。

6. 計画	1. リスク及び機会への取組み
2 環境側面	
令和5年4月1日現在	

【令和5年度環境影響評価登録表】

No.6

リスク及び機会	該当する事業 (環境側面)	課 等	大気・水質・土壌	騒音・振動	悪臭	地盤沈下	廃棄物の増加・減少	資源・エネルギー	地球温暖化 (気候変動)	自然環境・人の健康	多文化交流によるまちづくり	地域・人的資源の活用	予見できる緊急事態	法的規制(順守義務)	リスク及び機会に該当する事業の 管理方法 〔空欄は環境目標として管理する項目〕
カーボン・ニュートラル	選手村ビレッジプラザ提供木材後利用	林政課					○	○		○		○			他計画管理
	森林認証の維持	林政課	○					○	○	○		○			他計画管理
	大館駅インランドデポ推進	商工課							○			○			課内管理
	省CO2に資する材料等の活用促進	水道課						○	○	○					課内管理
	空調熱源設備更新	比内総合支所	●					○	○	○		○			
	風穴館天然冷房の利用	歴史文化課							○	○	○	○			課内管理
異常気象	出前講座での啓発	環境課						○	○	○					課内管理
	クールシティの推進	環境課						○	○	○					課内管理
	農作物適応助成、減収利子補助	農政課							○	○					課内管理
フードロスの削減	市民に向けた講習会開催	市民課								○		○			
	減量への啓発(広報)	環境課					○					○			課内管理
	食品ロス削減策の検討	環境課					○	○		○					課内管理
	3010運動の周知	環境課					○	○		○					課内管理
	市内飲食店への協力依頼	環境課					○	○		○					課内管理
	出前講座等での啓発	環境課					○	○		○		○			課内管理
先導的共生社会	外構工事設計(バリアフリー化の検討)	総務課								○		○			課内管理
	地域コミュニティ維持、活性化	企画調整課										○			
	障害者サポーター養成講座開催	福祉課										○	○		他計画管理
	共同生活援助施設整備促進	福祉課										○	○		他計画管理
	ホストタウン推進事業(バラスポーツの推進)	スポーツ振興課								○	○	○			
	道路構造のバリアフリー推進	土木課										○	○		課内管理
	特別支援学校との交流活動	比内公民館								○		○			課内管理
雇用創出	サテライトオフィス招致	商工課										○			
	資格取得支援	商工課										○			
ESG	誕生祝品贈呈	林政課	○					○	○	○		○			
	木育インストラクター養成	林政課								○		○			他計画管理

●：環境に有害な影響 ○：環境に有益な影響

※本表は、リスク及び機会とそれに該当する事業(環境側面)、事務区分とそれに該当する環境側面とでそれぞれに作成すること。

※「予見できる緊急事態」には、非通常時の状況におけるものも含む。

6. 計画 1. リスク及び機会への取組み
2 環境側面
令和5年4月1日現在

【令和5年度環境影響評価登録表】

No.7

リスク及び機会	該当する事業 (環境側面)	課 等	大気・水質・土壌	騒音・振動	悪臭	地盤沈下	廃棄物の増加・減少	資源・エネルギー	地球温暖化 (気候変動)	自然環境・人の健康	多文化交流によるまろじくろ	地域・人的資源の活用	予見できる緊急事態	法的規制(順守義務)	リスク及び機会に該当する事業の管理方法 〔空欄は環境目標として管理する項目〕
ESDの充実	木育キャラバン開催 (世代間交流の促進)	生涯学習課					○	○	○	○	○	○			
	生涯学習フェスティバル開催	生涯学習課								○	○	○			
	科学的視点・発明・ものづくり意識の醸成	歴史文化課								○		○			課内管理

●：環境に有害な影響 ○：環境に有益な影響

※本表は、リスク及び機会とそれに該当する事業（環境側面）、事務区分とそれに該当する環境側面とでそれぞれに作成すること。

※「予見できる緊急事態」には、非通常時の状況におけるものも含む。

6. 計画 1. リスク及び機会への取組み
2 環境側面
令和5年4月1日現在

6. 1. 2 環境側面 《事務分掌より》

【令和5年度環境影響評価登録表】

No. 1

事務区分	環境側面	課等	大気・水質・土壌	騒音・振動	悪臭	地盤沈下	廃棄物の増加・減少	資源・エネルギー	地球温暖化（気候変動）	自然環境・人の健康	多文化交流によるまちづくり	地域・人的資源の活用	予見できる緊急事態	法的規制（順守義務）	事務分掌から発生した著しい環境側面の管理方法
															（空欄は環境目標として管理する項目）
全庁共通事項	電力消費	全課等	●					●	●						課内管理
	停電の発生	全課等										●			他計画管理
	紙の使用	全課等					●	●		●					
	グリーン適合商品の購入	全課等						○	○	○					
	公用車燃料の使用	該当課等						●		●					課内管理
	燃料消費量・燃費の把握	該当課等	●	●			●								課内管理
	使用済自動車の再資源化	該当課等	○				○	○						○	課内管理
	指定管理導入による経費削減	該当課等											○		課内管理
施設管理	水（上水）の使用	本庁舎（総務課）						●							
		し尿処理場						●							
		総合福祉センター	●					●							
		保健センター	●					●							
		休日夜間急患センター	●					●							
		三ノ丸庁舎（観光課）						●							
		スポーツ公園（2）						●							
		体育館（4）野球場（3）						●							
		土木課車庫（3）	●					●							
		公園・緑地						●							
		まちづくり事務所						●							
		比内総合支所	●					●							
		田代総合支所	●					●							
		児童センター・館（4）						●							
		公民館・分館（11）						●							
		あやめ苑							●						
		市民交流センター						●							
		郷土博物館	●					●							
	鳥潟会館	●					●								
	長走風穴館	●					●								

●：環境に有害な影響 ○：環境に有益な影響

※本表は、リスク及び機会とそれに該当する事業（環境側面）、事務区分とそれに該当する環境側面とでそれぞれに作成すること。

※「予見できる緊急事態」には、非通常時の状況におけるものも含む。

6. 計画 1. リスク及び機会への取組み

2 環境側面

令和5年4月1日現在

【令和5年度環境影響評価登録表】

No.2

事務区分	環境側面	課等	大気・水質・土壌	騒音・振動	悪臭	地盤沈下	廃棄物の増加・減少	資源・エネルギー	地球温暖化（気候変動）	自然環境・人の健康	多文化交流によるまちづくり	地域・人的資源の活用	予見できる緊急事態	法的規制（順守義務）	事務分掌から発生した著しい環境側面の管理方法 〔空欄は環境目標として管理する項目〕	
施設管理	水（プール水）の水質	花岡総合スポーツ公園	●						●					○	監視・測定	
	廃棄物の発生	本庁舎（総務課）	●	●		●		●		●					○	
		小柄沢墓園	●	●		●		●	●	●	●					
		十瀬野公園墓地	●	●		●		●	●	●	●					
		小森山墓地公園	●	●		●		●	●	●	●					
		田代墓地公園	●	●		●		●	●	●	●					
		総合福祉センター	●					●								
		パークセンター						●								
		保健センター						●	●							
		三ノ丸庁舎（観光課）	●	●		●		●			●					
		観光・イベント	●	●		●		●		●						
		スポーツ公園（2）						●								
		体育館（4）	●	●		●		●		●						
		公園・緑地		●		●		●								
		比内総合支所						●	●							
		田代総合支所	●	●		●		●	●	●	●					
		児童センター・館（6）						●								
		公民館（12）	●	●		●		●		●						
		市民交流センター	●	●		●		●		●						
		あやめ苑	●	●		●		●		●						
郷土博物館						●	●		●							
資源ごみの分別・減量 資源化（リサイクル）	本庁舎（総務課）							○								
	小柄沢墓園	○					○	○	○	○						
	十瀬野公園墓地	○					○	○	○	○						
	小森山墓地公園	○					○	○	○	○						
	田代墓地公園	○					○	○	○	○						
暖房器具（灯油）の使用	三ノ丸庁舎（観光課）	●						●	●							
	比内総合支所	●						●	●							
	田代総合支所	●						●	●							

●：環境に有害な影響 ○：環境に有益な影響

※本表は、リスク及び機会とそれに該当する事業（環境側面）、事務区分とそれに該当する環境側面とでそれぞれに作成すること。

※「予見できる緊急事態」には、非通常時の状況におけるものも含む。

6. 計画	1. リスク及び機会への取組み
2 環境側面	
令和5年4月1日現在	

【令和5年度環境影響評価登録表】

No.3

事務区分	環境側面	課等	大気・水質・土壌	騒音・振動	悪臭	地盤沈下	廃棄物の増加・減少	資源・エネルギー	地球温暖化（気候変動）	自然環境・人の変更	多文化交流によるまちづくり	地域・人的資源の活用	予見できる緊急事態	法的規制（順守義務）	事務分掌から発生した著しい環境側面の管理方法 〔空欄は環境目標として管理する項目〕		
施設管理	灯油の使用	し尿処理場	●					●		●			○	○	監視・測定		
		総合福祉センター	●		●						●						
		身体障害者福祉センター	●														
		保健センター	●														
		休日夜間急患センター	●														
		三ノ丸庁舎（観光課）	●		●				●		●						
		秋田犬の里	●						●		●						
		花岡総合スポーツ公園	●						●								
		体育館（4）	●						●								
		土木課所管車庫（3）	●						●								
		桜櫓館	●		●						●						
		山館浄水場	●		●						●						
		中山川原浄水場	●		●						●						
		比内総合支所	●		●						●						
		構造改善センター	●		●						●						
		農村婦人の家	●		●						●						
		高齢者生産活動施設	●		●						●						
		高齢者・若者センター	●		●						●						
		小泉交流センター	●		●						●						
		五色湖ロッジ	●								●						
		児童センター・館（4）	●		●				●		●						
		公民館・分館（13）	●														
		市民交流センター	●														
		あやめ苑	●						●	●							
郷土博物館	●						●	●	●								
灯油貯蔵タンクの管理 （漏洩防止点検）	小柄沢墓園管理センター	○								○			○	監視・測定			
	粗大ごみ処理場	○		○						○							
	花岡総合スポーツ公園	○								○							
	体育館（4）	○								○							

●：環境に有害な影響 ○：環境に有益な影響

※本表は、リスク及び機会とそれに該当する事業（環境側面）、事務区分とそれに該当する環境側面とでそれぞれに作成すること。

※「予見できる緊急事態」には、非通常時の状況におけるものも含む。

6. 計画 1. リスク及び機会への取組み
2 環境側面
令和5年4月1日現在

【令和5年度環境影響評価登録表】

No.4

事務区分	環境側面	課等	大気・水質・土壌	騒音・振動	悪臭	地盤沈下	廃棄物の増加・減少	資源・エネルギー	地球温暖化（気候変動）	自然環境・人の健康	多文化交流によるまちづくり	地域・人的資源の活用	予見できる緊急事態	法的規制（順守義務）	事務分掌から発生した著しい環境側面の管理方法 〔空欄は環境目標として管理する項目〕
施設管理	軽油の使用（流出）	本庁舎（総務課）	●		●					●			○	○	監視・測定
		山館浄水場	●		●					●					
		中山取水場	●		●					●					
		中山川原浄水場	●		●					●					
		矢立浄水場	●		●					●					
		配水池（4）	●		●					●					
		旧簡易水道施設（2）	●		●					●					
		田代地区水道施設（4）	●		●					●					
		工業用水道取水施設（3）	●		●					●					
		比内総合支所	●		●					●					
	プロパンガスの使用	三ノ丸庁舎（観光課）			●			●	●	●					課内管理
		田代総合支所						●							
	非常用発電装置の使用による排ガスの発生	本庁舎（総務課）	●	●				●	●						課内管理
	ボイラー使用による排ガスの発生	比内総合支所	●		●				●	●				○	監視・測定
	ペレットボイラーの管理・点検、木質燃料の資料	秋田犬の里						○	○	○			○	○	監視・測定 （燃料使用） 課内管理
		上川沿公民館						○	○						
		下川沿公民館	○					○	○	○					
	ペレットストーブ用木質燃料の使用	障害者生活支援センター	○					○	○	○					課内管理
		十二所体育館	○		○				○	○					
		長木川河川緑地						○	○						
		高齢者生産活動施設													
		田代総合支所	○					○	○	○					
		釈迦内児童センター	○					○	○	○					
	節電の実施（昼休み消灯・デマンド監視）	真中公民館			○			○	○					課内管理	
		本庁舎（総務課）						○	○						

●：環境に有害な影響 ○：環境に有益な影響

※本表は、リスク及び機会とそれに該当する事業（環境側面）、事務区分とそれに該当する環境側面とでそれぞれに作成すること。

※「予見できる緊急事態」には、非通常時の状況におけるものも含む。

6. 計画 1. リスク及び機会への取組み
2 環境側面
令和5年4月1日現在

【令和5年度環境影響評価登録表】

No.5

事務区分	環境側面	課等	大気・水質・土壌	騒音・振動	悪臭	地盤沈下	廃棄物の増加・減少	資源・エネルギー	地球温暖化（気候変動）	自然環境・人の健康	多文化交流によるまちづくり	地域・人的資源の活用	予見できる緊急事態	法的規制（順守義務）	事務分掌から発生した著しい環境側面の管理方法 （空欄は環境目標として管理する項目）
施設管理	空気環境管理	本庁舎（総務課）	○						○					○	監視・測定
		田代総合支所	○						○	○					
施設管理	太陽光発電設備の使用 フロン類排出抑制・監視	本庁舎（総務課）						○	○	○					課内管理
		本庁舎（総務課）	○						○	○				○	監視・測定
		粗大ごみ処理場	○						○	○					
		し尿処理場	○						○	○					
		パークセンター	○						○	○					
		保健センター	●						●						
		休日夜間急患センター	●						●						
		田代総合支所	○						○	○					
公民館（9）	○						○	○							
施設管理	汚水の浄化（浄化槽管理）	小柄沢墓園	○		○									○	監視・測定
		粗大ごみ処理場	○		○										
		コンポストセンター	○		○										
		比内地鶏糞処理施設	○		○										
		市民の森休憩所	○												
		花岡総合スポーツ公園	○		○										
		体育館（3）	○		○										
		山館浄水場	○		○		○								
		小泉交流センター	○												
		農集排処理施設（10）	○		○										
		五色湖ロッジ	○		○										
		五色湖緑地公園	○		○										
		公民館（3）	○		○										
		郷土博物館	○		○										
鳥潟会館	○		○												
施設管理	浄化槽使用による汚泥・汚水の発生	小柄沢墓園	●		●		●			●				○	監視・測定
		粗大ごみ処理場	●		●										
		公営住宅（2）	●												
		山館浄水場	●				●								

●：環境に有害な影響 ○：環境に有益な影響

※本表は、リスク及び機会とそれに該当する事業（環境側面）、事務区分とそれに該当する環境側面とでそれぞれ

に作成すること。
 ※「予見できる緊急事態」には、非通常時の状況におけるものも含む。

6. 計画 1. リスク及び機会への取組み
2 環境側面
令和5年4月1日現在

【令和5年度環境影響評価登録表】

No.6

事務区分	環境側面	課等	大気・水質・土壌	騒音・振動	悪臭	地盤沈下	廃棄物の増加・減少	資源・エネルギー	地球温暖化(気候変動)	自然環境・人の健康	多文化交流によるまちづくり	地域・人的資源の活用	予見できる緊急事態	法的規制(順守義務)	事務分掌から発生した著しい環境側面の管理方法
															(空欄は環境目標として管理する項目)
施設	浄化槽使用による汚泥・汚水の発生	ヘニヤマ自然パーク	●		●		●			●					監視・測定
		五色湖ロッジ	●		●		●			●					
		五色湖緑地公園	●		●		●			●					
		公民館(1)	●		●										
管理	廃棄物の焼却処理	環境課	●				●	●	●	●				○	他計画管理
	廃棄物処理施設への搬入車両監視	環境課	●	●			●	●		●					
	放流・浸出水の水質検査	環境課	○							○				○	監視・測定
	硫酸の使用	最終処分場	●							●				○	監視・測定
	地下水の水質検査	最終処分場	○							○				○	監視・測定
	ダイオキシン類の濃度測定	最終処分場	●							●				○	監視・測定
	薬品(苛性ソーダ・硫酸)の漏洩	し尿処理場	●		●			●		●				○	監視・測定
	し尿汚濁水発生の抑制	し尿処理場	○							○				○	監視・測定
	基準値を超える処理水の発生	し尿処理場	●							●			○	○	課内管理
	再資源化処理施設への運搬	し尿処理場			●	●			●						課内管理
	再資源化処理施設での脱水污泥処分	し尿処理場	○				○	○		○		○		○	課内管理
	しさの焼却処分	し尿処理場	●	●	●			●	●					○	課内管理
	手指消毒液の調達と使用	パークセンター								○		○			課内管理
	医薬品の使用	休日夜間急患センター							●				○	○	監視・測定
	医療廃棄物の排出	休日夜間急患センター	●				●		●					○	
	放射線の漏洩(X線機器)	休日夜間急患センター	●										○	○	監視・測定
	医薬品の紛失	休日夜間急患センター								●			○	○	監視・測定
	医薬品の破棄	休日夜間急患センター								●			○	○	監視・測定
	受水槽の管理・点検	石田ローズガーデン	●					●		●				○	監視・測定
	水酸化ナトリウムの使用	山館浄水場									●				○
長根山浄水場										●					
中山川原浄水場										●					
硫酸の使用	山館浄水場								●				○	監視・測定	

●：環境に有害な影響 ○：環境に有益な影響

※本表は、リスク及び機会とそれに該当する事業(環境側面)、事務区分とそれに該当する環境側面とでそれぞれに作成すること。

※「予見できる緊急事態」には、非通常時の状況におけるものも含む。

6. 計画 1. リスク及び機会への取組み
2 環境側面
令和5年4月1日現在

【令和5年度環境影響評価登録表】

No.7

事務区分	環境側面	課等	大気・水質・土壌	騒音・振動	悪臭	地盤沈下	廃棄物の増加・減少	資源・エネルギー	地球温暖化（気候変動）	自然環境・人の健康	多文化交流によるまちづくり	地域・人的資源の活用	予見できる緊急事態	法的規制（順守義務）	事務分掌から発生した著しい環境側面の管理方法
															（空欄は環境目標として管理する項目）
施設管理	薬品の流出	浄水場（4）	●		●					●			○	○	監視・測定
		配水池（4）	●		●					●					
		旧簡易水道施設（2）	●		●					●					
		田代地区水道施設（5）	●		●					●					
	特定施設からの排水流出	山館浄水場	●							●			○		課内管理
	汚泥の発生	山館浄水場					●							○	監視・測定
	汚泥の有効利用	山館浄水場					○			○				○	課内管理
農業集落排水施設管路からの汚水流出、汚水浄化	下水道課		●		●		●		●				○	○	監視・測定
			○		○				○						
施策・事業	デジタルサイネージ利用	総務課						○	○	○					課内管理
	防災関連諸計画の見直し	危機管理課	○				○	○	○	○	○	○			他計画管理
	想定訓練等の実施	危機管理課	○				○	○	○	○	○	○			他計画管理
	初動体制の構築	危機管理課	○				○	○	○	○	○	○			他計画管理
	被害対応	危機管理課	●				●	●	●	●	●	●			他計画管理
	住民救助・復旧・関係機関との連携	危機管理課					○		○		○				他計画管理
	ふるさと納税（PR）活動	企画調整課									○	○			課内管理
	EMS 研修会の実施	職員課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	市有林・財産区有林の植栽・保育・皆伐	管財課	○					○	○	○		○			他計画・一部6年度取組み予定
	各種用品等の共同購入（コスト削減・事務量軽減）	契約検査課						○	○	○		○			課内管理
	省エネ設備の導入補助	市民課						○	○						
	特殊詐欺と思われる案件の対応・情報共有	市民課・保険課 税務課・収納課										○			課内管理
	市民からの電話対応	環境課	●	●	●		●			●					
	市民からの分別問い合わせ	環境課	●		●		●		●	●					
	収集運搬業務の委託	環境課			○		○	○		○		○			課内管理
ごみ収集車の運行（燃料使用）	環境課	●	●			●	●	●						課内管理	

●：環境に有害な影響 ○：環境に有益な影響

※本表は、リスク及び機会とそれに該当する事業（環境側面）、事務区分とそれに該当する環境側面とでそれぞれ

に作成すること。
 ※「予見できる緊急事態」には、非通常時の状況におけるものも含む。

6. 計画 1. リスク及び機会への取組み
2 環境側面
令和5年4月1日現在

【令和5年度環境影響評価登録表】

No.8

事務区分	環境側面	課等	大気・水質・土壌	騒音・振動	悪臭	地盤沈下	廃棄物の増加・減少	資源・エネルギー	地球温暖化(気候変動)	自然環境・人の健康	多文化交流によるまちづくり	地域・人的資源の活用	予見できる緊急事態	法的規制(順守義務)	事務分掌から発生した著しい環境側面の管理方法
															(空欄は環境目標として管理する項目)
施策・事業	資源ごみの分別指導・相談対応	環境課	○	○	○		○	○		○		○			
	適正な分別の啓発						○					○			
	リサイクル率の向上						○	○	○	○					
	こでん回収及び回収量把握	環境課	○				○	○	○	○					
	ペットボトルキャップの回収	環境課	○				○	○	○	○					
	廃棄物発生抑制啓発活動	環境課													
	エコプラザ事業の周知		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	イベント(エコフェア)運営														
	出前講座の開催	環境課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	環境学習授業の開催	環境課	○												
	ペレットストーブ設置助成	環境課	○					○	○	○		○			
	EMS 実行状況の監視	環境課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	規格認証維持に関する情報提供	環境課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	環境基本計画・実施計画審議	環境課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	市内施設での汚染土壌浄化	環境課	○				○				○				
	油漏れ事故の発生(市民公的機関からの通報)	環境課	●		●						●				課内管理
	公害苦情等事案整理	環境課	○	○	○						○			○	課内管理
	特定施設からの届出集計・施設監視	環境課	●	●	●						●			○	課内管理
	土のう袋の無料配布・収集	環境課	○		○			○	○		○				
	不法投棄現地確認・撤去	環境課	○					○			○		○		
	環境モニタリングの実施	環境課	○	○							○				
	し尿処理場搬入車両の排ガス	環境課	●	●	●					●	●				課内管理
	し尿の浄化	環境課	○		○			○	○	○	○				監視・測定
感染症拡大抑止の行動	子ども課	○								○				他計画管理	
品質の管理	コンポストセンター													○	監視・測定
	比内地鶏糞処理施設							○							
廃棄物の再利用	コンポストセンター	○						○	○			○			
	比内地鶏糞処理施設														

●：環境に有害な影響 ○：環境に有益な影響

※本表は、リスク及び機会とそれに該当する事業(環境側面)、事務区分とそれに該当する環境側面とでそれぞれ

に作成すること。

※「予見できる緊急事態」には、非通常時の状況におけるものも含む。

6. 計画 1. リスク及び機会への取組み
2 環境側面
令和5年4月1日現在

【令和5年度環境影響評価登録表】

No.9

事務区分	環境側面	課等	大気・水質・土壌	騒音・振動	悪臭	地盤沈下	廃棄物の増加・減少	資源・エネルギー	地球温暖化(気候変動)	自然環境・人の健康	多文化交流によるまちづくり	地域・人的資源の活用	予見できる緊急事態	法的規制(順守義務)	事務分掌から発生した著しい環境側面の管理方法	
															(空欄は環境目標として管理する項目)	
施策・事業	家畜排せつ物管理・水質保全	農政課	●		●					●				○	監視・測定	
	スポーツの場の提供	スポーツ振興課								○		○			課内管理	
	工事発注等に伴う建設機械の使用、資材運搬による騒音・振動の発生	土木課		●											○	
		都市計画課		●												
		まちづくり課		●												
		水道課		●												
		下水道課	●	●		●										
	教育総務課		●													
	工事発注等に伴う建設廃材の発生	土木課						●							○	
		都市計画課						●								
		まちづくり課						●								
		水道課						●								
		下水道課	●					●								
	教育総務課						●									
	工事発注等に伴う濁水の発生	土木課	●								●					
		都市計画課	●													
	建設資材のリサイクル製品使用	都市計画課						○	○							
		水道課	○					○	○	○	○					
	建設リサイクル法の順守	都市計画課	○	○				○	○	○					○	
	道路舗装・修繕による走行性向上	土木課	○	○					○	○						課内管理
下水路の浚渫	土木課	○		○												
都市下水路の悪臭発生	都市計画課			●										○		
都市下水路の水質汚濁防止	都市計画課	○		○												
安全な上水・工水の提供	水道課	●						●		●					他計画管理	
		○								○		○				
水道水・工水の水質悪化	水道課	●					●			●				○	○	監視・測定
水道水・工水の水質検査	水道課	○					○	○	○			○				
下水道管渠からの汚水流出	下水道課	●		●		●								○	課内管理	

●：環境に有害な影響 ○：環境に有益な影響

※本表は、リスク及び機会とそれに該当する事業（環境側面）、事務区分とそれに該当する環境側面とでそれぞれに作成すること。

※「予見できる緊急事態」には、非通常時の状況におけるものも含む。

6. 計画	1. リスク及び機会への取組み
2 環境側面	
令和5年4月1日現在	

【令和5年度環境影響評価登録表】

No.10

事務区分	環境側面	課等	大気・水質・土壌	騒音・振動	悪臭	地盤沈下	廃棄物の増加・減少	資源・エネルギー	地球温暖化(気候変動)	自然環境・人の健康	多文化交流によるまちづくり	地域・人的資源の活用	予見できる緊急事態	法的規制(順守義務)	事務分掌から発生した著しい環境側面の管理方法	
															(空欄は環境目標として管理する項目)	
施策・事業	下水水洗化の促進 ・啓もう普及活動 ・改造費用融資あっせん ・公共下水道の普及整備	下水道課	○		○											
	浄化槽設置費用の助成	下水道課	○		○											
	汚水の浄化(戸別浄化槽管理)	下水道課	○		○									○	課内管理	
	設備更新 ・受変電設備ほか更新 ・中央監視装置更新 ・防災監視盤ほか更新 ・電気時計拡声設備更新	比内総合支所						●								課内管理
	・農村婦人の家解体工事 ・高齢者生産活動施設解体工事				●			●								R6年度取組み予定
	環境学習・環境教育 ・子どもサミットで行うクリーンアップ活動、ペットボトルキャップ回収ほか	学校教育課						○	○	○	○	○				
	自主事業(花いっぱい運動)	花岡公民館	○					○	○	○	○					
	文化財・天然記念物の保護	歴史文化課									○	○	○			
	廃棄物の再生利用(選挙掲示板)	選挙管理委員会	○					○	○	○	○					
出先機関監査時私用車同乗励行	監査委員事務局	○						○	○	○					課内管理	

●：環境に有害な影響 ○：環境に有益な影響

※本表は、リスク及び機会とそれに該当する事業(環境側面)、事務区分とそれに該当する環境側面とでそれぞれに作成すること。

※「予見できる緊急事態」には、非通常時の状況におけるものも含む。

6. 計画 1. リスク及び機会への取り組み
3 順守義務
令和5年4月1日現在

6. 1. 3 順守義務 【環境関連法別該当事項一覧】

※各法令等の順守条項等についてはP37～P45に掲載します。

No. 1

法令名等	順守項目	主管課	対象施設（対象物）
大気汚染防止法	ボイラーのばい煙の排出基準	観光課	秋田犬の里木質燃料ボイラー（無圧式温水発生機） ○施設規模 伝熱面積 23.8m ² 燃焼油量 50.0L/h 排出量 82.1m ³ /h
		比内総合支所	比内総合支所ボイラー（冷温水発生機） ○施設規模 伝熱面積 33.2m ² 燃焼油量 113.7L/h 排出量 981m ³ /h
		生涯学習課	上川沿公民館木質燃料ボイラー（無圧式温水発生機） ○施設規模 伝熱面積 31.3m ² 燃焼油量 68.375L/h（重油換算） 木質ペレット 109.4Kg/h
消防法	危険物取扱者の設置	総務課	本庁舎
		福祉課	総合福祉センター
		スポーツ振興課	花岡総合スポーツ公園
		比内総合支所	比内総合支所
		生涯学習課	中央公民館（危険物保安監督者選任施設） 矢立公民館（危険物保安監督者選任施設）
	防火管理者の設置	総務課	本庁舎
		市民課	小柄沢墓園管理センター（東雲閣）
		福祉課	総合福祉センター
		子ども課	パークセンター
		健康課	保健センター
			休日夜間急患センター
		観光課	石田ローズガーデン
			ベニヤマ自然パーク（コテージ、金山ふるさと館）
			秋田犬の里
		スポーツ振興課	城西体育館
			釈迦内体育館
			花岡体育館
			十二所体育館
			花岡総合スポーツ公園
都市計画課	市営第2獅子ヶ森住宅		
	市営御成町住宅		
	市営向町住宅		
まちづくり課	桜橋館		

※各法令等の順守条項等についてはP37～P45に掲載します

6 計画 1. リスク及び機会への取り組み
3 順守義務
令和5年4月1日現在

【環境関連法別該当事項一覧】

No.2

法令名等	順守項目	主管課	対象施設（対象物）	
消防法	防火管理者の設置	比内総合支所	比内総合支所	
			高齢者生産活動施設	
			農村婦人の家	
			高齢者・若者センター	
			小泉交流センター	
		田代総合支所	田代総合支所	
			五色湖ロッジ	
		生涯学習課	桂城児童センター	
			城西児童センター	
			釈迦内児童センター	
			城南児童会館	
			有浦児童会館	
			中央公民館	
			市民交流センター	
			釈迦内公民館（あやめ苑を含む）	
			長木公民館	
			上川沿公民館	
			下川沿公民館	
			二井田公民館	
			真中公民館	
			花岡公民館	
			矢立公民館	
		比内公民館		
		田代公民館		
		歴史文化課	郷土博物館	
			鳥潟会館	
			長走風穴館	
		危険物（灯油・軽油） 第2石油類の貯蔵及 び取扱い、点検	総務課	本庁舎自家発電設備用軽油貯蔵地下タンク ○施設規模 最大貯蔵量 6,000L
			比内総合支所	比内総合支所ボイラー用灯油貯蔵地下タンク ○施設規模 最大貯蔵量 5,000L
			福祉課	総合福祉センターボイラー用灯油貯蔵地下タンク ○施設規模 最大貯蔵量 5,000L
			生涯学習課	中央公民館ボイラー用灯油貯蔵地下タンク ○施設規模 最大貯蔵量 5,000L

※各法令等の順守条項等についてはP37～P45に掲載します

6 計画 1. リスク及び機会への取り組み
3 順守義務
令和5年4月1日現在

【環境関連法別該当事項一覧】

No.3

法令名等	順守項目	主管課	対象施設(対象物)
消防法	危険物(灯油・軽油)第2石油類の貯蔵及び取扱い、点検	生涯学習課	矢立公民館灯油貯蔵地下タンク ○施設規模 最大貯蔵量 5,000L
大館市 火災予防条例	危険物(灯油・軽油)第2石油類の貯蔵及び取扱い、点検	総務課	本庁舎自家発電設備用軽油サービスタンク ○施設規模 最大貯蔵量 490L
		市民課	小柄沢墓園管理センター灯油貯蔵タンク ○施設規模 最大貯蔵量 490L
		環境課	し尿処理場灯油貯蔵タンク ○施設規模 最大貯蔵量 943.2L
			粗大ごみ処理場灯油貯蔵タンク ○施設規模 最大貯蔵量 446L×2
		福祉課	総合福祉センターボイラー用灯油サービスタンク ○施設規模 最大貯蔵量 200L
		健康課	保健センター灯油貯蔵タンク ○施設規模 最大貯蔵量 810L
			休日夜間救急センター灯油貯蔵タンク ○施設規模 最大貯蔵量 446L
		観光課	三ノ丸庁舎暖房用灯油貯蔵タンク ○施設規模 最大貯蔵量 490L×2
		スポーツ振興課	城西体育館灯油貯蔵タンク ○施設規模 最大貯蔵量 490L
			釈迦内体育館1号・2号灯油貯蔵タンク ○施設規模 最大貯蔵量 490L 2基
			花岡体育館灯油貯蔵タンク ○施設規模 最大貯蔵量 446L
			十二所体育館灯油貯蔵タンク ○施設規模 最大貯蔵量 490L
			花岡スポーツ総合公園灯油貯蔵タンク ○施設規模 最大貯蔵量 450L 2基
土木課	建設機械車庫灯油貯蔵タンク ○施設規模 最大貯蔵量 436L		
	除雪ステーション比内灯油貯蔵タンク ○施設規模 最大貯蔵量 446L		

※各法令等の順守条項等についてはP37～P45に掲載します。

6 計画 1. リスク及び機会への取り組み

3 順守義務

令和5年4月1日現在

【環境関連法別該当事項一覧】

No.4

法令名等	順守項目	主管課	対象施設（対象物）
大館市 火災予防条例	危険物（灯油・軽油） 第2石油類の貯蔵及 び取扱い、点検	まちづくり課	まちづくり課事務室灯油貯蔵タンク ○施設規模 最大貯蔵量 405L
			大館市桜橋館灯油貯蔵タンク ○施設規模 最大貯蔵量 220L
		比内総合支所	比内総合支所発電機用軽油貯蔵タンク ○施設規模 最大貯蔵量 487.8L
			構造改善センター灯油貯蔵タンク ○施設規模 最大貯蔵量 405L
			農村婦人の家灯油貯蔵タンク ○施設規模 最大貯蔵量 490L
			高齢者・若者センター灯油貯蔵タンク ○施設規模 最大貯蔵量 450L
			大館市高齢者生産活動施設灯油貯蔵タンク ○施設規模 最大貯蔵量 490L
		田代総合支所	五色湖ロッシジ灯油貯蔵タンク ○施設規模 最大貯蔵量 446L×2
		水道課	山館浄水場自家発電機用軽油タンク（内部式） ○施設規模 最大貯蔵量 490L
			山館浄水場暖房用灯油貯蔵タンク ○施設規模 最大貯蔵量 450L×2
			中山取水場自家発電機用軽油タンク（内部式） ○施設規模 燃料タンク容量 490L
			中山川原浄水場灯油貯蔵タンク ○施設規模 最大貯蔵量 450L
			中山川原浄水場自家発電機用軽油貯蔵タンク（可搬式） ○施設規模 最大貯蔵量 250L
			矢立浄水場自家発電機用軽油貯蔵屋内タンク ○施設規模 最大貯蔵量 490L
			真中旧簡易水道自家発電機用軽油貯蔵屋内タンク ○施設規模 最大貯蔵量 400L
			前田送水ポンプ場軽油貯蔵タンク ○施設規模 最大貯蔵量 490L
		本道端取水塔軽油貯蔵タンク ○施設規模 最大貯蔵量 446L	

※各法令等の順守条項等についてはP37～P45に掲載します。

6 計画 1. リスク及び機会への取り組み
3 順守義務
令和5年4月1日現在

【環境関連法別該当事項一覧】

No.5

法令名等	順守項目	主管課	対象施設（対象物）
大館市 火災予防条例	危険物（灯油・軽油） 第2石油類の貯蔵及 び取扱い、点検	水道課	達子森送水ポンプ場軽油貯蔵タンク ○施設規模 最大貯蔵量 446L
			第1工業用水道取水場発電設備軽油貯蔵タンク（可搬式） ○施設規模 最大貯蔵量 250L
			第2工業用水道取水場軽油貯蔵タンク ○施設規模 最大貯蔵量 490L
			第3工業用水道取水場発電設備軽油貯蔵タンク（可搬式） ○施設規模 最大貯蔵量 250L
		生涯学習課	桂城児童センター灯油貯蔵タンク ○施設規模 最大貯蔵量 405L
			城南児童会館灯油貯蔵タンク ○施設規模 最大貯蔵量 436L
			城西児童センター灯油貯蔵タンク ○施設規模 最大貯蔵量 446L
			有浦児童会館灯油貯蔵タンク ○施設規模 最大貯蔵量 400L
			釈迦内公民館灯油貯蔵タンク ○施設規模 最大貯蔵量 490L×2
			あやめ苑灯油貯蔵タンク ○施設規模 最大貯蔵量 495L
			長木公民館灯油貯蔵タンク ○施設規模 最大貯蔵量 405L
			長木公民館雪沢分館灯油貯蔵タンク ○施設規模 最大貯蔵量 465L
			二井田公民館灯油貯蔵タンク ○施設規模 最大貯蔵量 450L
			十二所公民館灯油貯蔵タンク ○施設規模 最大貯蔵量 405L
			花岡公民館灯油貯蔵タンク ○施設規模 最大貯蔵量 490L
			矢立公民館灯油貯蔵タンク ○施設規模 最大貯蔵量 446L
			比内公民館灯油貯蔵タンク ○施設規模 最大貯蔵量 942L

※各法令等の順守条項等についてはP37～P45に掲載します。

6 計画 1. リスク及び機会への取り組み
3 順守義務
令和5年4月1日現在

【環境関連法別該当事項一覧】

No.6

法令名等	順守項目	主管課	対象施設（対象物）
大館市 火災予防条例	危険物（灯油・軽油） 第2石油類の貯蔵及 び取扱い、点検	生涯学習課	田代公民館灯油貯蔵タンク ○施設規模 最大貯蔵量 942L
			市民交流センター灯油貯蔵タンク ○施設規模 最大貯蔵量 490L
		歴史文化課	郷土博物館灯油貯蔵タンク ○施設規模 最大貯蔵量 436L
水道法	水道水の水質	観光課	石田ローズガーデン ○受水槽有効容量 8.0m ³
		水道課	水道給水施設 ○浄水場（4）、上水道（旧簡易水道）（7）
		都市計画課	市営水門前住宅 ○受水槽有効容量 28.0m ³
			市営第2獅子ヶ森住宅 ○受水槽有効容量 60.0m ³
			市営御成町住宅 ○受水槽有効容量 12.0m ³
			市営狐台住宅 ○受水槽有効容量 12.0m ³
			市営向町住宅 ○受水槽有効容量 12.0m ³
			市営新町住宅 ○受水槽有効水量 6.0m ³
			市営中町住宅 ○受水槽有効水量 6.0m ³
		生涯学習課	中央公民館 ○受水槽有効容量 13.3m ³
比内総合支所	比内総合支所 ○受水槽有効容量 14.0m ³		
福祉課	総合福祉センター ○受水槽有効容量 18.0m ³		
水質汚濁防止法	特定施設の排水 （沈殿・ろ過施設）	水道課	山館浄水場 ○浄水能力 22,600m ³

※各法令等の順守条項等についてはP37～P45に掲載します。

6 計画 1. リスク及び機会への取り組み
3 順守義務
令和5年4月1日現在

【環境関連法別該当事項一覧】

No. 7

法令名等	順守項目	主管課	対象施設（対象物）
水質汚濁防止法	特定施設の排水（し尿処理施設）	環境課	し尿処理場 ○処理対象人員 60,900人
		下水道課	山館地区農業集落排水施設 ○処理対象人員 720人
			麓西地区農業集落排水施設 ○処理対象人員 670人
			四羽出地区農業集落排水施設 ○処理対象人員 670人
			八木橋地区農業集落排水施設 ○処理対象人員 620人
			山田地区農業集落排水施設 ○処理対象人員 930人
			十二所北地区農業集落排水施設 ○処理対象人員 1,850人
			独鈷中野地区農業集落排水施設 ○処理対象人員 2,080人
	貯油施設（灯油・軽油）事故時の措置・届出	総務課	本庁舎自家発電設備用軽油貯蔵地下タンク ○貯蔵量 6,000L
		比内総合支所	比内総合支所ボイラー用灯油貯蔵地下タンク ○貯蔵量 5,000L
		福祉課	総合福祉センターボイラー用灯油貯蔵地下タンク ○貯蔵量 5,000L
		生涯学習課	中央公民館ボイラー用灯油貯蔵地下タンク ○貯蔵量 5,000L
			矢立公民館灯油貯蔵地下タンク ○貯蔵量 5,000L
		毒物及び劇物取締法	劇物（水酸化ナトリウム）取扱い
水道課	浄水場（4）		
劇物（硫酸）取扱い	環境課		し尿処理場、堤沢埋立最終処分場
	水道課		山館浄水場

※各法令等の順守条項等についてはP 37～P 45に掲載します。

6 計画 1. リスク及び機会への取り組み
3 順守義務
令和5年4月1日現在

【環境関連法別該当事項一覧】

No.8

法令名等	順守項目	主管課	対象施設(対象物)
労働安全衛生法	特定化学物質(硫酸)取扱主任者の選任	環境課	し尿処理場、堤沢埋立最終処分場
		水道課	山館浄水場
浄化槽法	保守点検及び清掃の実施 法定点検の受検 記録の保管	市民課	小柄沢墓園浄化槽(嫌気ろ床接触ばっ気) ○合併処理 処理対象21人
		環境課	粗大ごみ処理場浄化槽(全ばっ気) ○みなし(単独)処理 処理対象10人
		農政課	コンポストセンター浄化槽(嫌気ろ床接触ばっ気) ○小型合併処理 処理対象5人
			比内地鶏糞処理施設浄化槽(分離接触ばっ気) ○合併処理 処理対象5人
		林政課	市民の森休憩所浄化槽(分離接触ばっ気) ○小型合併処理 処理対象10人
		観光課	大館市ベニヤマ自然パークコテージ浄化槽(分離接触ばっ気) ○小型合併処理 処理対象21人
			大館市ベニヤマ自然パーク駐車場公衆トイレ浄化槽(分離接触ばっ気) ○小型合併処理 処理対象25人
			大葛金山ふるさと館(大館市ベニヤマ自然パーク)浄化槽(分離接触ばっ気) ○みなし(単独)処理 処理対象21人
		スポーツ振興課	花岡総合スポーツ公園浄化槽(接触ばっ気) ○合併処理 処理対象369人
			釈迦内体育館浄化槽(接触ばっ気) ○合併処理 処理対象232人
			花岡体育館浄化槽(分離ばっ気) ○みなし(単独)処理 処理対象100人
			十二所体育館浄化槽(接触ばっ気) ○合併処理 処理対象265人
		都市計画課	市営第2獅子ヶ森住宅浄化槽(接触ばっ気) ○合併処理 処理対象452人
市営大森野住宅浄化槽(流量調整型生物ろ過循環) ○合併処理 処理対象40人			

※各法令等の順守条項等についてはP37～P45に掲載します。

6 計画 1. リスク及び機会への取り組み

3 順守義務

令和5年4月1日現在

【環境関連法別該当事項一覧】

No.9

法令名等	順守項目	主管課	対象施設（対象物）
浄化槽法	保守点検及び清掃の実施 法定点検の受検 記録の保管	都市計画課	外川原地区米代川河川緑地休憩所浄化槽（分離接触ばっ気） ○みなし（単独）処理 処理対象 20人
		水道課	山館浄水場浄化槽（全ばっ気） ○みなし（単独）処理 処理対象 20人
		下水道課	山館地区農業集落排水施設（接触ばっ気） ○合併処理 処理対象 720人
			餌釣地区農業集落排水施設（接触ばっ気） ○合併処理 処理対象 420人
			麓西地区農業集落排水施設（接触ばっ気） ○合併処理 処理対象 670人
			四羽出地区農業集落排水施設（接触ばっ気） ○合併処理 処理対象 670人
			小新田羽立地区農業集落排水施設（接触ばっ気） ○合併処理 処理対象人員 330人
			八木橋地区農業集落排水施設（連続流入間欠ばっ気） ○合併処理 処理対象人員 620人
			山田地区農業集落排水施設（嫌気ろ床接触ばっ気） ○合併処理 処理対象人員 930人
			岩野目地区農業集落排水施設（沈殿分離及び接触ばっ気） ○合併処理 処理対象人員 300人
			十二所北地区農業集落排水施設（連続流入間欠ばっ気） ○合併処理 処理対象人員 1,850人
			独鈷中野地区農業集落排水施設（連続流入間欠ばっ気） ○合併処理 処理対象人員 2,080人
		戸別浄化槽（市町村設置型－比内地域） ○ 5人槽 36基 6人槽 4基 7人槽 247基 8人槽 10基 10人槽 19基 14人槽 2基 16人槽 1基 18人槽 1基 25人槽 1基 計 321基	
		比内総合支所	小泉交流センター浄化槽（嫌気ろ床生物ろ過循環） ○合併処理 処理対象 14人
田代総合支所	五色湖緑地公園ダムサイト右岸浄化槽（分離接触ばっ気） ○みなし（単独）処理 処理対象 85人		

※各法令等の順守条項等についてはP37～P45に掲載します。

6 計画 1. リスク及び機会への取り組み

3 順守義務

令和5年4月1日現在

【環境関連法別該当事項一覧】

No.10

法令名等	順守項目	主管課	対象施設（対象物）		
浄化槽法	保守点検及び清掃の実施 法定点検の受検 記録の保管	田代総合支所	五色湖緑地公園ダム運動広場浄化槽（分離接触ばっ気） ○みなし（単独）処理 処理対象 85人		
			五色湖ロッジ浄化槽（分離接触ばっ気） ○みなし（単独）処理 処理対象 50人		
		生涯学習課	長木公民館浄化槽（ろ過循環） ○合併処理 処理対象 65人		
			十二所公民館浄化槽（分離嫌気ろ床） ○合併処理 処理対象 50人		
			矢立公民館浄化槽（分離接触ばっ気） ○合併処理 処理対象 35人		
		歴史文化課	郷土博物館浄化槽（長時間ばっ気） ○合併処理 処理対象 113人		
			烏潟会館浄化槽（平面酸化床） ○みなし（単独）処理 処理対象 80人		
		廃棄物の処理及び 清掃に関する法律	一般廃棄物 （事業者の責務）	総務課	○可燃ごみ他 本庁舎
				市民課	○可燃ごみ他 墓園・墓地公園
				比内総合支所	○可燃ごみ他 比内総合支所
田代総合支所	○可燃ごみ他 田代総合支所				
福祉課	○可燃ごみ他 総合福祉センター				
子ども課	○可燃ごみ他 パークセンター				
健康課	○可燃ごみ他 保健センター				
観光課	○可燃ごみ他 三ノ丸庁舎				
生涯学習課	○可燃ごみ他 児童育成施設6館				
	○可燃ごみ他 中央公民館				
	○可燃ごみ他 田代公民館				
	○可燃ごみ他 比内公民館				
	○可燃ごみ他 釈迦内公民館				
	○可燃ごみ他 長木公民館				
	○可燃ごみ他 上川沿公民館				
	○可燃ごみ他 下川沿公民館				
○可燃ごみ他 真中公民館					
○可燃ごみ他 二井田公民館					

※各法令等の順守条項等についてはP37～P45に掲載します。

6 計画 1. リスク及び機会への取り組み

3 順守義務

令和5年4月1日現在

【環境関連法別該当事項一覧】

No.11

法令名等	順守項目	主管課	対象施設（対象物）
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	一般廃棄物（事業者の責務）	生涯学習課	○可燃ごみ他 十二所公民館
			○可燃ごみ他 花岡公民館
			○可燃ごみ他 矢立公民館
			○可燃ごみ他 市民交流センター
		歴史文化課	○可燃ごみ他 郷土博物館
	一般廃棄物（収集業務）	環境課	市内集荷分 ○可燃ごみ他
	一般廃棄物（処理施設の基準）	環境課	し尿処理場 ○処理能力 160kL/日
			粗大ごみ処理場 ○処理能力 40t/5h
	一般廃棄物処理施設の放流水等水質	環境課	堤沢埋立最終処分場 ○埋立容量 710,000m ³
			花岡観音堂埋立最終処分場 ○埋立容量 442,000m ³
千年岱埋立最終処分場 ○埋立容量 37,500m ³			
	農政課	コンポストセンター ○処理能力 16t/日	
産業廃棄物（脱汚泥）の管理基準	水道課	山館浄水場天日乾燥ろ床 ○処理能力 2,980m ³	
特別管理産業廃棄物の処理・委託基準	健康課	休日夜間急患センター ○感染性医療廃棄物	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	産業廃棄物の処理及び委託基準（建設作業廃材）	土木課 都市計画課 まちづくり課 下水道課 水道課 教育総務課	発注工事
ダイオキシン類対策特別措置法	一般廃棄物（処理施設）の維持管理基準	環境課	堤沢埋立最終処分場、花岡観音堂埋立最終処分場、千年岱埋立最終処分場 ○処理水、地下水
道路運送車両法	公用車の車検実施と確認 ※リースによる車両についても保有台数として記載	総務課	公用車 11台
		管財課	公用車 1台
		市民課	公用車 7台
		収納課	公用車 1台
		福祉課	公用車 22台（保育園バス含む）

※各法令等の順守条項等についてはP37～P45に掲載します。

6 計画 1. リスク及び機会への取り組み

3 順守義務

令和5年4月1日現在

【環境関連法別該当事項一覧】

No.12

法令名等	順守項目	主管課	対象施設（対象物）
道路運送車両法	公用車の車検実施と確認 ※リースによる車両についても保有台数として記載	健康課	公用車 5台
		農政課	公用車 7台
		林政課	公用車 5台
		商工課	公用車 2台
		観光課	公用車 7台
		交流推進課	公用車 2台
		スポーツ振興課	公用車 1台
		土木課	公用車 45台
		まちづくり課	公用車 2台
		水道課	公用車 8台
		下水道課	公用車 4台
		比内総合支所	公用車 5台
		田代総合支所	公用車 3台
		教育総務課	公用車 4台
		学校教育課	公用車 8台（スクールバス含む）
		歴史文化課	公用車 2台
使用済自動車の再資源化等に関する法律	使用済自動車の再資源化	総務課	公用車 11台
		市民課	公用車 7台
		収納課	公用車 1台
		福祉課	公用車 21台（保育園バス含む）
		健康課	公用車 5台
		農政課	公用車 4台
		林政課	公用車 2台
		商工課	公用車 2台
		観光課	公用車 4台
		スポーツ振興課	公用車 1台
		土木課	公用車 19台
		まちづくり課	公用車 2台
		水道課	公用車 8台
		下水道課	公用車 2台
		比内総合支所	公用車 5台
		田代総合支所	公用車 3台
教育総務課	公用車 4台		
学校教育課	公用車 7台（スクールバス）		
歴史文化課	公用車 2台		

※各法令等の順守条項等についてはP37～P45に掲載します。

6 計画 1. リスク及び機会への取り組み

3 順守義務

令和5年4月1日現在

【環境関連法別該当事項一覧】

No.13

法令名等	順守項目	主管課	対象施設（対象物）
騒音規制法	騒音（特定建設作業関係）	土木課 都市計画課 下水道課 教育総務課	発注工事現場
振動規制法	振動（特定建設作業関係）	土木課 都市計画課 下水道課 教育総務課	発注工事現場
悪臭防止法	下水路の悪臭	土木課 都市計画課 下水道課	市管理下水路
環境基本法 大館市環境基本条例	環境保全活動全般	環境課	大館市環境基本計画
循環型社会形成 推進基本法	循環型社会の形成	環境課	循環資源の利用及び処分について必要な措置の実施 循環型社会の形成に関する施策策定
地球温暖化対策の 推進に関する法律	温室効果ガスの 排出抑制等	環境課	大館市の事務事業に関する温室効果ガスの排出抑制 等のための措置に関する計画
秋田県地球温暖化 対策推進条例	温室効果ガスの 排出抑制	環境課	大館市の事務事業に関する温室効果ガスの排出等 のための措置に関する計画
	エネルギーの管理	環境課 教育総務課	温室効果ガス排出量等の報告
資源の有効な利用 の促進に関する 法律 （リサイクル法）	建設廃棄物（パソコ ン含）の発注者及び 地方公共団体の責務	都市計画課 水道課 下水道課 教育総務課 企画調整課	発注工事
建設工事に係る 資材の再資源化等 に関する法律	特定の建設資材の 発注者及び地方公共 団体の責務、分別 解体等の実施	土木課 都市計画課 まちづくり課 水道課 下水道課 教育総務課	発注工事
環境情報の提供の 促進等による特定 事業者等の環境に 配慮した事業活動 の推進に関する 法律	環境保全事業	環境課	大館市が実施する環境に配慮した事業活動

※各法令等の順守条項等についてはP37～P45に掲載します。

6 計画 1. リスク及び機会への取り組み

3 順守義務

令和5年4月1日現在

【環境関連法別該当事項一覧】

No.14

法令名等	順守項目	主管課	対象施設（対象物）
森林法	森林の保全	林政課	大館市森林整備計画の策定 市有林 1,175ha
下水道法	水の浄化	下水道課 都市計画課	公共下水道事業、都市下水路、その他下水路
秋田県流域下水道 接続要綱	水質基準	下水道課	公共下水道、特定環境保全公共下水道
国等による環境物 品等の調達の推進 に関する法律	環境物品の調達	環境課	大館市が調達する環境物品等
国等における温室 効果ガス等の排出 の削減に配慮した 契約の推進に関す る法律	環境物品の調達	環境課 契約検査課	大館市が調達する環境物品等
工業用水道事業法 大館市工業用水道 料金及び手数料条 例施行規程	工業用水道の水質 測定	水道課	工業用水道施設 ○施設規模（第1工業用水道） 給水能力 2,100m ³ /日 ○施設規模（第2工業用水道） 給水能力 3,200m ³ /日 ○施設規模（第3工業用水道） 給水能力 2,000m ³ /日
環境影響評価法	環境影響評価	環境課	大館市管内で法の適用となる対象事業
秋田県環境影響 評価条例	環境影響評価	環境課	大館市内で条例の適用となる対象事業
医療法	放射線（X線）の 線量当量限度基準	健康課	休日夜間急患センター ○診断用X線高電圧装置 150Kw/200mA
医薬品医療機器 等法	劇薬の表示および 取扱い	健康課	休日夜間急患センター ○劇薬（ゲンタシン注他）使用
肥料の品質の 確保等に関する 法律	品質の管理	農政課	コンポストセンター（土っ恋しょ） 比内地鶏糞処理施設（ヒナイドリーム）
環境教育等による 環境保全の取組の 促進に関する法律	環境教育等による 環境保全の取組	職員課 環境課 学校教育課 生涯学習課	環境教育等による環境保全の取組み
都市の低炭素化の 促進に関する法律	CO ₂ の削減（計画 策定）	都市計画課	低炭素建築物新築等計画の認定
使用済小型電子機 器等の再資源化の 促進に関する法律	再資源化のための 分別及び認定事業 者への引き渡し	環境課	こでん回収事業

※各法令等の順守条項等についてはP37～P45に掲載します。

6 計画 1. リスク及び機会への取り組み
3 順守義務
令和5年4月1日現在

【環境関連法別該当事項一覧】

No.15

法令名等	順守項目	主管課	対象施設（対象物）
エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律	エネルギーの管理・報告義務	環境課 教育総務課	エネルギーの使用に関する定期報告
建築物における衛生的環境の確保に関する法律	特定建築物の衛生管理	総務課	本庁舎 ○延床面積 7,330.58m ²
		比内総合支所	比内総合支所 ○延床面積 5,385.83m ²
		田代総合支所	田代総合支所 ○延床面積 3,128.80m ²
		歴史文化課	郷土博物館 ○延床面積 6,015.90m ²
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	点検の実施 フロン類算定漏えい量等の報告	総務課	本庁舎エアコン ○電動機定格出力 7.5kW 未満 9台 7.5~50kW 14台
		環境課	粗大ごみ処理場エアコン ○電動機定格出力 7.5kW 未満 3台
			し尿処理場チラー ○電動機定格出力 7.5~50kW 1台
		福祉課	総合福祉センターエアコン ○電動機定格出力 7.5kW 未満 4台
		子ども課	パークセンターエアコン ○電動機定格出力 7.5kW 未満 7台 7.5~50kW 2台
		健康課	保健センターエアコン ○電動機定格出力 7.5kW 未満 2台
			休日夜間急患センターエアコン ○電動機定格出力 7.5kW 未満 2台
		観光課	三ノ丸庁舎エアコン ○電動機定格出力 7.5kW 未満 7台
		水道課	山館浄水場エアコン ○電動機定格出力 7.5kW 未満 3台
			本郷岩野目取水ポンプ場エアコン ○電動機定格出力 7.5kW 未満 4台

※各法令等の順守条項等についてはP37~P45に掲載します。

6 計画 1. リスク及び機会への取り組み
3 順守義務
令和5年4月1日現在

【環境関連法別該当事項一覧】

No.16

法令名等	順守項目	主管課	対象施設（対象物）
フロン類の使用の 合理化及び管理の 適正化に関する法律	点検の実施 フロン類算定漏えい量 等の報告	水道課	山田赤川取水ポンプ場エアコン・除湿機 ○電動機定格出力 7.5kW 未満 3台
			中羽立配水ポンプ場除湿機 ○電動機定格出力 7.5kW 未満 1台
			別所送水ポンプ場除湿機 ○電動機定格出力 7.5kW 未満 1台
			矢立浄水場除湿機 ○電動機定格出力 7.5kW 未満 2台
		比内総合支所	比内総合支所エアコン ○電動機定格出力 7.5kW 未満 6台
		田代総合支所	田代総合支所エアコン ○電動機定格出力 7.5kW 未満 6台
		生涯学習課	中央公民館 ○電動機定格出力 7.5kW 未満 4台
			釈迦内公民館 ○電動機定格出力 7.5kW 未満 1台
			長木公民館 ○電動機定格出力 7.5kW 未満 6台
			上川沿公民館 電動機定格出力 7.5kW 未満 3台 7.5~50kW 2台
			二井田公民館 ○電動機定格出力 7.5kW 未満 1台
			花岡公民館 ○電動機定格出力 7.5kW 未満 2台
			矢立公民館 ○電動機定格出力 7.5kW 未満 5台
			比内公民館 ○電動機定格出力 7.5kW 未満 1 2台 7.5~50kW 3台
			田代公民館 ○電動機定格出力 7.5kW 未満 2 3台
			歴史文化課

※各法令等の順守条項等についてはP 37~P 45に掲載します。

6 計画 1. リスク及び機会への取り組み
3 順守義務
令和5年4月1日現在

【環境関連法別該当事項一覧】

No.17

法令名等	順守項目	主管課	対象施設（対象物）
公害防止協定・覚書	大気・水質・騒音・悪臭・ばいじん・粉じん・汚水・排水・廃棄物・放射線障害発生時の確認・措置	環境課	大館市と協定を締結する事業所
		農政課	比内地鶏糞処理施設
遊泳用プールの水質基準	プール水の水質維持管理基準	スポーツ振興課	花岡総合運動公園多目的プール
水銀による環境の汚染に関する法律	一般廃棄物（収集業務）の市町村責務	環境課	市内集荷分 ○有害ごみ
改正健康増進法	第1種・第2種施設の受動喫煙防止	健康課	（第1種施設）本庁舎、三ノ丸庁舎、総合福祉センター、比内総合支所、田代総合支所、保健センター （第2種施設）上記以外の公共施設

※各法令等の順守条項等についてはP37～P45に掲載します。

6. 計画 1. リスク及び機会への取り組み
3 順守義務
令和5年4月1日現在

《別記》環境関連法令基準一覧

No. 1

法令名等	基準内容
大気汚染防止法 (伝熱面積 10m ² 以上)	○比内総合支所ボイラー (冷温水発生機) <ul style="list-style-type: none"> ・ばい煙発生施設の届出 (法第 6 条) ・排出基準 (法施行規則第 3~5 条) 遵守 ばいじん濃度 0.30g/Nm³ 窒素酸化物 180ppm 硫酸酸化物 $K \times 10^{-3} He^2 = 8.9 Nm^3/h$ (K = 17.5 He=煙突補正高) ・測定義務 (法第 16 条、法施行規則第 15 条) 半年に 1 回以上
	○上川沿公民館木質燃料ボイラー (無圧式温水発生機) <ul style="list-style-type: none"> ・ばい煙発生施設の届出 (法第 6 条) ・排出基準 (法施行規則第 3~5 条) 遵守 ばいじん濃度 0.30g/Nm³ 窒素酸化物 300ppm (当面の間 350ppm) ・測定義務 (法第 16 条、法施行規則第 15 条) 半年に 1 回以上
	○秋田犬の里木質燃料ボイラー (無圧式温水発生機) <ul style="list-style-type: none"> ・ばい煙発生施設の届出 (法第 6 条) ・排出基準 (法施行規則第 3~5 条) 遵守 ばいじん濃度 0.30g/Nm³ 窒素酸化物 300ppm (当面の間 350ppm) ・測定義務 (法第 16 条、法施行規則第 15 条) 半年に 1 回以上
	○本庁舎非常用予備発電装置 <ul style="list-style-type: none"> ・ばい煙発生施設の届出 (法第 6 条) 施設規模 燃料能力 83.8ℓ/h (重油換算) 伝熱面積 該当なし
消防法	○各施設対象法規制 <ul style="list-style-type: none"> ・防火管理者 (法第 8 条) ・貯蔵及び取扱制限 (法第 10 条) ・貯蔵所設置の許可 (法第 11 条) ・危険物取扱者 (法第 13 条) ・定期点検 (法第 14 条の 3 の 2、危険物の規制に関する規則第 62 条の 4)
大館市火災予防条例	○各施設共通法規制 <ul style="list-style-type: none"> ・貯蔵の届出 (条例第 63 条) ・貯蔵及び取扱の基準 (条例第 30~33 条) 遵守

6. 計画 1. リスク及び機会への取り組み

3 順守義務

令和5年4月1日現在

《別記》環境関連法令基準一覧

No.2

法令名等	基準内容		
水道法	○水道供給水の水質基準の順守 ・水道法第4条 ・水質基準に関する省令による基準		
	一般細菌：100/mL以下	大腸菌：検出されないこと	カドミウム：0.003mg/L以下
	水銀：0.0005mg/L以下	セレン：0.01mg/L以下	鉛：0.01mg/L以下
	ヒ素：0.01mg/L以下	六価クロム化合物：0.02mg/L以下	シアン化合物イオン及び塩化シアン：0.01mg/L以下
	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素：10mg/L以下	フッ素：0.8mg/L以下	ホウ素：1.0mg/L以下
	四塩化炭素：0.002mg/L以下	1・4-ジオキサン：0.05mg/L以下	スズ-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン：0.04mg/L以下
	ジクロロメタン：0.02mg/L以下	テトラクロロエチレン：0.01mg/L以下	トリクロロエチレン：0.01mg/L以下
	塩素酸 0.6mg/L以下	ベンゼン：0.01mg/L以下	クロロ酢酸：0.02mg/L以下
	クロロホルム：0.06mg/L以下	ジクロロ酢酸：0.04mg/L以下	ジブromクロロメタン：0.1mg/L以下
	臭素酸：0.01mg/L以下	総トリハロメタン：0.1mg/L以下	トリクロロ酢酸：0.2mg/L以下
	ブromジクロロメタン：0.03mg/L以下	ブromホルム：0.09mg/L以下	ホルムアルデヒド：0.08mg/L以下
	亜鉛：1.0mg/L以下	アルミニウム：0.2mg/L以下	鉄：0.3mg/L以下
	銅：1.0mg/L以下	ナトリウム：200mg/L以下	マンガン：0.05mg/L以下
	塩化物イオン：200mg/L以下	カルシウム、マグネシウム等：300mg/L以下	蒸発残留物：500mg/L以下
	陰イオン界面活性剤：0.2mg/L以下	ジオスミン：0.00001mg/L以下	2-メチルイソボルネオール：0.00001mg/L以下
	非イオン界面活性剤：0.02mg/L以下	フェノール類：0.005mg/L以下	有機物等：3mg/L以下
	pH値：5.8以上8.6以下	味：異常でないこと	臭気：異常でないこと
	色度：5度以下であること	濁度：2度以下であること	
	○水道技術管理者の設置 ・水道法第19条第1項（設置） ・水道法第19条第3項（資格）		
	○簡易専用水道（受水槽）10施設対象 ・管理基準 水槽清掃 1年以内に1回（水道法第34条の2第1項）（水道法施行規則第55条） ・管理状況及び水質 1年以内に1回（水道法第34条の2第2項）に係る検査（水道法施行規則第56条）（平成15年厚生労働省告示第262号） 一 臭気 異常な臭気が認められないこと。 二 味 異常な味が認められないこと。 三 色 異常な色が認められないこと。 四 色度 5度以下であること。 五 濁度 2度以下であること。 六 残留塩素 検出されること。		

6. 計画 1. リスク及び機会への取り組み

3 順守義務

令和5年4月1日現在

《別記》環境関連法令基準一覧

No.3

法令名等	基準内容
水質汚濁防止法	<p>○山館浄水場（沈殿・ろ過施設）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置の届出（法第5条） ・排出基準（法第3条他）遵守 <ul style="list-style-type: none"> 水素イオン濃度 5.8～8.6 生物化学的酸素要求量 160 mg/L 以下 浮遊物質 200 mg/L 以下 ・測定及び記録の保管（法第14条） ・事故時の措置及び届出（法第14条の2） <p>○し尿処理場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置の届出（法第5条） ・排出基準（法第3条他）遵守 ※大館市公害防止条例施行規則第11条に定める第2種水域の基準 <ul style="list-style-type: none"> 水素イオン濃度 5.8～8.6 生物化学的酸素要求量 60 mg/L 以下 浮遊物質 120 mg/L 以下 大腸菌群数 3,000 個/cm³以下 ・測定及び記録の保管（法第14条） ・事故時の措置及び届出（法第14条の2） <p>○農業集落排水処理施設（し尿処理施設） 7施設（処理対象人員501人以上）対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置の届出（法第5条） ・排出基準（法第3条他）遵守 <ul style="list-style-type: none"> 水素イオン濃度 5.8～8.6 生物化学的酸素要求量 60 mg/L 以下 浮遊物質 120 mg/L 以下 大腸菌群数 3,000 個/cm³以下 ・測定及び記録の保管（法第14条） ・事故時の措置及び届出（法第14条の2） <p>○貯油施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故時の措置及び知事への届出（法第14条の2第3項）
毒物及び劇物取締法	<p>○各施設共通法規制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・盗難防止の措置（法第11条第1項） ・外への飛散等防止措置（法第11条第2項） ・誤飲防止措置（法第11条第4項） ・表示措置（法第12条第1項及び第3項） ・事故等の場合の措置、届出（法第17条）
労働安全衛生法	<p>○し尿処理場・堤沢埋立最終処分場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定化学物質等（硫酸）作業主任者の選任（法第14条） （法施行令第6条第18号） <p>○山館浄水場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定化学物質等（硫酸）作業主任者の選任（法第14条） （法施行令第6条第18号）

6. 計画 1. リスク及び機会への取り組み

3 順守義務

令和5年4月1日現在

《別記》環境関連法令基準一覧

No.4

法令名等	基準内容							
浄化槽法	○全ての浄化槽に共通適用							
	<ul style="list-style-type: none"> ・保守点検（法第8条、規則第2条）・清掃（法第9条、規則第3条） ・浄化槽管理者の義務（法第10条第1項）・法定検査の受検（法第11条、規則第9条） <ul style="list-style-type: none"> ※処理対象501人以上の場合、技術管理者の設置（法第10条第2項）を要する。 同条第1項同様、指定業者に委託可能（法第10条第3項） ※新規に設置（構造もしくは規模の変更を含む）した時は、使用を開始して3カ月経過した日から5カ月以内に水質検査を実施する（法第7条、規則第4条） 							
	《法8条、9条に定める保守点検及び清掃の回数》 表に掲げる「期間」ごとに1回以上実施 みなし（単独）浄化槽							
		処理方式	全ばっ気方式		分離接触ばっ気方式、分離ばっ気方式 または単純ばっ気方式		散水ろ床方式、平面酸化床方式 または地下砂ろ過方式	
	処理対象人員	保守点検	清掃	保守点検	清掃	保守点検	清掃	
	1. 20人以下	3月	6月	4月	12月	6月	12月	
	2. 21人以上300人以下	2月		3月		※処理対象人員の 定めなし	※処理対象人員の 定めなし	
	3. 301人以上	1月		2月				
	合併浄化槽							
		処理方式	浄化槽の種類				保守点検	清掃
		分離接触ばっ気方式、嫌気ろ床接触ばっ気方式または脱窒ろ床接触ばっ気方式	1. 処理対象人員が20人以下				4月	12月
			2. 処理対象人員が21人以上50人以下				3月	
		活性汚泥方式					1週	
		回転板接触方式、接触ばっ気方式 または散水ろ床方式	1. 砂ろ過装置、活性炭吸着装置または凝集槽を有するもの				1週	
			2. スクリーン及び流量調整タンクまたは流量調整槽を有するもの				2週	
		3. 1及び2以外のもの				3月		
・水質に関する望ましい基準より、市で定めた水質基準								
	項目	単独・合併	BOD処理能力	良	協議	是正		
	水素イオン濃度	単独・合併		5.8~8.6	良及び不可以外	3未満または10超		
	残留塩素濃度	単独・合併		検出される	-	検出なし		
	透視度	合併		20度以上	15度以上20度未満	15度未満		
《法11条に定める水質検査のチェック項目及び判断方法》								
	項目	単独・合併	BOD処理能力	良	可	不可		
	水素イオン濃度	単独		5.8~8.6	良及び不可以外	3未満または10超		
		合併						
	溶存酸素量	単独		0.3mg/L以上	0.3mg/L未満	検出なし		
		合併		1.0mg/L以上	1.0mg/L未満	検出なし		
	残留塩素濃度	単独		検出される	-	検出なし		
		合併						
	透視度	単独		7度以上	4度以上7度未満	4度未満		
		合併	60mg/L以下	10度以上	5度以上10度未満	5度未満		
			30mg/L以下	15度以上	12度以上15度未満	12度未満		
			20mg/L以下	20度以上	15度以上20度未満	15度未満		
	BOD	単独		90mg/L以下	90mg/L超120mg/L以下	120mg/超		
		合併	60mg/L以下	60mg/L以下	60mg/L超80mg/L以下	80mg/超		
			30mg/L以下	30mg/L以下	30mg/L超40mg/L以下	40mg/超		
			20mg/L以下	20mg/L以下	20mg/L超30mg/L以下	30mg/超		
○11条検査における水質検査の各項目の望ましい範囲については、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課浄化槽対策室長通知（平成7年衛浄第33~35号）により具体的な考え方を取りまとめた「浄化槽法定検査判定ガイドライン」による。水質検査で「良」「可」と判断されたものを「適合」とし、外観・性能検査を含む総合評価で可否を判断する。								

6. 計画 1. リスク及び機会への取り組み

3 順守義務

令和5年4月1日現在

《別記》環境関連法令基準一覧

No.5

法令名等	基準内容
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	○一般廃棄物 ・事業者の責務（法第3条）遵守 （大館市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第20条の遵守）
	○一般廃棄物の処理、一般廃棄物処理計画 ・市町村の処理等（法第6条の2） ・一般廃棄物処理計画（法第6条）
	○一般廃棄物処理施設：し尿処理場、コンポストセンター ・設置の届出及び維持管理基準（法第9条の3） ・周辺地域への配慮（法第9条の4） ・技術管理者の選定（法第21条） ・事故時の措置（法第21条の2）
	○一般廃棄物処理施設：粗大ごみ処理場、埋立最終処分場（3） ・設置の届出及び維持管理基準（法第9条の3） ・周辺地域への配慮（法第9条の4） ・技術管理者の選定（法第21条） ・事故時の措置（法第21条の2）
	○地下水、放流水の水質（3埋立最終処分場） ・水質検査及び記録について（法第8条第2項ほか） ・地下水・放流水の基準 （一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第1条第2項） 地下水の基準 月1回 検査項目 全 2項目 年1回 検査項目 全25項目 放流水の基準 月1回 検査項目 全 3項目 年1回 検査項目 全43項目 （一般廃棄物の最終処分場の適正化に関する留意事項第2条第2項第1号） 地下水の基準 年1回 検査項目 全 4項目
	○産業廃棄物（脱水汚泥） ・施設の設置届（法第15条第1項） （処理能力100m ³ 以上（法施行令第7条）） ・維持管理基準（法第15条の2の2） ・技術管理者の選任（法第21条）
	○産業廃棄物（建設作業廃材、工作物廃材） ・産業廃棄物の処理基準・委託基準（法第12条）順守
	○産業廃棄物（医療系産業廃棄物） ・産業廃棄物の処理基準・委託基準（法第12条）順守
	○特別管理産業廃棄物（医療廃棄物） ・保管基準の順守（法第12条の2第2項） ・運搬又は処分を他人に委託する場合の基準順守（法第12条の2第3項～第5項） ・特別管理産業廃棄物管理者の設置及び資格（法第12条の2第6項、第7項） ・産業廃棄物管理票（マニフェスト）による適正処理及び記録の保存（5年） （法第12条の3、施行規則第8条の26）

6. 計画 1. リスク及び機会への取り組み

3 順守義務

令和5年4月1日現在

《別記》環境関連法令基準一覧

No.6

法令名等	基準内容
ダイオキシン類対策特別措置法	○一般廃棄物 廃棄物の最終処分場の維持管理（法第25条）
道路運送車両法	○公用車 ・車検の実施と確認
使用済自動車の再資源化等に関する法律	○公用車 ・使用済自動車の引渡し
騒音規制法	○特定建設作業関係 （大館市公害防止条例により一部特定作業に上乗せ規制あり） ・指定地域内における特定建設作業の届出（法第14条） ・上記作業に伴う騒音規制基準の順守（特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年厚・建告1）） （注）市で直接実施する作業は特定建設作業にあたらぬ。発注工事の場合、規制の対象となりうる
振動規制法	○特定建設作業関係 ・指定地域内における特定建設作業の届出（法第14条） ・上記作業に伴う振動規制基準（法施行規則別表第1）順守 （注）市で直接実施する作業は特定建設作業にあたらぬ。発注工事の場合、規制の対象となりうる
悪臭防止法	・水路等における悪臭の防止（法第16条）規定遵守
環境基本法	・地方公共団体の責務（法第7条） ・地方公共団体の施策（法第36条）
大館市環境基本条例	・市の責務（条例第4条） ・環境基本計画の策定等（条例第8条）
循環型社会形成推進基本法	・地方公共団体の責務（法第10条） ・地方公共団体の施策（法第32条）
地球温暖化対策の推進に関する法律	・地方公共団体の事務及び事業に関する実行計画の策定、実施、見直し及び実施結果の公表（法第21条）
秋田県地球温暖化対策推進条例	・事業者の責務（条例第4条） ・温室効果ガスの排出の量の把握（条例第8条） ・温室効果ガスの排出抑制計画書の作成および提出（条例第9条） ・環境マネジメントシステムの導入（条例第15条）
資源の有効な利用の促進に関する法律（リサイクル法）	・発注者の責務（法第4条） ・地方公共団体の責務（法第9条） 【参考】建設副産物適正処理要綱

6. 計画 1. リスク及び機会への取り組み

3 順守義務

令和5年4月1日現在

《別記》環境関連法令基準一覧

No.7

法令名等	基準内容
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定建設資材の定義（法第2条、令第1条） 「コンクリート」「コンクリート及び鉄から成る建設資材」「木材」「アスファルト・コンクリート」 ・ 発注者の責務（法第6条） ・ 地方公共団体の責務（法第8条） ・ 分別解体等実施義務（法第9条、令第2条） 建築物に係る解体工事： 当該建築物の床面積の合計が80㎡以上 建築物の新築・増築の工事： 当該建築物の床面積の合計が500㎡以上 建築物の新築工事等であって前号に規定する工事に該当しないもの： 請負金額が1億円以上 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事： 請負金額が500万円以上 ・ 対象建設工事の届出等（法第10条） ・ 対象建設工事の請負契約に係る書面の作成（法第13条）
環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の推進に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国及び地方公共団体の責務（法第3条） ・ 地方公共団体による環境配慮等の状況の公表（法第7条）
森林法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林整備計画の策定（法第10条の5） ・ 伐採の届出（法第10条の8、15条、34条の2） ・ 森林経営計画の策定（法第11条） ・ 立入調査（法第49条） ・ 伐採計画の変更命令（法第10条の9） 関係要領：秋田県伐採届出制運用要領 ・ 森林施業の勧告（法第10条の10） ・ 森林経営計画の認定（法第11条） 関連要領：秋田県森林施業計画制度運営要領 ・ 火入れ許可（法第21条）
下水道法	<ul style="list-style-type: none"> ○公共下水道 <ul style="list-style-type: none"> ・ 管理義務（法第3条） ・ 事業計画の認可（法第4条） ・ 供用開始の公示（法第9条） ・ 条例で規定する事項（法第25条） 法第21条（放流水の水質検査）、法第21条の2（発生汚泥等の処理）の規定は、流域下水道として秋田県が管理 ○都市下水路 <ul style="list-style-type: none"> ・ 管理義務（法第26条） ・ 管理の基準等（法第28条） 下水道法施行令第18条の規定により年1回以上の浚渫 ・ 条例規定事項（法第31条）
秋田県流域下水道接続要綱	<ul style="list-style-type: none"> ○公共下水道、特定環境保全公共下水道 <ul style="list-style-type: none"> ・ 流入下水の水質の報告（要綱第10条） ・ 特定事業場からの排水水質の報告（要綱第11条）

6. 計画 1. リスク及び機会への取り組み

3 順守義務

令和5年4月1日現在

《別記》環境関連法令基準一覧

No.8

法令名等	基準内容
国等による環境物品等の調達の推進に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体の責務（法第4条） 地方公共団体等による環境物品等の調達の推進（法第10条） 環境物品等の調達の推進にあたっての配慮（法第11条）
国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体及び地方独立行政法人の責務（法第4条） 地方公共団体及び地方独立行政法人における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進（法第11条）
工業用水道事業法大館市工業用水道料金及び手数料条例施行規程	<ul style="list-style-type: none"> 水質の測定義務（法第19条、施行令第1条） 「水温」、「濁度」、「水素イオン濃度」 水質基準（規程内容） 「水温：常温」、「濁度：20度以下」、「水素イオン濃度：PH5.8～8.0」
環境影響評価法	<ul style="list-style-type: none"> 環境影響評価方法書、同意見の概要の受領（法第6条、第9条） 環境影響評価準備書、同意見の概要の受領（法第15条、第19条） 知事の要請による方法書及び準備書への意見提出（法第10条、第20条） 方法書及び準備書の公告及び縦覧への協力（規則第1条、2条、5条、6条） 事業者への協力（法第49条）他
秋田県環境影響評価条例	<ul style="list-style-type: none"> 環境影響評価方法書、同意見の概要の受領（条例第6条、第9条） 環境影響評価準備書、同意見の概要の受領（条例第14条、第18条） 知事の要請による方法書及び準備書への意見提出（条例第10条、第19条） 方法書及び準備書の公告及び縦覧への協力（規則第6条、7条、2条、3条） 事業者への協力（条例第34条）他
医療法	<p>○X線装置関係</p> <ul style="list-style-type: none"> 設置届（法第15条第3項） 管理者の義務（法施行規則第30条の13） 線量当量限度基準（法施行規則第30条の27）
医薬品医療機器等法 （医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）	<ul style="list-style-type: none"> 毒薬、劇薬の表示（法第44条） 貯蔵、陳列の取扱い（法第48条）
肥料の品質の確保等に関する法律	<p>製品の品質を保全するため、成分分析を行う。 （特殊肥料のため、肥料の品質保全の検査についての基準はない。）</p>
環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律	<p>職場、学校における環境保全の意欲の増進及び環境教育</p>

6. 計画	1. リスク及び機会への取り組み
3 順守義務	
令和5年4月1日現在	

《別記》環境関連法令基準一覧

No.9

法令名等	基準内容
都市の低炭素化の促進に関する法律	低炭素建築物新築等計画の認定
使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律	使用済小型電子機器等の再資源化のための分別、認定事業者への引渡し
エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律	建築物のエネルギー管理、定期報告、中長期計画書の提出
建築物における衛生的環境の確保に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物環境衛生管理基準（法第 4 条） ・ 建築物環境衛生管理技術者の選任（法第 6 条） ・ 特定建築物維持管理に関する帳簿書類の備付け（法第 10 条）
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項（法第 16 条） 簡易点検の実施 機器（室外機）ごとの点検・整備記録の作成、保存 ※廃棄を行った場合、フロン類充填回収業者への引き渡し完了日から3年経過まで有資格者等による定期点検の実施 ・ フロン類算定漏えい量等の報告等（法第 19 条）
公害防止協定・覚書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公害防止計画の確認 ・ 公害防止対策状況の確認 ・ 公害発生時の措置
遊泳用プールの水質基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水質基準（第 2 項） 水素イオン濃度 pH5.8～8.6 濃度 2度以下 過マンガン酸カリウム消費量 12 mg/L 以下 遊離残留塩素濃度 0.4 mg/L 以下（10 mg/L 以下が望ましい） 大腸菌 検出されないこと 一般細菌 200CFU/ml 以下 ・ 維持管理基準（第 4 項） 消毒義務、水温設定、清掃・設備点検や管理方法、管理日誌の作成・保存
水銀による環境の汚染の防止に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水銀使用製品を適正に分別回収するための市町村の責務（法第 17 条）
健康増進法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体の責務（法第 25 条） ・ 総合的かつ効果的な推進及び連携（法第 26 条） ・ 敷地内禁煙（第一種）の対象とした施設（法第 30 条） ・ 屋内禁煙（第二種）の対象とした施設（法第 30 条）

6. 計画 2. 環境目標及びそれを達成するための計画策定
1 環境目標
令和5年4月1日現在

6. 2. 1 環境目標

【令和5年度市全体及び部門別の目標一覧：リスク及び機会より】

No. 1

環境方針	取り組むリスク及び機会	全体の環境目標	部門別の環境目標	主管課局
環境汚染の防止	森林育成（里山の整備）	令和5年度から令和9年度まで ④ 公有林の除間伐を200ha実施する	1 年間で公有林の除間伐を50ha、皆伐再造林を1ha実施する	林政課
自然と共生し、安全・安心に暮らせるまちづくり	市民の健康を増進する 大規模災害発生への備え	リ スポーツ・レクリエーション活動の推進及び主催事業への参加率向上	2 主催スポーツ事業の参加者数が前年度より増となる取組みを行い、市民の週1回以上スポーツ実施率を50%以上とする	スポーツ振興課
		リ 大規模自然災害が発生した時でも人命の保護が最大限図られる	3 空家等解体撤去費補助金の交付（年間10件）	危機管理課
		感染症予防対策として、令和5年度までに麻疹風疹混合ワクチン接種率を1期98.5%、2期98.0%とする	4 感染症予防対策として、麻疹風疹混合ワクチンの接種率を1期98.5%、2期98.0%とする	健康課
		「事業継続力強化支援計画」による市内企業等への事業継続計画策定推進	5 市内企業等の事業継続計画策定支援（研修会の開催）	商工課
		こ線橋及び直轄国道をまたぐ跨道橋の耐震補強を推進する	6 獅子ヶ森跨線橋、歩道橋の耐震補強を推進する	土木課
		令和5年度末までに、道路改良率を80.0%とする	7 令和5年度末までにおいても道路改良率80.0%を維持する	土木課
		県と連携し、土砂災害区域の把握に努める	8 県と連携し、土砂災害警戒区域を含む災害リスク箇所のパトロールを年3回以上行う	土木課
		毎年度、木造住宅耐震化支援事業の周知を行い、耐震化を推進する	9 市民からの申請による木造住宅耐震診断を、年間で3件以上行う	都市計画課
		毎年度、住宅リフォーム支援事業補助金の活用を推進し、克雪化住宅の普及を図る	10 年間で、住宅リフォーム支援事業補助金の交付を215件以上行う	都市計画課
		県道大館・十和田湖線の整備	11 令和5年度は歩道整備を完成させる（L=576m）	まちづくり課
		上水道機能の停止を回避する（令和5年度までに耐震化率を64.1%とする）	12 上水道施設の耐震化率を令和5年度で64.1%以上とする	水道課
		令和8年度までに公共下水道普及率を65.5%とする	13 公共下水道普及率を62.9%とする	下水道課
		災害時の避難所として利用できるよう、小中学校の耐震化を図る	14 小中学校を災害時避難所としての利用を図るため、天井、照明器具などの非構造部材の落下防止対策を推進する	教育総務課
		リ ③ リモートワークの利用を定着させる	15 リモートワークの月別利用者数を年平均7人以上とする	職員課
		感染症対策と事業の継続強化	16 感染症予防対策	監査委員事務局

6. 計画	2. 環境目標及びそれを達成するための計画策定
1 環境目標	
令和5年4月1日現在	

【令和5年度市全体及び部門別の目標一覧：リスク及び機会より】

No.2

環境方針	取り組むリスク及び機会	全体の環境目標	部門別の環境目標	主管課局
持続可能なまちづくり	交流人口の拡大・移住者の招致	⑥ 交流人口を拡大し、本市への「人・モノ・金」の流入を図る	17 農家民宿や農家体験を通じて、修学旅行生や外国人の受け入れを図る	観光課
			18 交流人口と関係人口の拡大	交流推進課
		移住者の増加を図ることで、人口減少を鈍化させるとともに、本市の活性化につなげる	19 移住者の増加と定住化を図る	交流推進課
			スポーツを活用した地域活性化の推進	20 スポーツを活用した地域活性化のためのイベントの機会を増やしながら、その経済効果を検証する（目標参加人数3,000人）
少子化に伴う地域の衰退	⑦ 結婚支援策による年間婚姻数及び出生数の増加	21 結婚支援策を通じた新婚世帯の経済的負担の軽減（利子補給金補助及び支援事業：年間15件）	企画調整課	
		22 活力と魅力あるまちづくり活動に取り組む団体を支援する（年間17件）	企画調整課	
ゼロカーボンシティ実現のためのライフサイクルの視点でとらえた取り組み	⑩ 2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す		23 ノー残業デーの実施により時間外勤務の削減を図る	職員課
			24 大館市役所の二酸化炭素排出量を対前年度比1%減とする	環境課
			25 温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定	環境課
			26 民有林の再造林11haを推進する（R3年度からR5年度までで33ha）	林政課
			27 比内庁舎空調熱源設備更新	比内総合支所
フードロスの削減	⑫	フードロスの削減	28 出前講座を利用し、フードロスの削減について市民に周知する	市民課
先導的共生社会ホスタウンを実現するまちづくり	⑬ 地域コミュニティ活動を支援し、人口減少下であってもコミュニティが維持されるよう努めるとともに地域の活性化につなげる	ホスタウン事業	29 地域応援プラン活動実施累計団体数の増加を図る（令和5年度は3団体を目標とする）	企画調整課
			30 パラスポーツを通じた交流の機会を増やす（目標参加人数500人）	スポーツ振興課
新たな産業（雇用）の創出	⑭ 地域で活躍する多様な人材の育成支援	企業誘致の加速化	31 在職者や求職者、高校生の技能向上を目指した資格取得に対し年間190件支援する	商工課
			32 年間でサテライトオフィス体験事業を8件実施する	商工課
ESD（持続可能な開発のための教育）の充実	⑮	木育事業（木育キャラバン）及び生涯学習フェスティバルの開催	33 木材再利用による資源リサイクル、世代間交流の促進及び生涯学習活動の成果発表、生涯学習活動の推進	生涯学習課

6. 計画	2. 環境目標及びそれを達成するための計画策定
1 環境目標	
令和5年4月1日現在	

【令和5年度市全体及び部門別の目標一覧：事務分掌より】

No.1

環境方針	環境側面	全体の環境目標	部門別の環境目標	主管課局
環境汚染の防止	医療廃棄物の排出	A 産業廃棄物（医療系廃棄物）の排出量を把握し、適正な管理（廃棄を含む）を行う	1 産業廃棄物の適正管理（228個）	健康課
	認証維持に関する情報提供	B 市内企業のISO14001認証取得・維持を支援する	2 市と市内企業で構成するEMS ネットにおける各種事業協力や学習会を開催する	環境課
	EMS実行状況の監視	C 大館市のEMSの取組みについて情報を公開するとともに、職員に周知する	3 市ホームページや庁内ネットワークを活用して大館市のEMSの取組みについて周知する	環境課
	EMS研修会の実施	D 全職員に対してEMS周知を図り内容の充実に向けた検証を行う	4 新規採用職員に対してEMSの周知徹底を図る	職員課
	騒音・振動・濁水の発生	E 工事等の設計段階から建設機械の運搬・使用による騒音、振動の低減（濁水の抑制）を図る	5 工事等設計段階での対策型建設機械の採用及び受注者への指導徹底	工事担当課
	建設廃材（廃棄物）の発生 建設リサイクル法の順守	F 工事施工により発生する建設廃材を抑制し、リサイクル化を推進する	6 建設廃材の発生の抑制及びリサイクル化に努める	工事担当課
	家庭ごみ・資源ごみの分別指導・相談対応	G ごみ処理実施計画を見直し令和7年度までのリサイクル率目標を設定する	7 令和5年度のリサイクル率を10.88%とする	環境課
	適正分別・減量の啓発	H 令和5年度までに一人1日あたり排出量を906gとする	8 ごみの分別・減量を徹底し、令和5年度の1人1日あたりのごみの排出量を970gとする	環境課
	ベレットストーブ設置助成	I 地球温暖化対策事業の展開	9 今年度のベレットストーブ助成を3台分実施する	環境課
	一般廃棄物の発生（廃棄）	J 毎年度、本庁舎及び三ノ丸庁舎、総合支所の廃棄物発生量を23,700kg以内に抑制する	10 本庁舎 17,900Kg	総務課
			三ノ丸庁舎 835Kg	観光課
			比内総合支所 3,574Kg	比内総合支所
			田代総合支所 2,600Kg	田代総合支所
	K 各施設（本庁舎・三ノ丸庁舎・総合支所以外）の廃棄物の分別を推進し、排出抑制のため種別排出量を把握する	11 所管施設における廃棄物分別を実施し、施設利用者に対する排出抑制への協力を依頼する 【取組み施設】 墓園・墓地公園（4）、総合福祉センター、保健センター、まつり・イベント、スポーツ施設（6）、公園・緑地、児童センター・児童館（6）、公民館（12）、パークセンター 市民交流センター、郷土博物館、あやめ苑	各施設所管課	
水の使用	L 毎年度、水の使用量を7,000m ³ 以内に抑える	12 本庁舎 3,900m ³	総務課	
		三ノ丸庁舎 456m ³	観光課	
		比内総合支所 3,230m ³	比内総合支所	
		田代総合支所 730m ³	田代総合支所	

6. 計画	2. 環境目標及びそれを達成するための計画策定
1 環境目標	
令和5年4月1日現在	

【令和5年度市全体及び部門別の目標一覧：事務分掌より】

No.2

環境方針	環境側面	全体の環境目標	部門別の環境目標	主管課局																																																																												
環境汚染の防止	水の使用	M 各施設（本庁舎・三ノ丸庁舎・総合支所以外）の水を適切に使用し、節水に努める	13 水資源を適切に使用し、節水に努める 【取組み施設】 し尿処理場、総合福祉センター、保健センター、休日夜間急患センター、スポーツ施設（9）、土木課所管車庫（3）、公園・緑地、まちづくり課事務所、構造改善センター、小泉交流センター、児童センター・児童館（4）、公民館（11）、あやめ苑、市民交流センター、郷土博物館、鳥潟会館、長走風穴館	各施設所管課																																																																												
	プロパンガスの使用	N 毎年度、プロパンガス使用量を300m ³ 以内に抑える	14 期別目標 第1四半期 100m ³ 第2四半期 50m ³ 第3四半期 50m ³ 第4四半期 100m ³ 上記目標の対象施設は、三ノ丸庁舎、田代総合支所とするが、その他施設においても節減に努める	観光課 田代総合支所 各施設所管課																																																																												
	紙の使用 再生紙使用・裏紙活用	O 事務用紙の使用量を6,000,000枚以内に維持し、ペーパーレス化を推進する	15 課別目標（単位：枚）	全課・所・局																																																																												
			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <tr> <td>総務課</td><td>710,000</td><td>交流推進課</td><td>45,000</td></tr> <tr> <td>危機管理課</td><td>50,000</td><td>観光課</td><td>137,000</td></tr> <tr> <td>企画調整課</td><td>185,000</td><td>スポーツ振興課</td><td>75,000</td></tr> <tr> <td>職員課</td><td>65,000</td><td>土木課</td><td>190,000</td></tr> <tr> <td>財政課</td><td>88,000</td><td>都市計画課</td><td>227,000</td></tr> <tr> <td>管財課</td><td>50,000</td><td>まちづくり課</td><td>110,000</td></tr> <tr> <td>契約検査課</td><td>58,000</td><td>水道課</td><td>269,000</td></tr> <tr> <td>市民課</td><td>290,000</td><td>下水道課</td><td>180,000</td></tr> <tr> <td>保険課</td><td>228,000</td><td>比内総合支所</td><td>62,000</td></tr> <tr> <td>税務課</td><td>277,000</td><td>田代総合支所</td><td>98,000</td></tr> <tr> <td>収納課</td><td>84,000</td><td>教育総務課</td><td>72,600</td></tr> <tr> <td>環境課</td><td>51,000</td><td>学校教育課</td><td>107,000</td></tr> <tr> <td>福祉課</td><td>480,000</td><td>生涯学習課</td><td>502,600</td></tr> <tr> <td>子ども課</td><td>335,000</td><td>歴史文化課</td><td>42,000</td></tr> <tr> <td>長寿課</td><td>450,000</td><td>会計課</td><td>46,000</td></tr> <tr> <td>健康課</td><td>322,000</td><td>議会事務局</td><td>29,000</td></tr> <tr> <td>農政課</td><td>168,000</td><td>選管事務局</td><td>60,000</td></tr> <tr> <td>林政課</td><td>133,000</td><td>農委事務局</td><td>66,000</td></tr> <tr> <td>商工課</td><td>60,500</td><td>監査事務局</td><td>49,900</td></tr> </table>	総務課	710,000	交流推進課	45,000	危機管理課	50,000	観光課	137,000	企画調整課	185,000	スポーツ振興課	75,000	職員課	65,000	土木課	190,000	財政課	88,000	都市計画課	227,000	管財課	50,000	まちづくり課	110,000	契約検査課	58,000	水道課	269,000	市民課	290,000	下水道課	180,000	保険課	228,000	比内総合支所	62,000	税務課	277,000	田代総合支所	98,000	収納課	84,000	教育総務課	72,600	環境課	51,000	学校教育課	107,000	福祉課	480,000	生涯学習課	502,600	子ども課	335,000	歴史文化課	42,000	長寿課	450,000	会計課	46,000	健康課	322,000	議会事務局	29,000	農政課	168,000	選管事務局	60,000	林政課	133,000	農委事務局	66,000	商工課	60,500	監査事務局	49,900	
総務課	710,000	交流推進課	45,000																																																																													
危機管理課	50,000	観光課	137,000																																																																													
企画調整課	185,000	スポーツ振興課	75,000																																																																													
職員課	65,000	土木課	190,000																																																																													
財政課	88,000	都市計画課	227,000																																																																													
管財課	50,000	まちづくり課	110,000																																																																													
契約検査課	58,000	水道課	269,000																																																																													
市民課	290,000	下水道課	180,000																																																																													
保険課	228,000	比内総合支所	62,000																																																																													
税務課	277,000	田代総合支所	98,000																																																																													
収納課	84,000	教育総務課	72,600																																																																													
環境課	51,000	学校教育課	107,000																																																																													
福祉課	480,000	生涯学習課	502,600																																																																													
子ども課	335,000	歴史文化課	42,000																																																																													
長寿課	450,000	会計課	46,000																																																																													
健康課	322,000	議会事務局	29,000																																																																													
農政課	168,000	選管事務局	60,000																																																																													
林政課	133,000	農委事務局	66,000																																																																													
商工課	60,500	監査事務局	49,900																																																																													

6. 計画	2. 環境目標及びそれを達成するための計画策定
1 環境目標	
令和5年4月1日現在	

【令和5年度市全体及び部門別の目標一覧：事務分掌より】

No.3

環境方針	環境側面	全体の環境目標	部門別の環境目標	主管課局	
環境汚染の防止	燃料消費量・燃費の把握	P 毎年度、公用車燃料の使用量を86,000L以下に維持する	16 期別目標 第1四半期 22,000L 第2四半期 22,000L 第3四半期 21,000L 第4四半期 21,000L 上記目標はガソリン及び軽油の使用量とするが、土木課所有の除雪車両の使用量は含まないものとする	公用車保有課	
	灯油の使用	Q 毎年度、ボイラー・暖房用燃料の使用量を46,000L以下に維持し、使用量低減を図る	17 期別目標 第1四半期 10,000L 第2四半期 8,000L 第3四半期 8,000L 第4四半期 20,000L 上記目標の対象施設は、本庁舎、三ノ丸庁舎、比内総合支所、田代総合支所とするが、その他施設においても節減に努める	観光課 比内総合支所 田代総合支所 各施設所管課	
	グリーン適用商品等の購入	R 毎年度、環境物品調達基準で指定された物品等の調達割合を90%以上に維持する	18 環境物品調達基準で指定された物品等の調達割合90%以上に維持する	全課・所・局	
自然と共生し、安全・安心に暮らせるまちづくり	土のうの収集 現地確認及び投棄物の撤去 搬入車両の監視	S 環境美化活動の推進	19 環境美化活動や不法投棄対策により環境意識の向上に努める	環境課	
	環境汚染（大気・水質等）	T 環境保全活動の推進	20 大気や水質等の定期的な測定による環境保全	環境課	
	市内施設での汚染土壌浄化		21 市外から搬入される特定物質（土壌等）の量や成分を把握する		
	出前講座の開催	U 環境教育・環境学習活動を推進し、機会を提供する	22 教育機関及び各種団体への環境学習（出前講座）を実施し、積極的に学習の機会を提供する	環境課	
	環境教育・環境学習 ごみの資源化促進		23 大館子どもサミットで、環境活動項目を決定し実行する	学校教育課	
	自主事業の開催		24 環境整備に関する事業を実施し、環境意識の向上を図る（花岡公民館）	生涯学習課	
	省エネ設備の導入	V 街灯のLED化に助成し、令和5年度で50基以上の導入を目指す	25 街灯のLED照明導入補助基数を50基とする	市民課	
	天然記念物・文化財の保護	W 天然記念物や文化財などの歴史的遺産を保護・育成し、資源として活用する	26 大館市の文化財の保護育成を図る	歴史文化課	
	水洗化の促進	X 令和8年度までに浄化槽設置整備基数を200基とする（令和4年度からの5年計画）	27 年間の浄化槽設置基数を40基とする		下水道課
		Y 令和9年度までに公共下水道による水洗化戸数を1,250戸にする（令和5年度からの5年計画）	28 年間の公共下水道水洗化戸数を250戸とする		下水道課
下水路の浚渫	Z 令和5年度までに下水路の浚渫を4,267m実施する	29 下水路の浚渫を200m実施する		土木課	

6. 計画 2. 環境目標及びそれを達成するための計画策定
1 環境目標
令和5年4月1日現在

【令和5年度市全体及び部門別の目標一覧：事務分掌より】

No.4

環境方針	環境側面	全体の環境目標	部門別の環境目標	主管課局
自然と共生し、安全・安心に暮らせるまちづくり	悪臭の発生	a 毎年度、都市下水路から浚渫する土壌を15 m以上実施する	30 年間で、都市下水路から浚渫する土壌を15 m以上実施する	都市計画課
	水質汚濁の防止			
持続可能なまちづくり	一般廃棄物の発生抑制	b ごみの減量及びリサイクルを推進する	31 年に6回、教育機関で集めたペットボトルキャップを回収し、回収量を把握する	環境課
	イベントの運営 活動周知・普及啓発		32 こでん回収活動を積極的に展開し、年間33,300Kgを回収する	
			33 3Rの周知・普及啓発のための年間行動計画を策定し、実行する	
	廃棄物の再利用	c 大館市コンポストセンターで生ごみ・鶏糞・籾殻を合わせて堆肥化する	34 年間で、生ごみ・鶏糞・もみ殻を合わせて1,140 tを堆肥化する	農政課
		d 比内地鶏鶏糞処理施設で鶏糞、籾殻を合わせて堆肥化する	35 年間で、鶏糞・もみ殻を合わせて240 tを堆肥化する	農政課
	e 選挙用ポスター掲示板の廃材発生を抑制するため、リサイクル化を図る	36 選挙用ポスター掲示板を全てリサイクルする (県議会議員選挙、市長市議会議員選挙)	選管事務局	

※令和元年度より、「地球温暖化対策の推進に関する法律」「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」における本市所管施設のエネルギー消費量把握との二重管理を防ぐため、所管課ごとの目標設定を廃止し、全庁単位の消費目標を設定しています。なお、「全庁」とは「庁舎」として使用する以下の4施設を指し、使用量は上記法に基づく報告のため導入した「算定システム」により把握します。また、公用車両などの使用燃料（ガソリン・軽油）や走行距離、木質ペレットの使用量についても同システムにより把握します。

【消費量を把握する庁舎等】

- ・大館市役所本庁舎
- ・三ノ丸庁舎
- ・比内総合支所
- ・田代総合支所

6. 計画 2. 環境目標及びそれを達成するための計画策定
2 環境目標を達成するための取組みの計画策定
令和5年4月1日現在

6. 2. 2 環境目標を達成するための取組みの計画策定

【取組み計画一覧】

No. 1

全体の環境目標	部門別の環境目標	具体的取組み事項	主管課 (部署)	責任者 (推進委員)
		令和5年4月～令和6年3月		
令和5年度から令和9年度まで ④ 公有林の除間伐を200ha実施する	1 年間で公有林の除間伐を50ha、皆伐再造林を1ha実施する	・公有林の除間伐、皆伐再造林の実施	林政課	林政課長
リ ① スポーツ・レクリエーション活動の推進及び主催事業への参加率向上	2 主催スポーツ事業の参加者数が前年度より増となる取組みを行い、市民の週1回以上スポーツ実施率を50%以上とする	・市広報紙など各種媒体を活用した事業の周知 ・参加率向上のための関係者との連携強化 ・事業終了後の参加状況の速やかな分析 ・中止が見込まれる場合の速やかな計画見直し	スポーツ振興課	スポーツ振興課長
リ ② 大規模自然災害が発生した時でも人命の保護が最大限図られる	3 空家等解体撤去費補助金の交付(年間10件)	・空家等の所有者等に適正な維持管理を依頼する(随時) ・空家等に対する相談対応 ・空家等解体撤去費補助金の交付	危機管理課	危機管理課長
感染症予防対策として、令和5年度までに麻疹風疹混合ワクチン接種率を1期98.5%、2期98.0%とする	4 感染症予防対策として、麻疹風疹混合ワクチンの接種率を1期98.5%、2期98.0%とする	・健康ガイド、ホームページによる周知 ・対象者、未接種者への予防接種勧奨通知(毎月) ・保育園を通しての周知(半期目標 1期98.5%、2期49%)	健康課	健康課長
「事業継続力強化支援計画」による市内企業等への事業継続計画策定推進	5 市内企業等の事業継続計画策定支援(研修会の開催)	・商工会議所・商工会との連携による市内企業等への事業継続計画に関する情報収集や研修実施、策定支援 ・問い合わせへの対応	商工課	商工課長
こ線橋及び直轄国道をまたぐ跨道橋の耐震補強を推進する	6 獅子ヶ森跨線橋、歩道橋の耐震補強の推進	・工事設計、発注、進捗段階確認、完成検査 ・設計図書への遵守事項明示、契約書への綴り込み	土木課	土木課長
令和5年度末までに、道路改良率を80.0%とする	7 令和5年度末までにおいても道路改良率80.0%を維持する	・要望に基づく施工箇所の選定 ・工事の発注、進捗段階確認、完成検査 ・設計図書への遵守事項明示、契約書への綴り込み	土木課	土木課長
県と連携し、土砂災害区域の把握に努める	8 県と連携し、土砂災害警戒区域を含む災害リスク箇所のパトロールを年3回以上行う	・危機管理課と災害リスク箇所の情報共有 ・県と連携し災害リスク箇所の把握に努める ・災害リスク箇所のパトロール	土木課	土木課長
毎年度、木造住宅耐震化支援事業の周知を行い、耐震化を推進する	9 市民からの申請による木造住宅耐震診断を、年間で3件以上行う	・木造住宅耐震化支援事業の周知 ・住宅耐震化等の問い合わせへの対応 ・耐震診断申請受付及び診断業務実施	都市計画課	都市計画課長

6. 計画 2. 環境目標及びそれを達成するための計画策定
2 環境目標を達成するための取組みの計画策定
令和5年4月1日現在

【取組み計画一覧】

No.2

全体の環境目標	部門別の環境目標	具体的取組み事項	主管課 (部署)	責任者 (推進委員)
		令和5年4月～令和6年3月		
リ② 毎年度、住宅リフォーム支援事業補助金の活用を推進し、 克雪化住宅の普及を図る	10 年間で、住宅リフォーム支援事業補助金の交付を215件以上行う	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅リフォーム支援事業の周知 ・住宅リフォームへの問い合わせ対応 ・補助金の支給手続き及び交付 	都市計画課	都市計画課長
	11 県道大館・十和田湖線の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度で歩道整備を完成させる (L=576m) ・関係機関との協議 ・支障物件移転確認 ・実施設計書の精査 	まちづくり課	まちづくり課長
上水道機能の停止を回避する (令和5年度までに耐震化率を64.1%とする)	12 上水道施設の耐震化率を令和5年度で64.1%以上とする	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断調査・耐震補強工事の発注 ・耐震診断調査の進捗確認 ・耐震調査結果・耐震化率の報告 	水道課	水道課長
	13 令和8年度までに公共下水道普及率を65.5%とする	<ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道工事の発注及び管理 	下水道課	下水道課長
災害時の避難所として利用できるよう、 小中学校の耐震化を図る	14 小中学校を災害時避難所としての利用を図るため、 天井、照明器具などの非構造部材の落下防止対策を推進する	<ul style="list-style-type: none"> ・学校敷地内の巡回 ・危険箇所への立入禁止及び注意喚起 ・問い合わせへの対応 ・対策工事の発注、完了検査 	教育総務課	教育総務課長
	15 リモートワークの利用を定着させる	<ul style="list-style-type: none"> ・リモートワークの月別利用者数を年平均7人以上とする ・サテライト・オフィス勤務及び在宅勤務の周知徹底 ・サテライト・オフィス勤務及び在宅勤務の利用実績の分析 	職員課	職員課長
16 感染症対策と事業の継続強化	<ul style="list-style-type: none"> ・サテライトオフィスを利用した監査実施を施行する (目標2回) ・手指消毒液等の使用で感染防止を図る 	監査委員事務局	監査委員事務局長	
リ⑥ 交流人口を拡大し、本市への「人・モノ・金」の流入を図る	17 農家民宿や農家体験を通じて、 修学旅行生や外国人の受け入れを図る	<ul style="list-style-type: none"> ・受入母体となる「大館市まるごと体験推進協議会」の運営・支援 ・体験メニューのPR活動及び招致活動 ・受け入れ時の支援 ・HP等での情報発信 	観光課	観光課長
	18 交流人口と関係人口の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・地域おこし協力隊による関係人口拡大推進 ・渋谷・大館交流の絆、ウィンターすくー事業実施 ・WEBでの情報発信、SNSの活用 ・大館能代空港利用促進事業の実施 	交流推進課	交流推進課長

6. 計画 2. 環境目標及びそれを達成するための計画策定
2 環境目標を達成するための取組みの計画策定
令和5年4月1日現在

【取組み計画一覧】

No.3

全体の環境目標	部門別の環境目標	具体的取組み事項	主管課 (部署)	責任者 (推進委員)
		令和5年4月～令和6年3月		
リ ⑥ 移住者の増加を図ることで人口減少を鈍化させるとともに、本市の活性化につなげる	19 移住者の増加と定住化を図る	<ul style="list-style-type: none"> ・移住相談会等の開催・参加 ・WEBサイトやSNS等で本市の魅力を発信 ・移住者交流の場「大館びとの会」の企画及び運営を行う ・ふるさとワーキングホリデーの開催 	交流推進課	交流推進課長
	20 スポーツを活用した地域活性化のためのイベントの機会を増やし、ながらその経済効果を検証する(目標参加人数3,000人)	<ul style="list-style-type: none"> ・合宿、各種大会の誘致活動 ・トップスポーツチームとの連携強化による事業の実施 ・スポーツコミッション大館の連携パートナーとの各種スポーツ事業の展開 	スポーツ振興課	スポーツ振興課長
リ ⑦ 結婚支援策による年間婚姻数及び出生数の増加	21 結婚支援策を通じた新婚世帯の経済的負担の軽減(利子補給金(補助及び支援事業:年間15件))	<ul style="list-style-type: none"> ・「結婚新生活スタートアップ支援事業」「ブライダル資金利子助成金」を実施する 	企画調整課	企画調整課長
	22 活力と魅力あるまちづくり活動に取り組む団体を支援する(年間17件)	<ul style="list-style-type: none"> ・活用件数を増やすための広報 ・活力と魅力あるまちづくり活動への支援 ・町内会等への備品整備に対する支援 	企画調整課	企画調整課長
リ ⑩ 2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す	23 ノー残業デーの実施により時間外勤務の削減を図る	<ul style="list-style-type: none"> ・ノー残業デーの実施(毎週水曜、毎月第3金曜日) ・ノー残業デーの周知徹底 ・ノー残業デー当日の時間外勤務のとりまとめ 	職員課	職員課長
	24 大館市役所の二酸化炭素排出量を対前年度比1%減とする	<ul style="list-style-type: none"> ・各課へのエネルギー報告依頼 ・四半期ごとの集計作業 ・エコ・プラン21の改定、実行委員会での報告、検討 ・排出量の公表及び会議内容周知による啓蒙 ・省エネ機器への更新 	環境課	環境課長
	25 温暖化対策実行計画(区域施策編)の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの実施 ・関連各課との内容調整 ・環境審議会、推進協議会開催 ・計画書を関係部署へ配布 	環境課	環境課長
	26 比内庁舎空調熱源設備更新	<ul style="list-style-type: none"> ・施設使用に支障をきたすことなく計画を組み、年度内に工事を完了させる ・地域住民に周知し、安全に配慮する 	比内総合支所	比内総合支所長 補佐
	27 民有林の再造林11ha推進する	<ul style="list-style-type: none"> ・助成制度の周知 ・地域実情、要望量の把握 ・県支援策との連携 	林政課	林政課長

6. 計画 2. 環境目標及びそれを達成するための計画策定
2 環境目標を達成するための取組みの計画策定
令和5年4月1日現在

【取組み計画一覧】

No.4

全体の環境目標	部門別の環境目標	具体的取組み事項		主管課 (部署)	責任者 (推進委員)
		令和5年4月～令和6年3月			
リ⑫ フードロスの削減	28 出前講座を利用し、フードロスの削減について市民に周知する	<ul style="list-style-type: none"> 参加者に対し啓発用チラシを配布し、家庭でできるフードロス削減の取組みを説明する 		市民課	市民課長
リ⑬ 地域コミュニティ活動を支援し、人口減少下にあってもコミュニティが維持されるよう努めるとともに地域の活性化につなげる	29 地域応援プラン活動実施累計団体数の増加を図る (令和5年度は3団体を目標)	<ul style="list-style-type: none"> 広報等を通じた地域応援プランの周知 地域が抱える課題解決に向けた協働取組み 		企画調整課	企画調整課長
ホスタウン事業	30 バラスポーツを通じた交流の機会を増やす (目標参加人数500人)	<ul style="list-style-type: none"> ホスタウン事業推進によるタイ王国関係者との関係構築 ポッチャ出前講座の開催 イベントとの協働によるポッチャ体験会開催 SNSを活用した活動状況の発信 		スポーツ振興課	スポーツ振興課長
リ⑭ 地域で活躍する多様な人材の育成支援	31 在職者や求職者、高校生の技術向上を目指した資格取得に対し、年間で190件支援する	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関との連動による事業周知 積極的な申請支援 問い合わせへの対応 		商工課	商工課長
企業誘致の加速化	32 年間でサテライトオフィス体験事業を8件実施する	<ul style="list-style-type: none"> 首都圏企業等に対する情報発信 情報関連産業のサテライトオフィスの誘致促進 問い合わせへの対応 		商工課	商工課長
リ⑮ 木育事業(木育キャラバン)及び生涯学習フェスティバルの開催	33 木材再利用による資源リサイクル、世代間交流の促進及び生涯学習活動の成果発表、生涯学習活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 東京おもちゃ美術館との連絡調整、関係先団体連携調整【木育キャラバン】 学校、関係先団体連携及び連絡調整【生涯学習フェスティバル】 		生涯学習課	生涯学習課長

6. 計画 2. 環境目標及びそれを達成するための計画策定
2 環境目標を達成するための取組みの計画策定
令和5年4月1日現在

【取組み計画一覧】

No.5

全体の環境目標	部門別の環境目標	具体的取組み事項	主管課 (部署)	責任者 (推進委員)
		令和5年4月～令和6年3月		
A 産業廃棄物（医療系廃棄物）の排出量を把握し、適正な管理（廃棄を含む）を行う	1 産業廃棄物（医療系廃棄物）の適正管理（228個）	<ul style="list-style-type: none"> 特別管理産業廃棄物に準じた取扱いとする マニフェストにより適正に管理する 医療廃棄物管理簿により、管理・保管を適正に行う 	健康課	健康課長
B 市内企業のISO14001認証取得・維持を支援する	2 市と市内企業で構成するEMSネットにおける各種事業協力や学習会を開催する	<ul style="list-style-type: none"> 大館市EMSネットの運営 環境マネジメントシステムの運用、改善等に関する相互支援 エコフェアへの出展 事業所独自の環境事業への支援 	環境課	環境課長
C 大館市のEMSの取組みについて情報を公開するとともに、職員に周知する	3 市ホームページや庁内ネットワークを活用して大館市のEMSの取組みについて周知する	<ul style="list-style-type: none"> 環境管理マニュアル等をホームページに掲載する 環境マネジメントシステム実施状況の公表 職員向けに環境マネジメントシステム通信を発行し、情報提供を行う 各種手続きについて周知する 	環境課	環境課長
D 全職員に対してEMS周知を図り、内容の充実に向けた検証を行う	4 新規採用職員に対してEMSの周知徹底を図る	<ul style="list-style-type: none"> 新規採用職員にEMSの研修を行う 	職員課	職員課長
E 工事等の設計段階から建設機械の運搬・使用による騒音、振動の低減（濁水の抑制）を図る	5 工事等設計段階での対策型建設建設機械の採用及び受注者への指導徹底	<ul style="list-style-type: none"> 設計段階での詳細な検討 適切な（低減可能機材を有する）業者の選定 設計図書に順守事項を明示し契約書に綴じ込む 工事期間中の定期的な巡回指導 必要に応じ、住民説明の実施や周知チラシの配布 	土木課 都市計画課 まちづくり課 水道課 下水道課 教育総務課	土木課長 都市計画課長 まちづくり課長 水道課長 下水道課長 教育総務課長
F 工事施工により発生する建設廃材を抑制し、リサイクル化を推進する	6 建設廃材の発生の抑制及びリサイクル化に努める	<ul style="list-style-type: none"> 設計段階での検討と処分費用の適正な計上 建設廃材の再利用等の適正な処理の徹底 設計図書に順守事項を明示し契約書に綴じ込む 工事期間中の定期的な巡回指導 	土木課 都市計画課 まちづくり課 水道課 下水道課 教育総務課	土木課長 都市計画課長 まちづくり課長 水道課長 下水道課長 教育総務課長

6. 計画 2. 環境目標及びそれを達成するための計画策定
2 環境目標を達成するための取組みの計画策定
令和5年4月1日現在

【取組み計画一覧】

No.6

全体の環境目標	部門別の環境目標	具体的取組み事項	主管課 (部署)	責任者 (推進委員)
		令和5年4月～令和6年3月		
G ごみ処理実施計画を見直し 令和7年度までのリサイクル率 目標を設定する	7 令和5年度のリサイクル率を 10.88%とする	<ul style="list-style-type: none"> ・転入者、未配布者への分別表配布による啓蒙 ・こてん回収量の増加対策 ・雑がみ類の品目追加の周知、広報 ・ペットボトル分別適合品の周知 ・脱水汚泥の再資源化量の把握 	環境課	環境課長
H 令和5年度までに、一人1日 あたり排出量を906gとする	8 ごみの分別・減量を徹底し、 1人1日あたりのごみの排出量 970gとする	<ul style="list-style-type: none"> ・「ごみの日」カレンダーを各世帯に配布し順守させる ・ごみの分別、減量化に関する広報を行う ・分別項目ごとに、毎月のごみ収集量を集計する ・処理施設に搬入される一般廃棄物の分別状況を監視する ・水切り、マイバッグ、食べきり運動の推進 	環境課	環境課長
I 地球温暖化対策事業の展開	9 今年度のペレットストーブ助成 を3台分実施する	<ul style="list-style-type: none"> ・助成制度の周知 ・問い合わせへの対応 ・助成手続き ・既設置者へのアンケート実施 	環境課	環境課長
J 毎年度、本庁舎及び三ノ丸庁舎、 総合支所の廃棄物発生量を 23,700kg以内に抑制する	10 対象施設ごとに定める排出量 以内に抑制する (施設ごとの目標値は全体及び 部門別の環境目標に記載)	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の減量、資源化のため事務用紙、封筒類を中心に再利用、分別を徹底する ・自動販売機の設置者に空き瓶、空き缶の回収とそのリサイクルを義務づける 	総務課 観光課 比内総合支所 田代総合支所	総務課長 観光課長 比内総合支所長補佐 田代総合支所長補佐
K 各施設（本庁舎・三ノ丸庁舎・ 総合支所以外）の廃棄物の分別 を推進し、排出抑制のため種別 排出量を把握する	11 対象施設ごとに定める排出量 以内に抑制する	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の減量、資源化のため事務用紙、封筒類を中心に再利用、分別を徹底する ・利用者へのごみの持ち帰りを呼び掛ける ・種別排出量を把握し、排出削減に配慮する ・自動販売機の設置者に空き瓶、空き缶の回収とそのリサイクルを義務づける 	各施設所管課	各施設所管課長
L 毎年度、水の使用量を7,000m ³ 以内に抑える	12 対象施設ごとに定める使用量 以内に抑制する (施設ごとの目標値は全体及び 部門別の環境目標に記載)	<ul style="list-style-type: none"> ・給水管等設備機器の点検整備の徹底 ・水道水の使用管理の徹底 ・漏水の予防、早期発見に努め、被害を最小限にするとともに原因を究明し、再発を防ぐ 	総務課 観光課 比内総合支所 田代総合支所	総務課長 観光課長 比内総合支所長補佐 田代総合支所長補佐

6. 計画 2. 環境目標及びそれを達成するための計画策定
2 環境目標を達成するための取組みの計画策定
令和5年4月1日現在

【取組み計画一覧】

No. 7

全体の環境目標	部門別の環境目標	具体的取組み事項	主管課 (部署)	責任者 (推進委員)
		令和5年4月～令和6年3月		
M 各施設（本庁舎、三ノ丸庁舎、総合支所以外）の水を適切に使用し、節水に努める	13 水資源を適切に使用し、節水に努める	<ul style="list-style-type: none"> 給水管等設備機器の点検整備の徹底 水道水の使用管理の徹底 漏水の予防、早期発見に努め、被害を最小限にするとともに原因を究明し、再発を防ぐ 使用料を記録し、節水に努める 	各施設所管課	各施設所管課長
N 毎年度、プロパンガスの使用量を300m ³ 以内に抑える	14 対象施設ごとに定める使用量以内に抑制する (四半期ごとに全庁目標設定)	<ul style="list-style-type: none"> ガス配管等の設備機器の点検整備の徹底 ガス器具の使用管理の徹底 使用終了後の元栓閉栓を徹底させる 	観光課 田代総合支所	観光課長 田代総合支所長補佐
O 事務用紙の使用量を6,000,000枚以内に維持し、ペーパーレス化を推進する	15 部門ごとに定めた使用量以内に抑制する (部門ごとの目標値は全体及び部門別の環境目標に記載)	<ul style="list-style-type: none"> 文書管理システムの活用 両面印刷による節制、使用済み用紙の裏面利用の励行 配布物印刷数量の精査の徹底 Web会議の積極的な活用 	全課・所・局	当該部門に定める推進委員
P 毎年度、公用車燃料の使用量を86,000L以下に維持する	16 部門ごとに定めた使用量以内に抑制する (四半期ごとに全庁目標設定)	<ul style="list-style-type: none"> 公用車の使用管理の徹底 不急時のアイドルストップ実施、アクセルのペタ踏みを控える等、環境に優しい運転を心がける 月ごとの走行距離・燃費（電費）を把握する 	公用車保有課	公用車を保有する部門の推進委員
Q 毎年度、ボイラー・暖房用燃料の使用量を46,000L以下に維持し、使用量低減を図る	17 対象施設ごとに定めた使用量以内に抑制する (四半期ごとに全庁目標設定)	<ul style="list-style-type: none"> 暖房設定温度を適正に管理するとともに、使用量を把握する 給油時の事故発生に留意する 配管やタンク、防油堤を含む周辺設備の点検を確実にし、予測できる事故等を防ぐ 	観光課 比内総合支所 田代総合支所	観光課長 比内総合支所長補佐 田代総合支所長補佐
R 毎年度、環境物品調達基準指定された物品等の調達割合を90%以上に維持する	18 環境調達基準で指定された物品等の調達割合を90%以上に維持する	<ul style="list-style-type: none"> グリーン購入運用基準による推奨物品及び廃棄時に環境負荷の少ない物品を選択する できる限り市内物品調達登録業者より購入し、地域経済の振興に資する 	全課・所・局	当該部門に定める推進委員
S 環境美化活動の推進	19 環境美化活動や不法投棄対策により、環境意識の向上に努める	<ul style="list-style-type: none"> 市内一斉清掃や環境美化活動（クリーンアップ等）を支援する 不法投棄対策監視員を任命し、不法投棄を防止する カラス被害対策を実施する 騒音、振動、悪臭等の相談対応 	環境課	環境課長

6. 計画 2. 環境目標及びそれを達成するための計画策定
2 環境目標を達成するための取組みの計画策定
令和5年4月1日現在

【取組み計画一覧】

No.8

全体の環境目標	部門別の環境目標	具体的取組み事項	主管課 (部署)	責任者 (推進委員)
		令和5年4月～令和6年3月		
T 環境保全活動の推進	20 大気や水質等の定期的な測定による環境保全	<ul style="list-style-type: none"> 水質調査の実施（河川水、工業団地、主要下水路） 自動車騒音常時監視の実施 酸性雪調査の実施 	環境課	環境課長
	21 市外から搬入される特定物質（土壌等）の量や成分を把握する	<ul style="list-style-type: none"> 特定物質（汚染土壌、市外からの一般廃棄物）の搬入を監視・記録する 議会への報告 	環境課	環境課長
U 環境教育・環境学習活動を推進し、機会を提供する	22 教育機関及び各種団体への環境学習（出前講座）を実施し、積極的に学習の機会を提供する	<ul style="list-style-type: none"> 出前講座の実施 施設見学の受付 教育機関で行う環境学習に協力し、関連情報を提供する こどもエコクラブへの登録の募集・支援 	環境課	環境課長
	23 大館市子どもサミットを開催し環境活動項目を決定し実行する	<ul style="list-style-type: none"> 子どもサミットの開催 ペットボトルキャップ回収への協力とクリーンアップ活動 	学校教育課	学校教育課長
	24 環境整備に関する事業を実施し環境意識の向上を図る（花岡公民館）	<ul style="list-style-type: none"> 花いっぱい運動を通じた学ぶ機会の提供 	生涯学習課	生涯学習課長
V 街灯のLED化に助成し、令和5年度で50基以上の導入を目指す	25 街灯のLED照明導入補助基数を50基とする	<ul style="list-style-type: none"> 市広報への補助金交付申請掲載による周知 	市民課	市民課長
W 天然記念物や文化財などの歴史的遺産を保護・育成し、資源として活用する	26 大館市の文化財の保護育成を図る	<ul style="list-style-type: none"> 芝谷地、長走風穴の定期的見回りによる天然記念物の維持 ガイドウォーク等のイベント開催による文化財保護の機運醸成 二ホンザリガニ展示による環境保護意識醸成 	歴史文化課	歴史文化課長
X 令和8年度までに浄化槽設置整備基数を200基とする（令和4年度からの5年計画）	27 年間の浄化槽設置基数を40基とする	<ul style="list-style-type: none"> 浄化槽設置整備補助事業の推進 浄化槽設置整備補助金の交付 浄化槽設置検査の実施 	下水道課	下水道課長
Y 令和9年度までに公共下水道による水洗化戸数を1,250戸とする	28 年間の公共下水道水洗化戸数を250戸とする	<ul style="list-style-type: none"> 下水道に関する情報を市広報等に掲載 未水洗化世帯への訪問等による水洗化促進活動の実施 融資あっせん制度の利用促進 	下水道課	下水道課長
Z 令和5年度までに下水路の浚渫を4,467m実施する	29 下水路の浚渫を200m実施する	<ul style="list-style-type: none"> 浚渫業務の設計、発注、完成検査 設計図書への遵守事項明示及び契約書への綴り込み 	土木課	土木課長

6. 計画 2. 環境目標及びそれを達成するための計画策定
2 環境目標を達成するための取組みの計画策定
令和5年4月1日現在

【取組み計画一覧】

No.9

全体の環境目標	部門別の環境目標	具体的取組み事項	主管課 (部署)	責任者 (推進委員)
		令和5年4月～令和6年3月		
a 毎年度、都市下水路から浚渫する土壌を15㎡以上実施する	30 年間で、都市下水路から浚渫する土壌を15㎡以上実施する	<ul style="list-style-type: none"> ・都市下水路浚渫委託の発注 ・都市下水路浚渫委託の進捗段階確認 ・都市下水路の浚渫委託の完成検査 	都市計画課	都市計画課長
b ごみの減量及びリサイクルを推進する	31 年に6回、教育機関で集めたペットボトルキャップを回収し回収量を把握する	<ul style="list-style-type: none"> ・教育機関からペットボトルキャップを回収する ・ペットボトルキャップの回収量を把握する ・分別団体、受け入れ企業との連絡・調整 ・大館市子どもサミットとの調整 	環境課	環境課長
	32 こでん回収活動を積極的に展開し、年間33,300Kgを回収する	<ul style="list-style-type: none"> ・こでん回収量を把握する ・こでん回収の取組みを市民にPRする ・教育機関での回収事業を継続する ・アフターメダルプロジェクトの推進 		
	33 3Rの周知・普及啓発のための年間行動計画を策定し、実行する	<ul style="list-style-type: none"> ・大館市エコプラザで実施する環境講座やイベントの周知 ・大館市エコプラザの利用促進に関連した広報記事の掲載 ・大館市エコフェアでの3R周知 		
c 大館市コンポストセンターで生ごみ、鶏糞、籾殻を合わせて堆肥化する	34 年間で生ごみ、鶏糞、籾殻を合わせて1,140tを堆肥化する	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の安定稼働 ・日常点検の実施、異常等の早期発見 ・稼働率の低下を極力抑える 	農政課	農政課長
d 比内地鶏鶏糞処理施設で鶏糞、籾殻を合わせて堆肥化する	35 年間で鶏糞、籾殻を合わせて240tを堆肥化する	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の安定稼働 ・日常点検の実施、異常等の早期発見 ・稼働率の低下を極力抑える 	農政課	農政課長
e 選挙用ポスター掲示板の廃材発生を抑制するため、リサイクルを図る	36 選挙用ポスター掲示板を全てリサイクルする	<ul style="list-style-type: none"> ・再生紙ボードを使用した選挙用ポスター掲示板を設置（撤去）する 県議会議員選挙 449箇所 市長市議会議員選挙 292箇所 	選管事務局	選管事務局次長

7. 支援 2. 力量
最新改定日 令和5年4月1日

7.2 力量

本市環境マネジメントシステムの運用にあたり力量を必要とする者は「対象者別力量要件一覧」のとおりです。これらの者には、力量を備えるために必要に応じて研修を行うなどの処置を取るとともに、その有効性を評価します。順守義務を有する施設及び所管課の明細はP78～81に記載しています。

また、順守義務を有する施設において、当該業務を行うにあたり資格を必要とするものは「事業・業務別資格要件一覧」のとおりです。法令ごとの順守項目、対象施設はP21～37に記載しています。

令和5年度対象者別力量要件一覧

力量を必要とする者	力量があることの要件				力量の証拠 (記録)
	公的資格	講習受講	経験年数	事務引継ぎ※3	
順守評価者（実行部門の長・環境推進委員・環境実行委員）※1	(○)	○	(○)	○	教育訓練報告書・事務引継書・資格確認
内部監査員		○			教育訓練報告書
特定業務従事者※2	(○)	○	(○)	○	教育訓練報告書・引継書・資格確認

※1 順守評価者とは、評価する者（主として環境実行委員）、評価の有効性を判断する者（環境推進委員）をいい、施設の維持管理に携わる者は評価する者と同じ場合があります。

※2 順守義務を有する施設・業務一覧にあるもの

※3 服務に関する規程で定める事務引継書により、順守義務について後任者へ引継ぎを行います。

() としている要件は、一部の業務において必要となる場合があることを表します。

令和5年度事業・業務別資格要件一覧

No.1

順守義務を有する施設維持管理又は 法規制により有資格者設置が必要な事業及び業務			
所管課	対象施設等	事業及び業務	資格
施設所管課共通	P21～22参照	防火管理に係る消防計画の作成等	防火管理者
		危険物の取扱い	危険物取扱者 (保安責任者)
総務課	本庁舎	特定建築物の維持管理業務	衛生管理技術者
市民課	小柄沢墓園	浄化槽維持管理業務	浄化槽管理士
環境課	し尿処理場	施設の運転	し尿・汚泥再生処理施設技術管理士
		特定化学物質取扱い業務	作業主任者
	粗大ごみ処理場	施設の維持管理	廃棄物処理施設技術管理者
		浄化槽維持管理業務	浄化槽管理士

7. 支援 2. 力量
最新改定日 令和5年4月1日

令和5年度事業・業務別資格要件一覧

No.2

順守義務を有する施設維持管理又は 法規制により有資格者設置が必要な事業及び業務			
所管課	対象施設等	事業及び業務	資格
環境課	最終処分場(3)	廃棄物処理施設維持管理業務	技術管理者
		特定化学物質取扱業務	作業主任者
健康課	休日夜間急患センター	医療廃棄物管理業務	特別管理産業廃棄物施設技術管理者
農政課	コンポストセンター	施設の維持管理	廃棄物処理施設技術管理者
		浄化槽維持管理業務	浄化槽管理士
	比内地鶏糞処理施設	浄化槽維持管理業務	浄化槽管理士
林政課	市民の森休憩所	浄化槽維持管理業務	浄化槽管理士
観光課	ペニヤマ自然パーク	浄化槽維持管理業務	浄化槽管理士
スポーツ振興課	花岡総合スポーツ公園	浄化槽維持管理業務	浄化槽管理士
	体育館(4施設)	浄化槽維持管理業務	浄化槽管理士
都市計画課	市営住宅(2施設)	浄化槽維持管理業務	浄化槽管理士
	米代川河川緑地	浄化槽維持管理業務	
水道課	上水道施設全般	施設管理全般	水道技術管理者
	山館浄水場	特定化学物質取扱業務	作業主任者
		浄化槽維持管理業務	浄化槽管理士
下水道課	農業集落排水施設	施設運転管理業務7施設	浄化槽技術管理者
		施設運転管理業務3施設	浄化槽管理士
比内総合支所	比内総合支所	特定建築物の維持管理業務	衛生管理技術者
	小泉交流センター	浄化槽維持管理業務	浄化槽管理士
田代総合支所	田代総合支所	特定建築物の維持管理業務	衛生管理技術者
	五色湖緑地公園	浄化槽維持管理業務	浄化槽管理士
	五色湖口ッジ	浄化槽維持管理業務	浄化槽管理士
生涯学習課	公民館(3施設)	浄化槽維持管理業務	浄化槽管理士
歴史文化課	郷土博物館	特定建築物の維持管理業務	衛生管理技術者
		浄化槽維持管理業務	浄化槽管理士
	鳥湯会館	浄化槽維持管理業務	浄化槽管理士
環境課	市長事務部局施設	施設のエネルギー管理	エネルギー管理推進者
教育総務課	教育委員会所管施設		

7. 支援 3. 認識

最新改定日 令和5年4月1日

7.3認識

令和5年度教育・訓練実施内容一覧

研修名	対象者	目的	内容	頻度	研修責任者	報告書作成者	有効性評価者
一般研修	実行部門の長 環境推進委員 環境実行委員	<ul style="list-style-type: none"> 環境マネジメントシステムの重要性及び自らの役割と責任を理解する システムを推進し、向上させるために必要とされる事項 	<ul style="list-style-type: none"> ISO14001要求事項 環境方針の内容 EMS文書の内容 	年1回以上	環境管理事務局	環境管理事務局	-
	新規採用職員	<ul style="list-style-type: none"> 環境に関する意識を深めるとともに、環境マネジメントシステムの基本的な仕組みを習得し、実施できる 	<ul style="list-style-type: none"> 環境マネジメントシステムの基本的な仕組み 市の環境方針、環境目標 環境目標達成に寄与するための行動 			環境管理事務局	-
	所属職員	<ul style="list-style-type: none"> 所属職員の自覚を促す 環境方針に沿った事務・事業に努め、環境マネジメントシステムの要求事項に適合することの重要性を理解する 順守事項の理解と対応 	<ul style="list-style-type: none"> 市の環境方針、環境目標 担当事務、事業の環境目標や環境側面について 順守義務との適合及び緊急事態対応 システムが要求する全般的な事項 			環境管理責任者	環境実行委員
順守評価者研修	順守評価者	<ul style="list-style-type: none"> 順守義務要求事項の理解及び順守評価の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 特定業務に準ずる研修 環境管理事務局による研修 力量ある者からの引継ぎ 	就任時	環境推進委員	環境推進委員	実行部門の長
特定業務研修	特定業務に従事する者※1	<ul style="list-style-type: none"> 特定業務に従事するうえで必要な専門的知識及び技能の修得 緊急時の対応の理解 法規制等が要求する専門的知識及び技能の修得 法規制等の順守の確実性 	<ul style="list-style-type: none"> 法令が認める養成機関等の研修、講習受講 有資格者又は力量ある者からの引継ぎ 	就任時	各環境推進委員	環境実行委員	環境推進委員
監査研修	環境管理責任者が指名する職員	<ul style="list-style-type: none"> 内部監査員としての一般的事項 内部監査を行ううえで、環境マネジメントが計画事項に適合しているか、正しく実施されているかを判定するための知識 	<ul style="list-style-type: none"> 公的機関又はそれに準ずる機関が主催する研修 上記研修を修了した職員による教育 	随時	環境管理責任者	環境管理事務局	環境管理事務局長

8. 運用 1. 運用の計画及び管理
令和5年4月1日現在

8. 1 運用の計画及び管理

令和5年度運用管理対象実施項目一覧

【1. 環境目標関連】

No. 1

実施項目	主管課等	運用基準、作業手順書等
リスク及び機会での取り組む事務・事業全般の運用	対象課等	<ul style="list-style-type: none"> 年間事業（行動）計画 工事記録簿等
A 産業廃棄物（医療系廃棄物）の排出量を把握し、適正な管理を行う	健康課	<ul style="list-style-type: none"> 医療廃棄物の管理手順書 医療廃棄物管理簿
B 市内企業のISO14001認証取得・維持を支援する	環境課	<ul style="list-style-type: none"> 実施計画
C 大館市のEMSの情報公開及び周知	環境課	<ul style="list-style-type: none"> 年間計画
D 全職員に対するEMSの周知及び内容の検証	職員課	<ul style="list-style-type: none"> 実施計画
E 工事等の設計段階から建設機械の運搬、使用による騒音、振動の低減（濁水の抑制）を図る	各工事担当課	<ul style="list-style-type: none"> 発注工事に伴う濁水、騒音、振動の発生低減手順書
F 工事施工により発生する建設廃材を抑制しリサイクル化を推進する	各工事担当課	<ul style="list-style-type: none"> 発注工事に伴う建設廃材の発生抑制、リサイクル手順書
G ごみ処理実施計画を見直し、令和7年度までのリサイクル率目標を設定する	環境課	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物処理基本計画、実施計画 分別収集の徹底に関する手順書 し尿・浄化槽汚泥の適正処理手順書
H 令和5年度までに、一人1日あたり排出量を906gとする	環境課	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物処理実施計画
I 地球温暖化対策事業の展開	環境課	<ul style="list-style-type: none"> ペレットストーブ設置費補助金交付要綱
J 一般廃棄物の抑制 〔毎年度、本庁舎及び三ノ丸庁舎、総合支所の廃棄物発生量を23,700kg以内に抑制する〕	総務課 比内総合支所 田代総合支所 観光課	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物削減・リサイクル手順書
K 各施設等の一般廃棄物の抑制 〔各施設（本庁舎、三ノ丸庁舎、総合支所以外）の廃棄物分別を推進し、排出抑制のため種別排出量を把握する〕	各施設所管課	<ul style="list-style-type: none"> 各施設に関する廃棄物削減（抑制）手順書

8. 運用 1. 運用の計画及び管理

令和5年4月1日現在

令和5年度運用管理対象実施項目一覧

【1. 環境目標関連】

No.2

No.	実施項目	主管課等	運用基準、作業手順書等
L	水の使用量の抑制 〔毎年度、使用量を7,000m ³ 以内に抑える〕	総務課 観光課 比内総合支所 田代総合支所	・水道水使用量削減（抑制）手順書
M	各施設等の水の使用量の抑制 〔各施設（本庁舎、三ノ丸庁舎、総合支所以外）の水を適切に使用し、節水に努める〕	各施設所管課	・水道水使用量削減（抑制）手順書
N	プロパンガスの使用量抑制 〔毎年度、使用量を300m ³ 以内に抑える〕	観光課 田代総合支所	・プロパンガス使用量削減手順書
O	事務用紙使用量の抑制 〔使用量を6,000,000枚以内に維持し、ペーパーレス化を推進する〕	全課等	・事務用紙使用量削減手順書
P	公用車燃料使用量の抑制 〔毎年度、使用量を86,000L以下に維持する〕	公用車保有課	・公用車燃料使用量削減手順書
Q	ボイラー・暖房用燃料使用量の抑制 〔毎年度、使用量を46,000L以下に維持し、使用量低減を図る〕	観光課 比内総合支所 田代総合支所	・三ノ丸庁舎、各総合支所に関する灯油使用量削減手順書 ・比内総合支所ボイラー運転手順書 ・各施設に関する灯油使用量削減（抑制）手順書
R	グリーン購入の推進 〔毎年度、環境物品調達基準で指定された物品の調達割合を90%以上に維持する〕	全課等	・大館市環境物品等の調達の推進等に関する要綱 ・グリーン購入推進手順書 ・環境物品等の選択基準、環境物品等推奨品リスト
S	環境美化活動の推進	環境課	・大館市環境基本計画 ・実施計画
T	環境保全活動の推進	環境課	・大館市環境基本計画 ・実施計画
U	環境教育・環境学習の促進	環境課 学校教育課 生涯学習課	・実施計画 ・環境教育・環境学習手順書（環境課） ・実施計画

8. 運用 1. 運用の計画及び管理

令和5年4月1日現在

令和5年度運用管理対象実施項目一覧

【1. 環境目標関連】

No.3

No.	実施項目	主管課等	運用基準、作業手順書等
V	省エネ設備の導入	市民課	・大館市街灯のLED照明導入補助に関する実施手順書
W	天然記念物と文化財の保護	歴史文化課	・実施計画
X	合併処理浄化槽設置の普及促進 （令和8年度までに200基（令和4年度からの5カ年計画））	下水道課	・大館市地域循環型社会推進地域計画
Y	公共下水道による水洗化戸数促進 （令和9年度までに1,250戸）	下水道課	・大館市公共下水道整備年度計画書
Z	下水路の浚渫 （令和5年度は200m実施）	土木課	・下水路整備計画調書
a	都市下水路の浚渫 （毎年度、浚渫土壌15㎡以上実施）	都市計画課	・都市下水路浚渫計画
b	ごみの減量及びリサイクルを推進する	環境課	・ごみの減量、リサイクル推進手順書（こでん、3Rペットボトルキャップ） ・一般廃棄物処理実施計画（こでん）
c	大館市コンポストセンターで生ごみ、鶏糞、籾殻を合わせて堆肥化する	農政課	・循環システムを利用した良質堆肥の生産管理手順書
d	比内地鶏鶏糞処理施設で鶏糞、籾殻を合わせて堆肥化する	農政課	・循環システムを利用した良質堆肥の生産管理手順書
e	選挙用ポスター掲示板の廃材発生を抑制するため、リサイクル化を図る	選管事務局	・ポスター掲示板の設置等業務に伴う廃材の発生抑制及びリサイクル手順書

※「リスク及び機会に取り組む事務・事業全般の運用」は、個別事業単位に手順書が整備されている場合があります。

8. 運用 1. 運用の計画及び管理
令和5年4月1日現在

令和5年度運用管理対象実施項目一覧

【2. 順守義務関連】

No. 1

実施項目	主管課等	運用基準、作業手順書等
ボイラー排ガス管理	<ul style="list-style-type: none"> ○比内総合支所（比内総合支所ボイラー） ○観光課（秋田犬の里木質燃料ボイラー） ○生涯学習課（上川沿公民館木質燃料ボイラー） 	<ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染防止法 ・運転手順
灯油、軽油等の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ○総務課（本庁舎自家発電設備用軽油貯蔵地下タンク） ○比内総合支所（比内総合支所ボイラー用灯油貯蔵地下タンク） ○福祉課（総合福祉センターボイラー用灯油貯蔵地下タンク） ○生涯学習課（中央公民館ボイラー用灯油貯蔵地下タンク、矢立公民館灯油貯蔵地下タンク） 	<ul style="list-style-type: none"> ・消防法、水質汚濁防止法 ・取扱基準
	<ul style="list-style-type: none"> ○総務課（本庁舎自家発電設備用軽油サービスタンク） ○市民課（小柄沢墓園管理センター灯油貯蔵タンク） ○環境課（し尿処理場灯油貯蔵タンク、粗大ごみ処理場灯油貯蔵タンク） ○福祉課（総合福祉センターボイラー用灯油サービスタンク） ○健康課（保健センター灯油貯蔵タンク、休日夜間急患センター灯油貯蔵タンク） ○観光課（三ノ丸庁舎暖房用灯油貯蔵タンク） <ul style="list-style-type: none"> 《秋田犬の里灯油貯蔵タンク》 ○スポーツ振興課（花岡総合スポーツ公園、城西体育館、釈迦内体育館、花岡体育館、十二所体育館灯油貯蔵タンク） <ul style="list-style-type: none"> 《花岡体育館》 ○土木課（建設機械車庫灯油貯蔵タンク、除雪ステーション比内） <ul style="list-style-type: none"> 《車庫灯油貯蔵タンク》 ○まちづくり課（まちづくり課事務所灯油貯蔵タンク、桜櫓館灯油貯蔵タンク） ○水道課（山館浄水場発電機用軽油貯蔵タンク・暖房用灯油貯蔵タンク、中山川原浄水場軽油貯蔵タンク・暖房用灯油貯蔵タンク、矢立浄水場軽油貯蔵タンク、中山取水場発電機用軽油タンク、真中旧簡易水道軽油貯蔵タンク、前田送水ポンプ場軽油貯蔵タンク、本道端取水塔軽油貯蔵タンク、達子森送水ポンプ場軽油貯蔵タンク、第1工業用水道発電設備用軽油タンク、第2工業用水道発電設備用軽油貯蔵タンク、第3工業用水道取水場発電設備軽油貯蔵タンク） <ul style="list-style-type: none"> 《長根山浄水場軽油貯蔵タンク、森合旧簡易水道軽油貯蔵タンク、山田・赤川上水道軽油貯蔵タンク、別所送水ポンプ 	<ul style="list-style-type: none"> ・大館市火災予防条例 ・取扱基準 <p>※条例届出基準以下の設備は条例に準じて取扱う（行を分けて《》で記載）</p>

8. 運用 1. 運用の計画及び管理
令和5年4月1日現在

令和5年度運用管理対象実施項目一覧

【2. 順守義務関連】

No.2

実施項目	主管課等	運用基準、作業手順書等
灯油、軽油等の取扱い	<p>場軽油貯蔵タンク、葛原送水ポンプ場軽油貯蔵タンク、早口岩瀬第2ポンプ場軽油貯蔵タンク、本郷岩野目取水場軽油貯蔵タンク、越山取水ポンプ場軽油貯蔵タンク》</p> <p>○比内総合支所（比内総合支所軽油サービスタンク、発電機用軽油貯蔵タンク、構造改善センター灯油貯蔵タンク、農村婦人の家灯油貯蔵タンク、高齢者・若者センター灯油貯蔵タンク、高齢者生産活動施設灯油貯蔵タンク）</p> <p>《小泉交流センター灯油貯蔵タンク》</p> <p>○田代総合支所（五色湖ロッジ灯油貯蔵タンク）</p> <p>○生涯学習課（桂城児童センター、城西児童センター、城南児童会館、有浦児童会館灯油貯蔵タンク、中央公民館、市民交流センター、釈迦内公民館、長木公民館、二井田公民館、十二所公民館、花岡公民館、矢立公民館、比内公民館、田代公民館、あやめ苑、雪沢分館</p> <p>《上川沿公民館灯油貯蔵タンク》</p> <p>《下川沿公民館灯油貯蔵タンク》</p> <p>○歴史文化課（郷土博物館灯油貯蔵タンク）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 大館市火災予防条例 取扱基準 <p>※条例届出基準以下の設備は条例に準じて取扱う（行を分けて《》で記載）</p>
水道水の適正給水	○水道課	・水道法
簡易専用水道	<p>○比内総合支所（比内総合支所受水槽）</p> <p>○福祉課（総合福祉センター受水槽）</p> <p>○観光課（石田ローズガーデン受水槽）</p> <p>○都市計画課（水門前、第2獅子ヶ森、御成町、狐台、向町、新町、中町市営住宅受水槽）</p> <p>○生涯学習課（中央公民館受水槽）</p>	・水道法
排水の管理	<p>○環境課（し尿処理場）</p> <p>○水道課（山館浄水場沈殿濾過施設）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 水質汚濁防止法 管理基準
毒物・劇物の取扱	<p>○水道課（浄水場〔4〕使用薬物）</p> <p>○環境課（し尿処理場、堤沢埋立最終処分場使用薬物）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 毒物及び劇物取締法 取扱（廃棄）基準
特定化学物質の取扱及びボイラー作業	<p>○環境課（し尿処理場、堤沢埋立最終処分場【硫酸】）</p> <p>○水道課（山館浄水場【硫酸】）</p>	・労働安全衛生法
浄化槽及び排水の管理	○下水道課（山館・麓西、四羽出、八木橋、山田、十二所北独鈷中野地区集落排水施設）	<ul style="list-style-type: none"> 水質汚濁防止法 浄化槽法 管理基準

8. 運用 1. 運用の計画及び管理
令和5年4月1日現在

令和5年度運用管理対象実施項目一覧

【2. 順守義務関連】

No.3

実施項目	主管課等	運用基準、作業手順書等
浄化槽及び排水の管理	<ul style="list-style-type: none"> ○市民課（小柄沢墓園浄化槽） ○環境課（粗大ごみ処理場浄化槽） ○農政課（コンポストセンター、比内地鶏糞処理施設浄化槽） ○林政課（市民の森休憩所浄化槽） ○観光課（大館市ベニヤマ自然パークコテージ、駐車場公衆公衆トイレ、大葛金山ふるさと館浄化槽） ○スポーツ振興課（花岡総合スポーツ公園、釈迦内体育館、花岡体育館、十二所体育館浄化槽） ○都市計画課（第2獅子ヶ森、大森野市営住宅浄化槽、外川原地区米代川河川敷緑地浄化槽） ○水道課（山館浄水場浄化槽） ○下水道課（餌釣地区農業集落排水処理施設、小新田羽立地区農業集落排水処理施設、岩野目地区農業集落排水処理施設、戸別浄化槽(市町村設置型－比内地域)） ○比内総合支所（小泉交流センター浄化槽） ○田代総合支所（五色湖緑地公園ダムサイト右岸浄化槽、五色湖緑地公園ダム運動広場浄化槽、五色湖ロッジ浄化槽） ○生涯学習課（長木公民館、十二所公民館、矢立公民館浄化槽） ○歴史文化課（郷土博物館、烏湯会館浄化槽） 	<ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽法 ・管理基準
産業廃棄物の管理	<ul style="list-style-type: none"> ○水道課（山館浄水場乾燥濾床の脱水污泥） 	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・管理基準
最終処分場の管理	<ul style="list-style-type: none"> ○環境課（堤沢、花岡観音堂、千年岱埋立最終処分場） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ダイオキシン類対策特別措置法
特別管理産業廃棄物（医療廃棄物）	<ul style="list-style-type: none"> ○健康課（休日夜間急患センター医療廃棄物） 	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律
発注工事、委託業務に関する環境関連法順守及び環境配慮活動	<ul style="list-style-type: none"> ○全課等 	<ul style="list-style-type: none"> ・取扱基準 ・騒音規制法 ・振動規制法 ・資源の有効な利用の促進に関する法律 ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

8. 運用 1. 運用の計画及び管理
令和5年4月1日現在

令和5年度運用管理対象実施項目一覧

【2. 順守義務関連】

No.4

実施項目	主管課等	運用基準、作業手順書等
公共下水道・都市下水路等の管理	○下水道課（公共下水道、特定環境保全公共下水道） ○都市計画課（都市下水路）	・秋田県流域下水道接続要綱 ・下水道法
工業用水道水の適正給水	○水道課	・工業用水道事業法
薬品の適正管理	○健康課（休日夜間急患センター使用薬品）	・医薬品医療機器等法
製品品質の管理	○農政課（コンポストセンター、比内地鶏糞処理施設）	・肥料の品質の確保に関する法律
施設のエネルギー管理	○環境課（市長の管理する施設） ○教育総務課（教育委員会の管理する施設）	・エネルギーの使用の合理化等及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律 ・秋田県地球温暖化対策推進条例
特定建築物の維持管理	○総務課（本庁舎） ○比内総合支所（比内総合支所） ○田代総合支所（田代総合支所） ○歴史文化課（郷土博物館）	・建築物における衛生的環境の確保に関する法律
フロン類（エアコン等 室外機）の管理	○総務課（本庁舎エアコン） ○環境課（し尿処理場チラー、粗大ごみ処理場エアコン） ○福祉課（総合福祉センターエアコン） ○健康課（保健センター、休日夜間急患センターエアコン） ○観光課（三ノ丸庁舎エアコン） ○水道課（山館浄水場エアコン、本郷岩野目取水ポンプ場 エアコン、山田赤川取水ポンプ場エアコン・除湿機、中羽立 配水ポンプ場除湿機、別所送水ポンプ場除湿機、矢立浄水場 除湿機） ○比内総合支所（比内総合支所エアコン） ○田代総合支所（田代総合支所エアコン） ○生涯学習課（中央公民館、釈迦内公民館、長木公民館、 上川沿公民館、二井田公民館、花岡公民館、矢立公民館、 比内公民館、田代公民館エアコン） ○歴史文化課（郷土博物館エアコン）	・フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 ・管理基準
公害防止対策	○環境課（公害防止協定締結事業所） ○農政課（比内地鶏糞処理施設、公害防止協定締結事業所）	・公害防止協定
遊泳用プールの水質管理	○スポーツ振興課（花岡総合スポーツ公園多目的プール）	・水質基準 ・維持管理基準

8. 運用 2. 緊急事態への準備及び対応

令和5年4月1日現在

8. 2 緊急事態への準備及び対応

令和5年度緊急事態対応部署一覧

No. 1

対応部署	対象施設及び対象物	想定される緊急事態	備考
総務課	○本庁舎 自家発電設備		
	○本庁舎 自家発電設備用軽油貯蔵タンク	軽油の使用	
	○本庁舎 自家発電設備用軽油サービスタンク		
市民部	○不審電話への対応	市民からの相談	市民課、保健課、収納課、税務課、環境課の5課
市民課	○小柄沢墓園管理センター灯油貯蔵タンク	灯油の使用	
環境課	○し尿処理場使用薬物（水酸化ナトリウム・硫酸）	施設破損による薬物漏洩	
	○し尿処理場灯油貯蔵タンク	灯油の使用	
	○し尿処理場処理水	基準を超える処理水の発生	
	○堤沢埋立最終処分場使用薬物（硫酸）	特定設備破損による漏洩	
	○埋立最終処分場処理水	基準を超える処理水の発生	
	○粗大ごみ処理場灯油貯蔵タンク	灯油の使用	
	○粗大ごみ処理場の稼働	施設の稼働停止	
	○花岡観音堂・比内千年岱埋立最終処分場放流水・大比立鉱山坑廃水中和処理施設	放流水の水質低下	
福祉課	○総合福祉センターボイラー、暖房用灯油貯蔵地下タンク、サービスタンク	灯油の使用	
健康課	○保健センター灯油貯蔵タンク	灯油の使用	
	○休日夜間急患センター灯油貯蔵タンク	灯油の使用	
	○休日夜間急患センター診断用X線高電圧装置	設備破損による放射線漏洩	
	○休日夜間急患センター使用医薬品	医薬品の紛失	
農政課	○コンポストセンターの稼働		
	○比内地鶏糞処理施設の稼働	悪臭発生、施設緊急停止	
観光課	○三ノ丸庁舎灯油貯蔵タンク	灯油の使用	
	○秋田犬の里木質ボイラー	大気汚染	
	○秋田犬の里灯油貯蔵タンク	灯油の使用	火災予防条例届出基準以下
スポーツ振興課	○花岡総合スポーツ公園多目的プール	事故、疾病等の発生	
	○花岡総合スポーツ公園灯油貯蔵タンク（2基）		
	○城西体育館灯油貯蔵タンク		
	○釈迦内体育館灯油貯蔵タンク（2基）	灯油の使用	
	○花岡体育館灯油貯蔵タンク（2基）		うち1基は火災予防条例届け出基準以下
	○十二所体育館灯油貯蔵タンク		
土木課	○土木課車庫灯油貯蔵タンク	灯油の使用	火災予防条例届出基準以下
	○建設機械車庫灯油貯蔵タンク		

8. 運用 2. 緊急事態への準備及び対応

令和5年4月1日現在

令和5年度緊急事態対応部署一覧

No.2

対応部署	対象施設及び対象物	想定される緊急事態	備考
土木課	○除雪ステーション比内灯油貯蔵タンク	灯油の使用	
まちづくり課	○まちづくり課事務所灯油貯蔵タンク ○大館市桜橋館灯油貯蔵タンク	灯油の使用	
水道課	○山館浄水場使用薬物（水酸化ナトリウム・硫酸） ○長根山浄水場使用薬物（水酸化ナトリウム） ○矢立浄水場使用薬物（水酸化ナトリウム） ○中山川原浄水場使用薬物（水酸化ナトリウム）	特定設備破損による漏洩	
	○水道給水施設（水道水供給） ○水道関連施設（旧簡易水道施設：水道水供給） ○工業用水道給水事業（工業用水供給）	事故、故障、停電等による取水停止または取水河川水の汚濁、水質基準値異常	
	○山館浄水場沈殿・ろ過施設	排水基準値異常	
	○山館浄水場灯油貯蔵タンク（2基） ○山館浄水場自家発電設備用軽油貯蔵タンク 内部式 ○中山取水場自家発電用軽油タンク 内部式 ○中山川原浄水場灯油貯蔵タンク ○中山川原浄水場自家発電設備用軽油貯蔵タンク 可搬式 ○矢立浄水場自家発電設備用軽油貯蔵タンク 屋内型 ○前田ポンプ場自家発電機用軽油タンク ○達子森送水ポンプ場自家発電機用軽油貯蔵タンク ○本道端取水塔自家発電共軽油貯蔵タンク ○真中旧簡易水道自家発電機用軽油タンク 屋内型 ○第1工業用水道取水場自家発電設備用軽油タンク 可搬式 ○第2工業用水道施設自家発電機用軽油貯蔵タンク ○第3工業用水道取水場自家発電設備用軽油タンク 可搬式	灯油・軽油の使用	
	○長根山浄水場自家発電機用軽油貯蔵タンク 屋内型 ○別所送水ポンプ場自家発電機用軽油貯蔵タンク 内部式 ○葛原送水ポンプ場自家発電機用軽油貯蔵タンク 内部式 ○早口岩瀬第2水道施設自家発電機用軽油貯蔵タンク 内部式 ○森合旧簡易水道施設自家発電機用軽油貯蔵タンク 屋内型 ○越山旧簡易水道施設自家発電機用軽油貯蔵タンク 屋内型 ○山田・赤川上水道施設自家発電機用軽油貯蔵タンク 内部式 ○本郷・岩野目上水道施設自家発電機用軽油貯蔵タンク 内部式	灯油・軽油の使用	火災予防条例届出基準以下

8. 運用 2. 緊急事態への準備及び対応

令和5年4月1日現在

令和5年度緊急事態対応部署一覧

No.3

対応部署	対象施設及び対象物	想定される緊急事態	備考
下水道課	○真中地区農業集落排水施設	事故、故障、停電等による 運転不能（天災も含む）	
	○山館地区農業集落排水施設		
	○餌釣地区農業集落排水施設		
	○麓西地区農業集落排水施設		
	○四羽出地区農業集落排水施設		
	○小新田羽立地区農業集落排水施設		
	○八木橋地区農業集落排水施設		
	○山田地区農業集落排水施設		
	○岩野目地区農業集落排水施設		
	○十二所北地区農業集落排水施設		
	○独鈷中野地区農業集落排水施設		
	○公共下水道		
比内総合支所	○比内総合支所ボイラー用灯油貯蔵地下タンク	灯油の使用	
	○比内総合支所自家発電機用軽油貯蔵タンク	軽油の使用	
	○構造改善センター灯油貯蔵タンク	灯油の使用	
	○農村婦人の家灯油貯蔵タンク		
	○高齢者・若者センター灯油貯蔵タンク		
	○高齢者生産活動施設灯油貯蔵タンク		
	○小泉交流センター灯油貯蔵タンク	灯油の使用	火災予防条例届出基準以下
田代総合支所	○五色湖ロッジ灯油貯蔵タンク	灯油の使用	
生涯学習課	○桂城児童センターからの洪水時避難	河川からの洪水被害	浸水危険指定区域
	○桂城児童センター灯油貯蔵タンク	灯油の使用	
	○城西児童センター灯油貯蔵タンク		
	○城南児童館灯油貯蔵タンク		
	○有浦児童会館灯油貯蔵タンク		
	○上川浴公民館木質ボイラー	大気汚染	
	○下川浴公民館木質ボイラー		
	○中央公民館ボイラー用灯油貯蔵地下タンク	灯油の使用	
	○矢立公民館灯油貯蔵地下タンク		
	○釈迦内公民館灯油貯蔵タンク	灯油の使用	
	○長木公民館灯油貯蔵タンク		
	○二井田公民館灯油貯蔵タンク		
	○十二所公民館灯油貯蔵タンク		
	○花岡公民館灯油貯蔵タンク		
	○矢立公民館灯油貯蔵タンク		
	○長木公民館雪沢分館灯油貯蔵タンク		

8. 運用 2. 緊急事態への準備及び対応

令和5年4月1日現在

令和5年度緊急事態対応部署一覧

No.4

対応部署	対象施設及び対象物	想定される緊急事態	備考
生涯学習課	○比内公民館灯油貯蔵タンク	灯油の使用	火災予防条例届出基準以下
	○田代公民館灯油貯蔵タンク		
	○あやめ苑灯油貯蔵タンク		
	○市民交流センター灯油貯蔵タンク		
	○上川沿公民館灯油貯蔵タンク		
	○下川沿公民館灯油貯蔵タンク		
歴史文化課	○郷土博物館灯油貯蔵タンク	灯油の使用	

9. パフォーマンス評価 1. 監視、測定、分析及び評価
1 一般的事項
令和5年4月1日現在

9. 1. 1 一般的事項

令和5年度「監視・測定項目一覧」

【1. 環境目標関係】

No. 1

環境保全活動項目	監視・測定項目	主管課等	備考
リスク及び機会を取り組む事務・事業全般の運用	事業の実施状況 目標の達成度合い	該当課等	各事業の詳細はP47～48に記載
医療廃棄物の排出	産業廃棄物の排出量及び 排出状況	健康課	
ISO14001認証取得・維持の支援	事業の実施状況	環境課	
大館市EMSの情報公開及び周知	EMS実施事業及び取り組 み結果等の公表状況	環境課	
全職員に対するEMSの周知	EMS研修会の実施状況	職員課	
工事施工及び工事発注に伴う騒音・振動の発生低減（濁水の抑制）	発生抑制への取り組み 状況	工事発注課等	監視・測定は工事の進捗状況に合わせ随時実施
工事発注に伴う建設廃材の発生抑制及びリサイクル化の推進	発生抑制への取り組み 状況及びリサイクル化の 状況	工事発注課等	監視・測定は工事の進捗状況に合わせ随時実施
廃棄物の分別・減量及び適正処理の推進	リサイクル率の算定	環境課	
一人1日あたりごみ排出量	一人1日あたりごみ排出量	環境課	
地球温暖化対策事業の展開	パレットストーブ助成件数	環境課	
一般廃棄物の抑制	廃棄物の排出量	総務課（本庁舎） 観光課（三ノ丸庁舎） 比内総合支所 田代総合支所	
各施設の一般廃棄物抑制	廃棄物の排出量	施設所管課	
水の使用量の抑制	水使用量	総務課（本庁舎） 観光課（三ノ丸庁舎） 比内総合支所 田代総合支所	
各施設の水使用量抑制	水使用量	施設所管課	
事務用紙使用量の抑制	用紙使用量	全課等	
グリーン購入の推進	環境物品等の調達状況	全課等	
環境美化活動の推進	取組み計画の実施状況	環境課	
環境保全活動の推進	取組み計画の実施状況	環境課	
環境教育・環境学習の促進 （学習機会の提供、大館市子どもサ ミット、花いっぱい運動）	事業の実施状況	環境課 学校教育課 生涯学習課	

9. パフォーマンス評価 1. 監視、測定、分析及び評価
1 一般的事項
令和5年4月1日現在

令和5年度「監視・測定項目一覧」

【1. 環境目標関係】

No.2

環境保全活動項目	監視・測定項目	主管課等	備考
省エネ設備導入への助成	事業の実施状況	市民課	
天然記念物と文化財の保護	事業の実施状況	歴史文化課	
合併処理浄化槽の普及促進	合併処理浄化槽設置基数	下水道課	補助及び単独設置の基数
公共下水道の水洗化戸数の促進	水洗化戸数	下水道課	
下水路の浚渫	下水路の浚渫状況	土木課	監視・測定は工事の進捗状況に合わせて随時実施
都市下水路の浚渫	都市下水路の浚渫状況	都市計画課	監視・測定は工事の進捗状況に合わせて随時実施
ごみの減量及びリサイクルの推進 (ペットボトルキャップ回収、ごみ ん回収、3Rの周知・普及)	事業の実施状況	環境課	
コンポストセンターでの堆肥化	種別搬入量及び堆肥化量	農政課	
比内地鶏糞処理施設での堆肥化	種別搬入量及び堆肥化量	農政課	
選挙用ポスター掲示板のリサイクル	リサイクル実施状況	選管事務局	

【全庁単位の消費量を環境目標とし監視・測定する事項】

環境保全活動項目	監視・測定項目	対象施設等	備考
プロパンガス使用量の抑制	プロパンガス使用量	三ノ丸庁舎(観光課) 田代総合支所	算定システムで把握 (左記施設以外においても節減手 順書あり)
公用車燃料使用量の抑制	公用車燃料購入量 公用車走行距離(電費)	公用車保有課	算定システムで把握
ボイラー・暖房用燃料(灯油) 使用量の抑制	灯油購入量	三ノ丸庁舎(観光課) 比内総合支所 田代総合支所	算定システムで把握 (左記施設以外においても節減手 順書あり)

【環境目標以外で基準を定め運用している事項】

環境保全活動項目	取組み項目	主管課等	備考
電力使用量の抑制	抑制のための基準	全課等	庁舎として使用する施設以外に おいても節減手順書あり
除雪機械・除雪機器の適切な管理	取扱い基準	市民課	小柄沢墓園
ペレットボイラー・ストーブの管理	適切な使用及び管理	設置所管課	

9. パフォーマンス評価 1. 監視、測定、分析及び評価
2 順守評価
令和5年4月1日現在

9. 1. 2 順守評価

令和5年度「監視・測定項目一覧」

【2. 法規制（順守）関係】

No. 1

主管課	対象施設等	関係法規制
総務課	○本庁舎軽油貯蔵タンク ○特定建築物の衛生管理（本庁舎） ○本庁舎エアコン	大館市火災予防条例 建築物における衛生的環境の確保に関する法律 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律
市民課	○小柄沢墓園管理センター灯油貯蔵タンク ○小柄沢墓園浄化槽	大館市火災予防条例 浄化槽法
環境課	○し尿処理場放流水（処理水） ○し尿処理場灯油貯蔵タンク ○し尿処理場使用劇物（水酸化ナトリウム・硫酸） ○堤沢埋立最終処分場使用劇物（硫酸） ○大比立鉱山坑廃水中和処理施設 ○し尿処理場チラー ○粗大ごみ処理場エアコン ○粗大ごみ処理場灯油貯蔵タンク ○粗大ごみ処理場浄化槽 ○堤沢、花岡観音堂、千年岱埋立最終処分場の放流水 ○公害防止協定・覚書締結事業所 ○施設のエネルギー管理（市長の管理する施設）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律、水質汚濁防止法 大館市火災予防条例 毒物及び劇物取締法、労働安全衛生法 毒物及び劇物取締法、労働安全衛生法 毒物及び劇物取締法 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 大館市火災予防条例 浄化槽法（みなし浄化槽） 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ダイオキシン類対策特別措置法 公害防止協定 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律 秋田県地球温暖化対策推進条例
福祉課	○総合福祉センターボイラー用灯油貯蔵地下タンク ○総合福祉センターボイラー用灯油サービスタンク ○総合福祉センター受水槽（簡易専用水道） ○総合福祉センターエアコン	消防法、水質汚濁防止法 大館市火災予防条例 水道法 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律
健康課	○保健センター灯油貯蔵タンク ○保健センターエアコン ○休日夜間急患センターエアコン ○休日夜間急患センター灯油貯蔵タンク ○休日夜間急患センター使用医薬品 ○休日夜間急患センター分医療廃棄物 ○休日夜間急患センター診断用X線装置	大館市火災予防条例 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 大館市火災予防条例 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 医療法
農政課	○コンポストセンター浄化槽 ○コンポストセンターの製品品質管理 ○比内地鶏糞処理施設浄化槽	浄化槽法 肥料の品質の確保等に関する法律 浄化槽法

9. パフォーマンス評価 1. 監視、測定、分析及び評価
2 順守評価
令和5年4月1日現在

令和5年度「監視・測定項目一覧」

【2. 法規制（順守）関係】

No.2

主管課	対象施設等	関係法規制
農政課	○比内地鶏糞処理施設の製品品質管理 ○比内地鶏糞処理施設の粉じん等 ○公害防止協定・締結事業所	肥料の品質の確保等に関する法律 公害防止協定 公害防止協定
林政課	○市民の森休憩所浄化槽の排水	浄化槽法
観光課	○三ノ丸庁舎暖房用灯油貯蔵タンク ○三ノ丸庁舎エアコン ○大館市ベニヤマ自然パークコテージ、駐車場公衆トイレ、大葛金山ふるさと館浄化槽 ○秋田犬の里ボイラーのばい煙 ○秋田犬の里灯油貯蔵タンク ○石田ローズガーデン受水槽	大館市火災予防条例 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 浄化槽法（大葛金山ふるさと館はみなし浄化槽） 大気汚染防止法 大館市火災予防条例に準じた取扱い（条例指定数量以下） 水道法
スポーツ振興課	○花岡総合スポーツ公園多目的プール水 ○体育施設浄化槽 （花岡総合スポーツ公園、釈迦内体育館、花岡体育館、十二所体育館）	遊泳用プールの水質基準 浄化槽法（花岡体育館はみなし浄化槽）
	○体育施設灯油貯蔵タンク （花岡総合スポーツ公園、城西体育館、釈迦内体育館、花岡体育館、十二所体育館）	大館市火災予防条例
土木課	○土木課車庫灯油貯蔵タンク ○建設機械車庫灯油貯蔵タンク ○除雪ステーション比内灯油貯蔵タンク	大館市火災予防条例に準じた取扱い（条例指定数量以下） 大館市火災予防条例
都市計画課	○市営住宅（第2獅子ヶ森、大森野）浄化槽 ○市営住宅（水門前、第2獅子ヶ森、御成町、狐台、向町、新町、中町）の受水槽（簡易専用水道） ○外川原地区米代川河川緑地休憩所浄化槽	浄化槽法 水道法 浄化槽法（みなし浄化槽）
まちづくり課	○まちづくり課事務所灯油貯蔵タンク ○大館市桜櫓館灯油貯蔵タンク	大館市火災予防条例 大館市火災予防条例
水道課	○山館浄水場沈殿・ろ過施設の排水 ○山館浄水場使用劇物（水酸化ナトリウム、硫酸） ○山館浄水場浄化槽 ○浄水場使用薬物（水酸化ナトリウム） （長根山浄水場、中山川原浄水場、矢立浄水場） ○水道水（水質等）	水質汚濁防止法 毒物及び劇物取締法、労働安全衛生法 浄化槽法（みなし浄化槽） 毒物及び劇物取締法 水道法

9. パフォーマンス評価 1. 監視、測定、分析及び評価
2 順守評価
令和5年4月1日現在

令和5年度「監視・測定項目一覧」

【2. 法規制（順守）関係】

No.3

主管課	対象施設等	関係法規制
水道課	<ul style="list-style-type: none"> ○工業用水の水質 ○上水道施設の灯油貯蔵タンク （山館浄水場、中山川原浄水場） ○上水道施設の軽油貯蔵タンク （山館浄水場、中山川原浄水場、矢立浄水場、中山取水場、真中旧簡易水道施設、前田送水ポンプ場、本道端取水塔、達子森送水ポンプ場、第1工業用水道、第2工業用水道、第3工業用水道） （長根山浄水場、森合旧簡易水道施設、山田・赤川上水道、別所送水ポンプ場、葛原送水ポンプ場、早口岩瀬第2ポンプ場、本郷岩野目取水場、越山取水ポンプ場） ○上水道施設のエアコン （山館浄水場、山田・赤川取水ポンプ場、本郷岩野目ポンプ場） ○上水道施設の除湿機 （矢立浄水場、山田・赤川取水ポンプ場、中羽立配水ポンプ場、別所送水ポンプ場） 	<p>工業用水道法 大館市工業用水道料金及び手数料条例施行規程 大館市火災予防条例</p> <p>大館市火災予防条例</p> <p>大館市火災予防条例に準じた取扱い（条例指定数量以下）</p> <p>フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律</p> <p>フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律</p>
下水道課	<ul style="list-style-type: none"> ○山館、麓西、四羽出、八木橋、山田、十二所北、独鈷中野地区農業集落排水処理施設の排水 ○餌釣、小新田羽立、岩野目地区農業集落排水処理施設の排水 ○下水道水 	<p>水質汚濁防止法、浄化槽法</p> <p>浄化槽法、水質汚濁防止法に準じた取扱い</p> <p>下水道法、大館市下水道条例、秋田県流域下水道維持管理要綱</p>
比内総合支所	<ul style="list-style-type: none"> ○比内総合支所ボイラーのばい煙 ○比内総合支所ボイラー用灯油貯蔵地下タンク ○比内総合支所発電機用軽油貯蔵タンク ○比内総合支所受水槽（簡易専用水道） ○特定建築物の衛生管理（比内総合支所） ○比内総合支所エアコン 	<p>大気汚染防止法</p> <p>消防法、水質汚濁防止法</p> <p>大館市火災予防条例</p> <p>水道法</p> <p>建築物における衛生的環境の確保に関する法律</p> <p>フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律</p>

9. パフォーマンス評価 1. 監視、測定、分析及び評価
2 順守評価
令和5年4月1日現在

令和5年度「監視・測定項目一覧」

【2. 法規制（順守）関係】

No.4

主管課	対象施設等	関係法規制
比内総合支所	○灯油貯蔵タンク (構造改善センター、高齢者・若者センター、 農村婦人の家、高齢者生産活動施設)	大館市火災予防条例
	○灯油貯蔵タンク (小泉交流センター)	大館市火災予防条例に準じた取扱い(条例指定数量以下)
	○小泉交流センター浄化槽	浄化槽法
田代総合支所	○特定建築物の衛生管理(田代総合支所)	建築物における衛生的環境の確保に関する法律
	○田代総合支所エアコン	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律
	○五色湖周辺施設浄化槽 (五色湖緑地公園ダムサイト右岸、五色湖緑地 公園ダム運動広場、五色湖ロッジ)	浄化槽法(みなし浄化槽)
生涯学習課	○五色湖ロッジ灯油貯蔵タンク	大館市火災予防条例
	○児童育成施設灯油貯蔵タンク (桂城児童センター、城西児童センター、 城南児童会館、有浦児童会館)	大館市火災予防条例
	○公民館施設灯油貯蔵地下タンク (中央公民館、矢立公民館)	消防法、水質汚濁防止法
	○中央公民館受水槽(簡易専用水道)	水道法
	○上川沿公民館ペレットボイラーのばい煙	大気汚染防止法
	○公民館施設浄化槽 (長木公民館、十二所公民館、矢立公民館)	浄化槽法
	○公民館施設灯油貯蔵タンク (釈迦内公民館、あやめ苑、長木公民館、 雪沢分館、二井田公民館、十二所公民館、 花岡公民館、矢立公民館、比内公民館、 田代公民館、市民交流センター)	大館市火災予防条例
○公民館施設灯油貯蔵タンク (上川沿公民館、下川沿公民館)	大館市火災予防条例に準じた取扱い(条例指定数量以下)	
○公民館施設エアコン (中央公民館、釈迦内公民館、長木公民館、 上川沿公民館、二井田公民館、花岡公民、 矢立公民館、比内公民館、田代公民館)	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	
歴史文化課	○郷土博物館灯油貯蔵タンク	大館市火災予防条例
	○郷土博物館浄化槽	浄化槽法

9. パフォーマンス評価 1. 監視、測定、分析及び評価
2 順守評価
令和5年4月1日現在

令和5年度「監視・測定項目一覧」

【2. 法規制（順守）関係】

No.5

主管課	対象施設等	関係法規制
歴史文化課	<ul style="list-style-type: none"> ○特定建築物の衛生管理（郷土博物館） ○郷土博物館エアコン ○鳥潟会館浄化槽 	建築物における衛生的環境の確保に関する法律 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 浄化槽法

資料1：大館市環境マネジメントシステム関係職員名簿（令和5年4月1日現在）

1. 環境管理総括者 大館市長 福原 淳嗣

2. 環境管理責任者 副市長 名村 伸一

3. 環境管理委員会

	職 名	氏 名
委員長	副市長	名村 伸一
委員	教 育 長	高橋 善之
	総 務 部 長	日景 浩樹
	市 民 部 長	伊藤 良晋
	福 祉 部 長	畠 沢 昌人
	産 業 部 長	畠 山 俊英
	観光交流スポーツ部長	阿 部 拓巳
	建 設 部 長	柏 山 一法
	教 育 次 長	成 田 浩司
	議 会 事 務 局 長	乳 井 浩吉
	比内総合支所長	川 上 太
	田代総合支所長	大 井 和博
	会 計 課 長	成 田 政仁
	選 管 事 務 局 長	富 樫 太
	農 委 事 務 局 長	鳥 潟 克次
監 査 事 務 局 長	畠 沢 依子	

4. 実行部門の長

職 名	氏 名
総 務 部 長	日景 浩樹
市 民 部 長	伊藤 良晋
福 祉 部 長	畠 沢 昌人
産 業 部 長	畠 山 俊英
観光交流スポーツ部長	阿 部 拓巳
建 設 部 長	柏 山 一法
教 育 次 長	成 田 浩司
議 会 事 務 局 長	乳 井 浩吉
比内総合支所長	川 上 太
田代総合支所長	大 井 和博
会 計 課 長	成 田 政仁
選 管 事 務 局 長	富 樫 太
農 委 事 務 局 長	鳥 潟 克次
監 査 事 務 局 長	畠 沢 依子

5. 環境推進委員、環境実行委員

実行部門	環境推進委員	環境実行委員
総務課	佐々木 みゆき	浪岡 一 敏
危機管理課	古川 泰 幸	佐々木 仁
企画調整課	川田 博 之	佐藤 拓 人
職員課	阿部 精 範	金 一 智
財政課	若松 健 寿	北林 巨
管財課	田中 達 哉	佐藤 淳
契約検査課	佐々木 祐 信	佐藤 幸 美
市民課	佐藤 税	安達 光 世
保険課	菅原 達 也	横 洩 恵
税務課	齋藤 彰	大森 昌 子
収納課	三浦 盛 人	大澤 しのぶ
環境課	黒田 一 志	泉 裕 喜
福祉課	丸屋 千 幸	大里 克 史
子ども課	富樫 照 幸	山内 智恵子
長寿課	藤原 真 章	松田 暁 仁
健康課	大森 篤 志	佐藤 貢
農政課	渡辺 孝 義	石川 久 人
林政課	小棚木 信 晴	佐藤 周
商工課	大森 泰 彦	山本 司
交流推進課	小八木 步	安部 宣 孝
観光課	五十嵐 俊	畠山 朋 史
スポーツ振興課	工藤 史 尚	畠山 真 樹
土木課	荒谷 雅 人	畠山 工
		虻川 友 貴
都市計画課	本多 利 明	柳谷 敦 広
まちづくり課	佐々木 金 仁	三政 新 一
水道課	茶谷 和 久	工藤 睦 月
		渡辺 賢 一
下水道課	北野 忠 良	佐藤 正 和
		畑井 義 暢
比内総合支所	加賀 至	石垣 正 人
田代総合支所	畠山 博 和	浅川 真 名
会計課	佐藤 勲 典	相澤 智 美
議会事務局	長崎 淳	奈良 美和子
教育総務課	小松原 功 秀	柳谷 真 希
学校教育課	鈴木 明	菅原 陸
生涯学習課	糸屋 みさえ	田村 諭
		佐藤 正 平
歴史文化課	小松 工	鳥潟 幸 男
選挙管理委員会事務局	佐々木 信 成	関本 孝 寛
農業委員会事務局	宮崎 直 人	工藤 学
監査委員事務局	畠山 慶 子	稲葉 秀 行

6. 内部監査員

	職 名	氏 名
代表監査員	観光交流スポーツ部 スポーツ振興課 課長補佐	成 田 修
監査員	総務部総務課 総務係長	浪 岡 一 敏
	総務部ふるさと納税推進室 ふるさと納税推進担当係長	高 橋 奈央子
	総務部契約検査課 契約係長	竹 村 邦 人
	総務部管財課 用地係長	畠 山 雅 寛
	市民部市民課 市民係長	藤 島 由美子
	市民部市民課 マイナンバーカード担当係長	工 藤 忍
	市民部税務課 固定資産税係主査	中 村 芳 樹
	市民部収納課 総務係長	大 澤 しのぶ
	福祉部福祉課 総務係長	大 里 克 史
	福祉部長寿課 高齢者福祉係長	松 田 暁 仁
	産業部農政課 農村整備係長	伊 藤 竜 也
	産業部林政課 木材産業係長	佐 藤 周
	産業部商工課 企業集積係長	佐 藤 信 博
	建設部まちづくり課 歴史まちづくり係長	虻 川 正 人
	建設部水道課 施設係長	工 藤 睦 月
	建設部下水道課 負担金係長	藤 原 英 高
	建設部下水道課 生活排水係長	畑 井 義 暢
	会計課 会計係長	相 澤 智 美
	監査委員事務局 監査係長	稲 葉 秀 行
	教育委員会教育総務課 総務係長	柳 谷 真 希
	市民部環境課 課長補佐	高 橋 勉
	市民部環境課 環境企画係長	石 田 孝 志
	市民部環境課 環境保全係長	泉 裕 喜
市民部環境課 環境企画係主査	佐々木 宏 子	
市民部環境課 環境企画係主任	羽 生 昇 二	
市民部環境課 環境企画係主事	小 森 咲 季	

環境マネジメントシステム関係施設一覧（令和5年4月1日現在）

No. 1

施設名	所管課	所在地	順守義務	緊急事態
大館市役所	総務課	大館市字中城20番地	○	○
大館市役所比内総合支所	比内総合支所	比内町扇田字新大堤下93番地6	○	○
大館市役所田代総合支所	田代総合支所	早口字上野43番地1	○	○
大館市役所三ノ丸庁舎	観光課	字三ノ丸13番地19	○	○
大館市総合福祉センター	福祉課	字三ノ丸103番地4	○	○
市民サービスセンター	市民課	御成町三丁目7番58号		
小柄沢墓園管理センター（東雲閣）	〃	柄沢字小柄沢33番地 ほか	○	○
小柄沢墓園	〃	柄沢字小柄沢2番地 ほか		
十瀬野公園墓地	〃	花岡町字長森161番地1		
小森山墓地公園	〃	比内町笹館字小森山19番地		
田代墓地公園	〃	岩瀬字羽貫谷地中島80番地2		
し尿処理場	環境課	松木字高館平2番地1	○	○
粗大ごみ処理場	〃	沼館字下堤沢130番地2	○	○
堤沢埋立最終処分場	〃	沼館字下堤沢130番地2		
花岡観音堂埋立最終処分場	〃	花岡町字落合沢95番地1ほか	○	○
比内町千年岱埋立最終処分場	〃	比内町大葛字千年岱7番地1		
大比立鉱山坑廃水中和処理施設	〃	早口字大比立内9番15		
大館市障害者生活支援センター	福祉課	岩瀬字赤川20番地		
大館市立身体障害者福祉センター	〃	池内字大出82番地ほか		
パークセンター	子ども課	上代野字稲荷台1番地1	○	
保健センター	健康課	字三ノ丸55番地	○	○
大館市休日夜間急患センター	〃	豊町3番2号		
大館市コンポストセンター	農政課	大披字向台10番地	○	○
大館市比内地鶏糞処理施設	〃	比内町八木橋字鎌谷地沢26番地29		
市民の森（休憩所）	林政課	比内前田字平馬上段78番地	○	
比内ベニヤマ荘 ※休止中	観光課	比内町大葛字金山沢口5番地	(○)	
大葛金山ふるさと館	〃	比内町大葛字金山沢口5番地2	(○)	
大館市ベニヤマ自然パークテラス・公園	〃	比内町大葛字ホッパ沢8番地ほか	○	
秋田犬の里	〃	御成町一丁目13番1号	○	○
石田ローズガーデン	〃	字三ノ丸10番地	○	
花岡総合スポーツ公園	スポーツ振興課	花岡町字アセ石33番地	○	○
城西体育館	〃	根下戸新町6番20号		○
釈迦内体育館	〃	釈迦内字台野道上10番地1	○	○
花岡体育館	〃	花岡町字姥沢32番地1	○	○
十二所体育館	〃	猿間字長漕61番地2	○	○
大館運動公園（田町球場）	〃	土飛山下3番地1		
花岡野球場	〃	花岡町字前田3番地1地内		
二井田野球場	〃	二井田字中台15番地1地内		

※順守義務→法の定めにより排出値、規制値、点検義務などがあるもの。（詳細はP21～37）

※緊急事態→当該施設において決定した事項があるもの。（詳細はP72～75）

施設名	所管課	所在地	順守義務	緊急事態
二井田陸上競技場	スポーツ振興課	大館市二井田字中台15番地1地内		
二ツ山総合公園	〃	〃 餅田1丁目地内		
土木課車庫	土木課	〃 字観音堂403		
除雪ステーション比内	〃	〃 比内町扇田字長坂72-1		○
建設機械車庫	〃	〃 早口字上野46番地8		
扇田駅前駐輪場	〃	〃 比内町扇田字上中島8番地16		
早口駅前駐輪場	〃	〃 早口字弥五郎沢7番地2		
市営水門前住宅	都市計画課	〃 字水門前119番地 ほか	○	
市営第1獅子ヶ森住宅	〃	〃 釈迦内字獅子ヶ森1番地 ほか		
市営第2獅子ヶ森住宅	〃	〃 釈迦内字台野道上9番地2	○	
市営御成町住宅	〃	〃 御成町二丁目4番12号 ほか	○	
市営狐台住宅	〃	〃 柄沢字狐台7番地9 ほか		
市営向町住宅	〃	〃 字向町3番地1 ほか	○	
市営中町住宅	〃	〃 字中町34番地	○	
市営新町住宅	〃	〃 字新町40番地 ほか	○	
市営片山住宅	〃	〃 片山町二丁目1番13号		
市営餅田住宅	〃	〃 餅田一丁目17番74号 ほか		
市営根井下住宅	〃	〃 花岡町字根井下314番地1 ほか		
市営大森野住宅	〃	〃 花岡町字大森野33番地1 ほか	○	
市営長森住宅	〃	〃 花岡町字長森33番地3 ほか		
桂城公園	〃	〃 字中城地内		
犀川河川公園	〃	〃 比内町新館字新館地内		
独鈷河川公園	〃	〃 比内町独鈷字独鈷地内		
柳町児童公園	〃	〃 字中町46番地		
駅前児童公園	〃	〃 御成町一丁目21番地		
清水堰児童公園	〃	〃 御成町一丁目134番地		
昭和児童公園	〃	〃 幸町164番地		
前田児童公園	〃	〃 花岡町字前田102番地3の内		
中道児童公園	〃	〃 中道一丁目13番地		
御成児童公園	〃	〃 御成町二丁目321番地		
城西児童公園	〃	〃 城西町70番1号ほか		
狐台児童公園	〃	〃 柄沢字狐台2番地107		
有浦児童公園	〃	〃 有浦六丁目49番地ほか		
水門児童公園	〃	〃 水門町88番地ほか		
中道南児童公園	〃	〃 中道二丁目73番2号		
長岡児童公園	〃	〃 比内町扇田字長岡地内		
伊勢堂児童公園	〃	〃 比内町扇田字伊勢堂岱地内		
長木川河川緑地	〃	〃 水門町地内		
米代川河川緑地	〃	〃 外川原字前田	○	

※順守義務→法の定めにより排出値、規制値、点検義務などがあるもの。(詳細はP21~37)

※緊急事態→当該施設において決定した事項があるもの。(詳細はP72~75)

施設名	所管課	所在地	順守義務	緊急事態	
大館市桜櫓館	まちづくり課	字中城13番地3	○	○	
大館スカイパーキング	〃	字馬喰町17番			
旧正札竹村新館	〃	字馬喰町48番1号			
山館浄水場	水道課	大館市山館字上ノ山154番地	○	○	
長根山浄水場	〃	東字山屋布下14番地1			
中山川原浄水場	〃	比内町扇田字中山川原72番地2			
矢立浄水場	〃	長走字陣場430番地			
中山取水場	〃	中山字流田32番地2			
山館配水池	〃	山館字上ノ山154番地			
長根山No.1配水池	〃	字長根山1番地			
長根山No.2配水池	〃	字長根山下2番地			
獅子ヶ森配水池	〃	釈迦内字獅子ヶ森1番地	「緊急事態」は、送水ポンプ場設置の軽油タンクに係るもの。近在の配水池を「○」としている。	○	
二ツ山配水池	〃	片山字二ツ山1番地			
軽井沢配水池	〃	軽井沢字鶯ヶ長根1番地2			
葛原配水池	〃	葛原字下ノ沢60番地1			
長森配水池	〃	花岡町字長森164番地2			
矢立配水池	〃	長走字陣場81番地1			
川口配水池	〃	川口字蟹沢7番地1			
白沢配水池	〃	白沢字寺ノ沢346番地2			
別所配水池	〃	十二所字水上64番地2地内		○	○
扇田配水池	〃	比内町扇田字横沢134番地3			
達子森配水池	〃	比内町達子字中台53番地		○	
八木橋配水池	〃	比内町八木橋字外花見69番地2			
真中旧簡易水道施設 (ポンプ場・配水池)	〃	板沢字板沢下26番地ほか		○	
森合旧簡易水道施設 (ポンプ場・配水池)	〃	比内町大葛字上森合1番地2ほか		○	
早口岩瀬第1水道施設 (ポンプ場・配水池)	〃	早口字出口85番3ほか			
早口岩瀬第2水道施設 (ポンプ場・配水池)	〃	岩瀬字中岩瀬246番地2ほか		○	
早口岩瀬第3水道施設 (ポンプ場・配水池)	〃	早口字上野岱66番地49			
山田・赤川水道施設 (ポンプ場・配水池)	〃	山瀬字上袋16番地2ほか	○	○	
蛭沢旧簡易水道施設 (ポンプ場・配水池)	〃	岩瀬字桂岱69番地12		○	
越山旧簡易水道施設 (ポンプ場・配水池)	〃	岩瀬字大石渡40番地4ほか			
本郷岩野目水道施設 (ポンプ場・配水池)	〃	早口字向長戸呂7番地3ほか	○	○	
第1工業用水道取水施設	〃	二井田字中阿久津34番2			
第1工業用水道配水施設	〃	二井田字田子森1番地1	○	○	
第2工業用水道取水施設	〃	二井田字上阿久津17番4			

※順守義務→法の定めにより排出値、規制値、点検義務などがあるもの。(詳細はP21~37)

※緊急事態→当該施設において決定した事項があるもの。(詳細はP72~75)

施設名	所管課	所在地	順守義務	緊急事態
第2工業用水道配水施設	水道課	大館市二井田字前田野5番地56		
第3工業用水道取水施設		// 二井田字上阿久津89番地3	○	○
第3工業用水道配水施設		// 二井田字前田野5番地45		
餌釣地区農業集落排水施設	下水道課	大館市池内字大出119番地		
山館地区農業集落排水施設	//	// 山館字田尻302番地		
四羽出地区農業集落排水施設	//	// 檀崎字大道下5番地6		
麓西地区農業集落排水施設	//	// 比内前田字桂清水下16番地3		
小新田羽立地区農業集落排水施設	//	// 比内町笹館字伊勢堂242番地	○	○
八木橋地区農業集落排水施設	//	// 比内町八木橋字森下32番地1		
山田地区農業集落排水施設	//	// 山田字寺下68番地2		
岩野目地区農業集落排水施設	//	// 早口字一本木12番地2		
十二所北地区農業集落排水施設	//	// 曲田字上谷地112番地		
独鈷中野地区農業集落排水施設	//	// 比内町独鈷字川久保38番地3		
農村婦人の家	比内総合支所	大館市比内町独鈷字川久保33番地1		
高齢者・若者センター	//	// 比内町大葛字大葛家後74番地3		○
高齢者生産活動施設	//	// 比内町中野字下鞆内102番地2		
構造改善センター	//	// 比内町達子字曲谷地62番地7		
小泉交流センター	//	// 比内町白沢水沢字水沢25番地2	○	○
大館市五色湖ロッジ	田代総合支所	// 岩瀬字大川目元渡28番地14	○	○
大館市五色湖緑地公園	//	// 岩瀬字大川目元渡148番地ほか	○	
大館市薄市山の家	//	// 早口字早口沢国有林2245林班ろ小班		
大館市平滝自然観察教育林	//	// 早口字早口沢国有林2284林班ち小班内		
桂城児童センター	生涯学習課	// 水門町1番5号		○
釈迦内児童センター	//	// 釈迦内字相染台24番地		○
城西児童センター	//	// 城西町8番1号		○
城南児童会館	//	// 字桜町7番地2		○
有浦児童会館	//	// 有浦四丁目6番43号		○
有浦児童会館分館	//	// 有浦一丁目8番33号		
中央公民館	生涯学習課	// 字桜町南45番地1	○	○
比内公民館	//	// 比内町扇田字庚申岱8番地	○	○
田代公民館	//	// 早口字上野43番地2	○	○
釈迦内公民館	//	// 釈迦内字上大留6番地	○	○
長木公民館	//	// 上代野字八幡岱24番地1	○	○
上川沿公民館	//	// 池内字大出135番地	○	○
下川沿公民館	//	// 川口字隼人岱108番地55	○	○
真中公民館	//	// 出川字上野30番地		○
二井田公民館	//	// 二井田字高村1番地	○	○
十二所公民館	//	// 十二所字元館1番地1	○	○
花岡公民館	//	// 花岡町字前田102番地3	○	○

※順守義務→法の定めにより排出値、規制値、点検義務などがあるもの。(詳細はP21~37)

※緊急事態→当該施設において決定した事項があるもの。(詳細はP72~75)

施設名	所管課	所在地	順守義務	緊急事態
矢立公民館	生涯学習課	// 白沢字白沢1149番地	○	○
長木公民館雪沢分館	//	// 雪沢字上谷地55番地3		○
二井田公民館麓西分館	//	// 比内前田字下前田8番地		
あやめ苑	//	// 釈迦内字上大留6番地		○
市民交流センター	//	// 根下戸新町6番13号		○
郷土博物館	歴史文化課	// 釈迦内字獅子ヶ森1番地1	○	○
鳥潟会館	//	// 花岡町字根井下156番地	○	
長走風穴館	//	// 長走字長走362番地6		
秋田三鶏記念館	//	// 釈迦内字獅子ヶ森1番地1		
芝谷地湿原管理棟	//	// 釈迦内字二ツ森35番地6		
樺の厠	//	// 出川字前田83番地2		

※順守義務→法の定めにより排出値、規制値、点検義務などがあるもの。(詳細はP21~37)

※緊急事態→当該施設において決定した事項があるもの。(詳細はP72~75)